

2013
第5号

国士舘史研究年報

楓原



学校
法人 国士舘

Kokushikan

2013
第5号

国士館史研究年報
楓 原



学校法人 国士館

Kokushikan

戦災からの復興

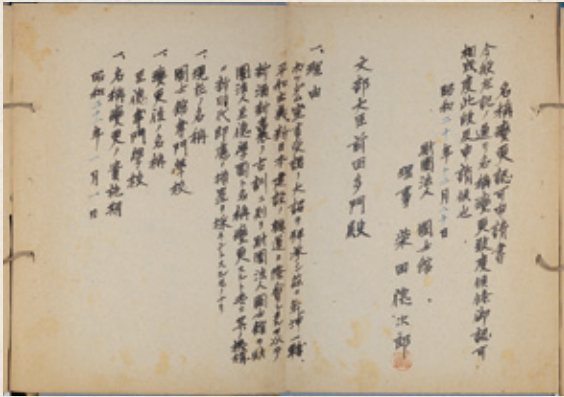
国士館は、甚大なる戦災の中、終戦を迎えた。東京が灰燼に帰すなかで、国士館も校舎のほとんどを焼失し、戦災を免れたのは、大講堂と柔道場、剣道場と正気寮、時習寮のみであった。それでも、わずかに焼け残った大講堂や剣道場などを教場として、徐々に授業を再開していく。

写真は、一九四七(昭和二二)年頃に復員・復学した専門学校生たちである。彼等の勉強への意欲は極めて高く、その後の国士館を支えていくことになる。



昭和22年頃 復員・復学した専門学校生たち

国士館から至徳学園へ



昭和20年12月20日 名称変更認可申請書

終戦後、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)は、それまでの国家主義的な日本の教育が日本人の思想形成に深く関わっていたとして、教育の民主化に力を注いだ。

こうした時代背景の下で法人名・校名を至徳学園と改称及び寄附行為改正の認可申請を一九四五(昭和二〇)年一月二〇日に提出した。名称変更は文部省の要請に基づき、「平和主義新日本建設」の機運の下で実施されたのであった。「至徳」という名称は、顧問徳富蘇峰が、中国五経の一つ『礼記』にある「聖人至徳」の文言から名付けたと言われている。

校長には、公職追放が適用された柴田徳次郎に代わって中学時代から親交のあった鮎澤巖が務めた。鮎澤はコロンビア大学大学院で国際労働法の博士号を取得。その後国際労働機関(ILO)に勤務し、優れた語学力とアメリカで培われた学識と卓見で、先駆的国際人として活躍していた人物である。



初代校長 鮎澤巖

新制度のもついで



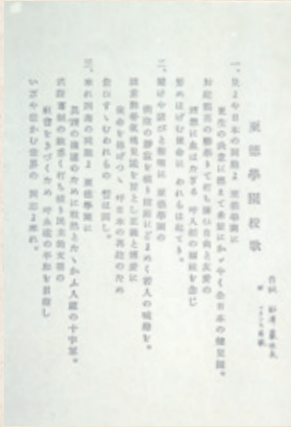
昭和22年3月 至徳学園教授陣
(右から地歴科神保規一、剣道科小川忠太郎、漢文学新田興、校長鮎澤巖、
理事柴田梵天、柔道科会田彦一、国文学小池藤五郎)



昭和22年頃 英語の授業風景

復興への足音

戦後、民主化の影響は様々なかたちで表れ始めた。写真左は、至徳学園校歌である。作詩は校長鮎澤巖で、曲にはフランス国歌をあてるといったユニークなものであった。写真下は一九五一（昭和二六）年頃の至徳学園野球部のメンバーである。ユニフォームのローマ字表記が新時代の到来を示している。



至徳学園校歌

時代は、一九五一年のサンフランシスコ平和条約の締結によってGHQによる日本占領が終結する。こうしたアメリカの対日政策の変更を背景として、学園の名称を国士館に復すことを理事会が決議し、一九五三（昭和二八）年三月に文部省より認可を受け、学校法人国士館に名称変更を行った。



昭和26年頃 至徳学園野球部

青年大民団結成百年

国士館史資料室長 佐々博雄

二〇一三（平成二五）年は、国士館の母体である青年大民団が結成されて、百年目の年にあたる。一九一三（大正二）年四月三日に結成されたとする青年大民団は、本学創立者柴田徳次郎と東京府下の学生等の集まりである「思いやり会」や早稲田の福岡出身者の会「筑前学生会」などが合同し、発展組織化した社会教化啓蒙団体である。翌々一九一六（大正五）年六月には機関雑誌『大民』を発刊し、「興国救人」「社会改良」「青年指導」を掲げ活動を本格化した。一九一七（大正六）年一月四日、東京麻布筭町の大民団本部において国士館開館式を挙行了。ここに大民団の精神をもって教育を行う、私塾「國士館」が誕生したのである。

国士館史資料室では、青年大民団結成百年を記念して、一〇月三〇日から学園祭・創立記念日をはさみ一月一〇日の父母懇談会まで、大講堂において、青年大民団結成一〇〇年記念展示「国士館を創る―青年大民団の結成と国士館―」と題する特別コーナーを設けて、多くの来場者を得た。

現在、国士館史資料室では百年史編纂専門委員会を中心に、通史編に先立ち、まず平成二六年度完成予定の百年史史料集二冊の編集作業に努力しているところである。史料集編纂にあたって、最近諸賢のご協力によって、多くの資料が寄せられるようになり大変感謝しているところであるが、国士館の歴史をより詳しく知るための基本史料である雑誌『大民』原本は、ほとんど資料室に所蔵していない状態である。さらなる、ご提供及び情報を願う次第である。

国士館史研究年報『楓原』も号を重ねて五号を発刊するにいたった。第五号には、戦前中国東北部鏡泊湖畔に山田（喜多）悌一らによって設立された「鏡泊学園」関連論考などや戦後の至徳学園（国士館の改称）関連史料、卒業生の寄稿なども収載することにした。

二〇一七（平成二九）年の国士館創立百年に向かい、室員一同、年史編纂を進め務めている。今後とも国士館史資料室及び編纂事業への、より一層のご支援をお願いしたい。

平成二六年三月一日

国士舘史研究年報

国士舘史研究年報二〇一三 — 楓原 — 第五号

目次

● 巻頭言

青年大民団結成百年

.....

佐々 博雄

● 論文と資料紹介

論文

国士舘大学設立事情の一断面

— 一九五四年六月「教育職員免許法」の一部改正に注目して —

..... 山崎 真之 11

満洲鏡泊学園とその設立過程について

..... 漆畑真紀子 29

国士館史関係資料の翻刻並びに補註 第五卷 国士館史資料室 51

- 1 国士館専門学校名称変更認可書原本 52
- 2 国士館中学校及国士館商業学校名称変更認可書原本 58
- 3 財団法人国士館寄附行為変更認可書原本 62
- 4 至徳専門学校学則変更認可書原本 80
- 5 国士館工業学校廃止並ニ国士館商業学校生徒募集開始認可書原本 103
- 6 至徳専門学校学則改正認可書原本 111
- 7 至徳専門学校授業料変更ニ伴フ学則変更届原本 145
- 8 至徳専門学校学則中変更認可書原本 153
- 9 至徳専門学校長事務取扱認可書原本 157
- 10 学校法人至徳学園寄附行為 165

● 国士館の思い出

国士館での思い出 齊藤 毅 177

● 国士館を支えた人々

斎村 五郎 浪江 健雄 181

●平成25年度事業報告……………

……… 国士館史資料室 191

1 国士館百年史編纂委員会並びに専門委員会

- (1) 国士館百年史編纂委員会／(2) 国士館百年史編纂委員会 専門委員会
- (3) 国士館百年史編纂委員会 専門委員会 研究会

2 国士館史資料室の活動

1 調査・収集

- (1) 平成25年度の主たる資料調査／(2) オーラル調査／(3) 主な寄贈資料

2 整理・保存

- (1) 資料目録作成状況／(2) 資料保存

3 利用・公開

- (1) 収蔵資料の公開（収蔵資料検索システム運用状況）／(2) ホームページ／(3) 教育普及活動

4 室の構成

5 活動日誌

●関係法規

国士館百年史編纂委員会要綱／国士館史資料室規程……………

論文

国士館大学設立事情の一断面

—一九五四年六月「教育職員免許法」の一部改正に注目して—

山崎 真之



はじめに—「教職の国士館」という伝統の継承

「国士館」における教員養成の歴史は、戦前、学園が法令に基づく高等教育機関として最初に開設した専門学校開校時（一九二九年四月）にまで遡ることができる。すなわち、同校における教育は、「国士館ノ本領タル真摯堅美ナル精神ヲ涵養シ兼ネテ中等教員ヲ養成スル」ことを主たる目的として開始され、第一回卒業生には無試験検定による中等教員免許状取得（「剣道」・「柔道」）の途が開かれていた²⁾。また戦後では、大学に先立ち開設された短期大学（一九五三年四月開校、国文科・経済科）においても、開校翌年の十一月には教育職員免許法（以

下、教免法）の規定による教員免許状（以下、教免）の資格認定を受け（中学校・高等学校「国語」（≡国文科）および中学校「職業」・高等学校「商業」（≡経済科³⁾）、その後増設された体育科（一九五六年四月開校）では、同年三月に中学校「保健体育」の資格認定を受けた⁴⁾。

こうした学園における伝統は、大学発足後（一九五八年四月開校）も絶え間なく引き継がれ、現在に至る。すなわち、大学開設時の設置学部であった体育学部は、開校直前の同年二月、いわゆる「課程認定」（中学校・高等学校「保健体育」）を早くも受け⁵⁾、以降、大学内では教育・研究組織の拡充とともに、他方で多様な校種および教科等に応じた教職課程の充実が図られてきた。（表1）参照）。試みに、近年の実績を手元の資料によってみれば、「二〇〇八年度現在」註・引用者） 本学の学生

【表 1 国士館大学・大学院取得可能教員免許状一覧（2013 年度現在）】

学部・研究科	開設年度	校種および教科種			備考	
		幼稚園 小学校 養護教諭	中学校	高等学校		
学部 (二種免許状)	体育学部	1958 年	小学校養護 教諭	保健体育	保健体育	
	政経学部	1961 年		社会	地理歴史 公民情報 商業	
	理工学部	2007 年		数学科 技術	数学科 情報 工業	1963 年度開設の工 学部を 2007 年度 に組織変更した。
	法学部	1966 年		社会	公民	
	文学部	1966 年	幼稚園 小学校 養護教諭	社会 保健体育 国語	地理歴史 公民 保健体育 国語 書道	
	21 世紀アジア 学部	2002 年		社会 英語	地理歴史 公民 英語	
	経営学部	2011 年		社会	地理歴史 公民 情報 商業	2011 年度に政経学 部（経営学科）を 組織変更した。
大学院 (専修免許状)	政治学研究科	1965 年		社会	地理歴史 公民	
	経済学研究科	1965 年		社会	地理歴史 公民 商業	
	工学研究科	1994 年			工業	
	法学研究科	1995 年		社会	公民	
	スポーツ・ システム研究科	2001 年		保健体育	保健体育	
	人文科学研究科	2001 年		社会 国語 書道	地理歴史 公民 国語 書道 保健体育	
	総合知的財産 法学研究科	2006 年		社会	公民	
	グローバル アジア研究科	2006 年		社会	地理歴史 公民	

註) 本表は国士館大学教務課作成資料（2012 年 10 月作成）等によって作成した。

総数は約一万三〇〇〇人であり、そのうち教職課程履修学生は約四〇〇〇人におよぶ。全学生数の三割が教職に登録していることになる。例年、教員免許一括申請数は約九〇〇件、実学生数で五〇〇名強になる。こうして本学は、多くの教員免許を発行し教員養成に貢献してきた⁽⁶⁾といえる。

他方、教職課程の要となるその指導・運営体制においても、近年、改革が進められている。二〇〇六年七月の中央教育審議会答申（「今後の教員養成・免許制度の在り方について」）では、大学における教職課程の質の維持・向上を促すため、教職課程の認定に係る審査については、今後各大学の教員養成に対する理念や教職課程の設置の趣旨および責任ある指導体制等を審査対象とする旨などを提言した。こうした動向に即して国士館大学では、二〇〇七年度に「学長直属の専門機関として、学内外の教師教育、とりわけ国立法人の経験者によって「国士館大学教職課程の在り方懇談会」（以下、「在り方懇」と略記）を組織し、広い視点に立った検討を依頼した。在り方懇は、三回にわたって実施され、（中略）委員の経験と見識をもとに毎回活発に討議が進み、今後の国士館大学の教職教育の在り方を示唆するものとなった⁽⁷⁾。そして懇談会では、審議の結果を「教職の国士館」をめざすグ

ランドデザイン―国士館大学教職課程の在り方懇談会・審議のまとめ―と題した報告書にまとめ、二〇〇八年三月二四日、学長宛に提出している。報告書では、大学が掲げる教員養成に対する理念等を具現化する全学的・組織的な教職指導体制の構築などが指摘され、現在の国士館大学では、その提言に基づき設立された教職課程運営センター（二〇〇九年三月設置）を中心に、全学的な視点に立った教職課程の指導・運営・改善等に努めている⁽⁸⁾。

かくして「国士館」における教員養成、あえていえば、その「目的養成」⁽⁹⁾の伝統は、専門学校開校以来、現在まで一貫して行われ、その継承は本年度をもって実に八四年目を迎えたことになる。本小論では、こうした「国士館」における「教員養成重視」の姿勢を念頭に、これまでの諸研究では必ずしも明確にされてきたと言えない、大学の設立事情について若干の考察を加えてみたい。

一 問題の所在―「学園史」・「個別史」の記述からみる課題

『百年史』（仮称）の編纂過程にあって、既刊の「学園史」（『国士館八〇年の歩み』・『国士館九十年』）は筆者に多くの示唆を与える貴重な研究となっている。また「個別

史」(『国士館大学体育学部三十年誌』(以下、『体育誌』)、『国士館短期大学四九年のあゆみ』(以下、『短大史』))、も同様である。しかし、それは同時に『百年史』で明らかにしなければならぬ新たな課題をも提起する。そこで本節では、「学園史」および「個別史」の記述を中心に、大学設立事情に関する国士館史研究の到達点をまずは整理するとともに、同時にそこに内在する課題数点をあわせて提示してみたい。

①「学園史」の記述からみる課題

大学の設立事情には、短期大学体育科の存在が密接に関係している。端的にいえば、既存の体育科が大学設立時における組織上の母体校となったことは、すでに「学園史」が指摘しているとおりである。そこで「学園史」の記述を中心に、短期大学設立前後から大学設立前後までの動向を並列的に整理したのが【表2】である。また補足的に【資料1】には、一九五七年九月三〇日に提出された「大学設置認可申請書」¹⁾から関連箇所を摘記する。(なお、資料にみられる傍線は引用者が付した。以下、同様。)

【資料1】「大学設置認可申請書(前篇)」

第十四 現在設置している学校の状況(中略)

五 母体校のあるときはその転換方針

母体校たる国士館短期大学体育科の設置認可当時の体育科専用の校舎、建物、図書、機械、器具備品、教員、学生をあげて新設の国士館大学体育学部設置の為に吸収充当する。従つて昭和三十三年四月国士館大学設置認可の上は、既存の国士館短期大学体育科は学生募集を停止し、自然廃校となるものとする。

六 校地、校舎、図書、機械、器具、教員、学生の転換方針(中略)

6 教員のうち短大体育科専任教員十二名を新設

大学体育学部専任教員として採用し、又短大体育科兼任教員も新設体育学部兼任教員として委嘱する。

7 学生のうち短大体育科在籍者で、第二年度及

第一年度学生は、それぞれ新設大学体育学部第三年度及第二年度に編入する。

第十五 将来の計画

一、学部及び学科組織に関すること。

現在の短期大学国文科及び経済科(第二部)を将来施設の充実と共に四年制にして教育の徹底を図る予定である。(後略)

まずはこれらの史資料を参照しながら、筆者が思う素材
な疑問四点を簡潔に提示してみたい。

第一に、一九五五年度には体育科設置の申請が進む一
方、同時に大学設立の計画が発表され、さらに翌年四月
の体育科開校以降においては、やや早急とも思われる期
間内に大学（体育学部）設立準備が本格化していったこ
とが【表2】から看取される。しかし、財政的にも困
難な状況であったことは容易に推察される当時の情勢に
あって、なぜこの時期に、この両者の立案・設立を同時
並行的に進めたのか、という点である。

第二に、【資料一】によれば、大学設立申請の段階で、
すでに体育科以前の既設学科（国文科・経済科）につい
てもその後は順次各学部へ昇格させる計画であったこと
がわかる。しかし素材にみれば、学部昇格への順序は、
まずは多年にわたる教育実績があり、かつ組織上も安定
していた既設学科を念頭にした学部設置を計画するの
が、ごく一般的な過程ではないだろうか。要するに国士
館大学では、なぜ既設の学科ではなく、いまだ完成年度
前の体育科を母体とした学部（体育学部）をあえて先に
計画・開校したのか、あるいはそうせざるを得なかった
という点である。

第三に、そもそも短期大学内における既設学科がいず
れも「二年制」であったのに対して、体育科のみは当初
より「三年制」として申請・認可されている。そうした
理由はどこにあったのか、という点である。

第四に、第三点と関連して、いずれにしても「三年制」
として開設された体育科が完成年度を待たず、わずか二
年で入学者募集の停止を決定し、同時に在籍学生を新設
体育学部へと編入学させたこと、あるいはそうせざるを
得なかったのはなぜか、という点が浮上する。以上の概
ね四点が、「学園史」の記述からみる筆者の疑問点である。

②「個別史」の記述からみる課題

他方、こうした課題の究明に大きな示唆を与えてくれ
るのが、『体育誌』および『短大史』にみられる関連記
述である。結論からいえば、大学設立の直接的な動機は、
教免、とりわけ高等学校教諭免許状授与の資格認定との
関係上にあったことが、「個別史」の記述を整理するこ
とによってある程度明らかとなる。たとえば、『体育誌』
の紙面上で企画された設立当時の関係者（大学当局）に
よる「座談会」から関係箇所を摘記すれば、左のとおり
である。¹²

司会（中略）では、短期大学が設立されるまでの

【表 2 短期大学設立前後および大学設立前後における動向】

年	月	短期大学関連	大学関連
1952年	10月	短期大学（国文科・経済科、ともに2年制課程）設立の申請。	
1953年	3月	短期大学設立の認可。	
	4月	短期大学（国文科・経済科）を開校。	
1954年	5月	正規課程（国文科・経済科）における教員免許状授与の資格認定を申請。	
	11月	国文科に中学校・高等学校「国語」、経済科に中学校「職業」・高等学校「商業」の教員免許状資格の認定。	
1955年	(3月)	(至徳専門学校廃止。)	
	5月		国史館再建感謝報告会を開催して、大学創設の構想（工事見積書等を含む）を発表。
	9月	体育科（3年制課程）設置の申請。	
	11月	正規課程（体育科）における教員免許状授与の資格認定を申請。	
1956年	3月	体育科設置の認可。 体育科に中学校「保健体育」の教員免許状資格の認定。	
	4月	体育科を開校。	
	5月		維持委員会で大学設立を承認。
	11月		東京都より「国史館大学体育科創設資金募集」が認可。
1957年	7月		理事会で大学設立を決定。
	9月		大学（体育学部）設立の申請。 正規課程（体育学部）における教員免許状授与の資格認定を申請。
1958年	1月		大学設立の認可。
	2月		体育学部に中学校・高等学校「保健体育」の教員免許状資格の認定。
	3月	本年度をもって体育科の入学者募集を停止。	
	4月	体育科在籍学生は大学体育学部へ編入学。	大学（体育学部）を開校。（短期大学からの編入生を受け入れるため、開設年次は第1・第2・第3学年とする。）
1960年	3月	体育科を廃止。	

註）本表は「学園史」によって作成したが、明らかな誤記等については筆者が修正を加えた。

いきさつを、石田先生にお願いしたいと思います。

石田（中略）昭和三十年に国文科に、三年制の短期大学を増設するという申請をしました。この時は、順天堂大学の体育学部の第一期生が卒業した年だったんですね。体育の学部（学科か―註・引用者）を増設するにはよい時期で、そういった面でも勢いがあつた時期ですから…。許可も簡単におりました。（中略）カリキュラムは、全体的に網羅し、教員養成を高らかに謳い上げたものでしたね。とにかく、当時はみんな苦労した、ということは確かです。そういうことで、短大を二年制ではなく、三年制にしたということですよ。

司会 それは何か理由があつたのですか。

石田 国士館はもとも四年制の専門学校でしたから、いずれは元に戻したいということだったのでしようね。それで、四年制にする時も、わりあいすんなりといきましたよね。

司会 よくわかりました。それでは坂井先生、その短大から昭和三十三年に学部に移行した当時のことについて、何かご存じでしたら、お願いします。

坂井 細かいことについては、ほとんど記憶にないんです。確か、短大（三年制）では高校の教員免許

が取れない、入学募集の時には免許が取れると謳っていて、三年では取れないはしないだろう。その約束を果たすには四年制にする外はないということだったと思うんですが…。

大野 あれは、学生から文句を言ってきたんだ。それで三年制でももらえるように、大学側が運動したが、ダメで、卒業前に急に四年制になったんです。ただ、三年で卒業した者も何人かいたと思いますけど…。

司会 十何人いるという記録になっています。（後略）

続けて補足的に、右の記録と関連する数点の史資料をあわせて提示しておく。

はじめに短期大学体育科の増設事情について語る石田氏の発言内容に注目して、【表3】には一九五五年度現在の体育科教員養成学校およびその卒業生数を示した。同表によれば、体育科申請当時における体育系学部（学科）等は全国にわずか一六校と少ないこと、あるいは教員の需要と供給量とのバランスを予測して設定されるはずの国立大学卒業生数（Ⅱ「計画養成」を合計しても三一〇名程度とまだまだ僅少であつたこと、などがわかる。

【表 3 1955 年度における全国体育科教員養成学校の卒業生数】

大学名	学部・学科名、等	卒業生数
【国立大学】		
福島大学	学芸学部（特別教科教員養成課程）	30名
東京教育大学	体育学部（体育学科・健康学科）	165名
お茶の水女子大学	文教教育学部（教育学科体育学専攻）	15名
金沢大学	教育学部（特別教科教員養成課程）	30名
奈良女子大学	文芸学部（教育学科体育学専攻）	10名
広島大学	教育学部（特別教科教員養成課程）	30名
鹿児島大学	教育学部（特別教科教員養成課程）	30名
		小計 310名
【私立大学】		
日本体育大学	体育学科	180名
順天堂大学	体育学部（体育学専攻・健康教育学専攻）	120名
天理大学	体育学部	40名
		小計 340名
【短期大学】		
長崎県女子体育短期大学	体育科	30名
東京女子体育短期大学	保健体育科	50名
東京女子大学短期大学部	体育科	40名
日本女子体育短期大学		40名
武庫川学院女子短期大学	体育科	40名
中京女子短期大学	体育科	40名
		小計 240名
		総計 890名

註）本表は『国史館大学設置認可申請書（写）』（国史館史資料室所蔵）によって作成した。

したがって同表からは短期大学体育科開設当時、そうした教員需要を補完する私立大学等の設立が国家的に必要であったことが同時に看取される。なお、手元の資料によつて一九五三年時点における体育科教員の実態をみれば、その有資格者の割合は中学校教諭で二六・四%、高等学校教諭では五八%という実情であつた。¹³⁾ してみれば、石田氏の「体育の学部を増設するにはよい時期で、そういった面でも勢いがあつた時期ですから…。許可も簡単におりました」との記録は周辺事情を鑑みても一定程度に理解されるところである。しかし、それはあくまで一般的な傾向を示すにとどまり、国史館大学という個別事例としてみた場合については、なお、疑問が残る。すなわち、「そういうことで」に続く体育科「三年制」の設置理由および他方で大学設置の計画を同時に進めた点など、さきに提示した疑問はいまだ判然としない。

続けて短期大学体育科から大学体育学部への移行時期の事情を語る坂井氏および大野氏の発言内容に注目して、【資料二】には体育科開設年度に配布された「入学案内」、【資料三】には『短大史』から関連箇所を摘記する。¹⁴⁾

【資料二 昭和三十一年度「国士館短期大学入学案内」】

独立日本は国士館から、都下唯一の緑の学園

家塾的教育の大道場、日本新教職者養成

新設

体育科（昼） 三年制

国文科（昼） 二年制

経済科（夜） 二年制

（中略）

一、文部省認定教員免許状

本学卒業者で教職課程の所定単位を取得した場

合

イ、国文科は中学校並びに高等学校の国語の免

許状が得られる。

ロ、経済科は中学校の職業の免許状と高等学校

の商業の免許状が得られる。

ハ、体育科は中学校並びに高等学校の保健体育

の免許状が得られる。

【資料三 『短大史』「第八節 国士館短期大学体育科の

設置と体育学部への移行」】

（前略）短期大学体育科設置の翌年九月三〇日には、国

士館大学体育学部としての大きな転換がはかられ

た。三三（一九五八）年一月一〇日には体育学部の設置認可が下り、短期大学体育科は短時日のうちに、体育学部へと組織変えがなされていった。慌ただしい学部設置の申請は、昭和三二（一九五七）年二月五日「緊急陳情」として、私立大学設置審議会委員に提出が予定されていた次の陳情書がその間の裏事情を伝えている。

緊急陳情

国士館が昭和三十年に許可して頂いた三年制体育科は高等学校教員免許状が貰へる建前でしたが、今の在學生はその公約を信じて入学して居ります。それが三十二年度からは法により高校教員免許を剥奪されることになりました。これは忍び難き「已得権」の剥奪です。純真な學生は「欺かれた」として途方に暮れて居り、父兄は憂いに沈んで居り、短大協会では必死に戦って居りますが、今の処救急策は四年制に昇格する以外に助かる道はありません。

実に今回の申請は学校として「良心の至上命令」であります。乱暴極まる立法者、非民主的当局の身代りの犠牲的献身であります。

実にこの申請は学校の押へ難き良心的義務心と切捨御免の悪法に対する正当防衛であります。(原文通り)

かなり高揚した口調になっているのは、私立大学設置審議会の実地視察時に某委員が「卒業生の五、六回も出した上、その成績を見てからでない」と申請できない」という発言を受けての火急の陳情によるからである。(後略)

右の史資料からして、国士館大学設立事情の一端が、高等学校教諭免許状授与資格の取得関係上にあったことは断定してよい。要するに、その詳細についてみれば、【資料二】・【資料三】にみられる短期大学体育科第一回入学者に対して行った「高等学校教員免許状が貰える建前」等の公約が一九五七年頃には実施できない見通しとなり、そこで学園では大学設立および一連の移行措置等を具体化させたということ、またこうした事態となった直接的な原因を「緊急陳情」によってみれば、それは法の改正、すなわち教免法の改正を発端としていたということである。恐らく、こうした見方が現状における国士館史研究上の「通説」といえる。しかし、これまでの考察

を総括的にみれば、こうした通説ではいまだ説明しきれない疑問の点数がさらに浮き彫りとなる。次に「学園史」の場合と同様、その課題点を簡潔に提示してみたい。

第一に、短期大学体育科開校以前に申請・認可された教免授与資格については、あくまで中学校「保健体育」のみであったという事実はさきに示した【表2】から明らかである(一九五五年三月認可)。それにも係わらず、第一回入学者に対して、なぜこの時点で中学校教諭のみならず、「高等学校教諭」資格授与もあわせて公約したのか、という点である。

第二に、「緊急陳情」の内容を素直に理解すれば、学園はその作成日から一九五七年度中に、さきの公約不履行を自覚したということになる。さらにそれは「切捨御免の悪法」、すなわち教免法の改正に由来するとされる。しかし、そもそも教免法の改正が一九五七年度中に行われたという事実はなく、当時施行されていた同法の運用は一九五四年六月時点の改正法(施行は同年一二月)であった。¹⁶⁾ 要するに法規上からすれば、短期大学体育科における高等学校教諭の教免授与資格は開設申請のはるか一年以上前から失っていた、あるいは一九五六年三月の時点では認可されようのない実情にあったということになる。では、この間の複雑な事情をいかに理解すればよ

いのであろうか。

くわえて【表4】には、国士館大学体育学部設立認可以前における私立大学体育学部の設立状況と教免授与資格の認定時期を示した。同表によれば、国士館大学体育学部に対する教免審査の認定過程が極めて例外的であった点が看取される。すなわち、それ以前の他大学における資格授与の認定が、いずれの場合も開校から数か月あるいは数年という教育実績を踏まえた後に行われているのに対して、国士館大学におけるその認定は大学設立認可のわずか一か月後であり、しかもそれは開校以前に行われている。この点もさきの二点に加えて指摘してきた⁽¹⁾。

二 一九五四年六月の「教免法」一部改正について

以上の考察から、これまで提示した数点の課題を究明する最大の要点は、学園が短期大学体育科設立当時に運用されていた一九五四年六月改正の教免法（以下、改正教免法）をいかに理解していたのか、という点にあることは明らかである。では、改正教免法はいかに改正され、またそれはいかなる内容を含んでいたのであろうか。本節では、改正教免法で変更された内容のうち、とりわけ

【表4 国士館大学設立認可以前における私立大学体育学部（教免「保健体育」認可状況含む）の動向】

年	月日	設立・認可の状況	備考
1949年	3月25日	日本体育大学（体育学部）の設立認可	
1951年	3月1日	順天堂大学（体育学部）の設立認可	
1954年	12月7日	順天堂大学・体育学部「保健体育」（中・高）の課程認定認可	昭和29年4月1日から適用
1955年	2月1日	天理大学・体育学部の増設認可	
	3月24日	日本体育大学・体育学部「保健体育」（中・高）の課程認定	昭和29年4月1日から適用
	12月20日	天理大学・体育学部「保健体育」（中・高）の課程認定認可	昭和30年4月1日から適用
1958年	1月10日	国士館大学（体育学部）の設立認可	
	2月14日	国士館大学中学校・高等学校「保健体育」の課程認定認可	昭和33年4月1日より適用

註1) 1953年7月教免法の一部改正において「課程認定」制度が導入された。

註2) 本表は国立印刷局編『官報』によって作成した。

本稿との関わりから、高等学校教諭の教免等に関する内容に注目した検討を行うとともに、その後の動向もあわせて確認してみたい。

一九四九年九月より施行された教免法は、改正教免法の制定までに計五回の修正が加えられている¹⁸⁾。こうした短期間のうちに幾多の改正が行われたのは、「免許法の制定が占領下という特殊な環境のもので然も過去の教員免許制度に根本的な改革を加えたものであつただけに、我が国の教育事情に添わない点や実際に即応しない部分も多く、従つて新事態の起るにつれて改正¹⁹⁾」しなければならぬ事情によるものであつた。改正教免法の制定理由の一端も、占領下からの独立後におけるわが国教育の実情に即応させることにあつたことは、左に示す一九五四年八月に発せられた都道府県教育委員会宛文部事務次官通牒に述べられるとおりである²⁰⁾。

一 改正の趣旨

今回の改正の趣旨は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行法が制定公布されて以来四年余を経過した今日、現場における教員の実態、大学における教員養成の実情等相当変更を来しているので、この事態に即応しつつ両法制定の本来の趣旨をよりよく

実現しようとするためのものである。

では、その具体的な改正点について、引き続き文部次官通牒によつてみてみよう。

二 改正の要点

(一) 免許法関係

(1) 教員の仮免許状の廃止

改正前の規定による教員の免許状の四種類は法施行当時の実情を勘案して定められたものであるが、元来望ましいのは一級・二級の普通免許状の所有者である。そこで今般その後の状況の推移をも考慮し仮免許状を廃止して、本来の理想に一步近づけるとともに、行政事務の簡素化を図つた。

規定の上では第四条(免許状の種類) 第九条(免許状の効力) 及び別表第一から第七までの表中仮免許状に関する部分を削り、附則において必要な経過規程を設け、その他所要の条文の整理を行った。(中略)

(10) 経過措置について

改正法施行の際仮免許状を有する者及び有

する者とみなされた者並びに改正法施行の際
 大学等に在学し仮免許状にかかる資格を得つ
 つある者（中略）については、それらの者の
 期待権（既得権か―註・引用者）を尊重する
 意味から、相当の期間免許状を有しないで教
 諭の職にあることができることとした。（後
 略）

続けて補足的に、数点の史資料を提示しておく。まず教
 免の種類、授与条件および効力等を改正前の規定と改正
 教免法による規定とをあわせて示したのが【表5】であ
 る。また、附則で規定された「改正法施行の際大学等に
 在学し仮免許状にかかる資格を得つつある者」に対する
 経過措置の詳細について、諸沢正道（文部省教職員養成
 課事務官）の解説を提示すれば、左のとおりである。

4 経過措置

(一) 仮免許状所有者等に対する措置（中略）

(ロ) 改正法施行の際高等学校教諭仮免許状を有
 する者（改正法附則第2項）

改正法施行後昭和32年3月31日までに旧
 別表第1に規定する高等学校教諭仮免許状に係

【表5 改正前後の教免概要の対比】

	種別	免許状の種類	主な授与条件	効力	
				期間	範囲
改正前	教諭	一級普通免許状	大学4年卒教職経験研修	終身	全国
		二級普通免許状	学士の学位	終身	全国
		仮免許状	大学2年修了	5～10年間	全国
	助教諭	臨時免許状	高等学校卒業以上	1～3年間	各都道府県
改正後	教諭	一級普通免許状	修士の学位	終身	全国
		二級普通免許状	学士の学位	終身	全国
	助教諭	臨時免許状	高等学校卒業以上	3～6年間	各都道府県

る所要資格を得た者（たとえば昭和30年度に入学した者などである。）（中略）は免許状を有しないで昭和42年3月31日までは高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができるのである。

右から明らかなように、改正教免法では従来の規定にあった「仮免許状」は廃止され、これによって短期大学卒業者における高等学校教諭資格は原則的に喪失されたといえる。ただし、その附則では経過措置として、一九五五年度以前の入学者については一九六六年度までの職にあることを認めることとしたのであった。

もっとも、そうした法案の成立は短期大学にとつての死活問題となり得る。そこでこの法案成立前後における日本私立短期大学協会の対応を同協会機関誌中の「報告」より摘記すれば、左のとおりであった。⁽²²⁾ なお、柴田徳次郎は同協会の理事に就任していた。

本協会ではこの復活（高等学校教諭仮免許状―註・引用者）を期して国会に対し陳情請願をおこなったのである。その結果昭和二九年に「教育職員免許法の一部改正法律案」が国会で審議された際には参議

院において左の附帯決議がなされた。

今回の教育職員免許法及び関係法律の改正は、その簡素化の実を挙げてはいるものではあるが、一面高等学校の免許状について、一級免許状の基礎資格において学校差を大きくしたものであって、その影響するところ尠しとしない。故にその調整のため次の諸点について速かに規定を設ける等一段の工夫を加えることを要望す。（中略）

二、短大卒業生は直接養成によつては、高校教諭の道を閉ざれることとなるから、改正法の附則に規定する経過措置の期間内において、更に 適当な措置を講ずること。

以上の附帯決議がなされたので、これが実現のため、本協会では数度の陳情もおこなったが、それにもかかわらず、文部省はついに右参議院の附帯決議を實行しなかった。この間に本協会は昭和三二年に全国の公私立高等学校に照会して、短大卒業生が高校教員として何名就任しているか、またはその勤務状況についての批判等を調査するなどした。（後略）

くわえて同機関誌には、この間の事情を示す武田勘治委

員の報告も寄せられている²⁴。そこからは一九五五年六月頃の協会内には「すでに、教員資質の向上を要望している世論から察して、高校仮免の復活は困難であろうという空気があった」こと、また協会報告の最後にみられる調査の結果が「とにかく現状のままの短大では高教免の復活を要望する積極的な資料としてじゅうぶんなものではなかった」ことなどがわかる。

おわりに―国士館大学の設立事情

以上の検討から国士館大学の設立事情について総括すれば、概ね次のとおりであったといえる。

学園が至徳学園専門学校の廃止とともに短期大学体育科増設の申請をしたのは、一九五五年九月であった。同学科増設の主眼が、国士館の伝統たる体育科教員養成にあったことは疑いようがない。しかし、申請の前年六月に行われた教免法の改正では、それまで短期大学卒業者に授与されていた高等学校教諭仮免許状が免許制度上から廃止され、したがって同法施行後における高等学校教諭の養成は、原則的に四年制大学で行うこととなった。ただし、その附則では一九五七年三月三十一日までに短期大学を卒業した者については、一九六七年三月三十一日ま

でその職に就けることとされていた。

もともと、同法案の可決の際には参議院による附帯決議がなされ、それは短期大学の既得權益であった仮免許状廃止に関する経過措置の期間延長をさらに求めるものであった。そしてこの要求は、附帯決議の可決にも深く関与した日本短期大学協会を中心に、その後も継続的に行われていた。要するに、国士館短期大学体育科の申請段階における高等学校教諭免許状授与資格の状況は、法規上、すでに「四年制大学卒業」を基礎資格の原則としていたが、その経過措置としての特例では、短期大学（二年制）における養成を一九五七年三月三十一日まで認め、あるいはそれ以上の延長もあり得るといふ、わが国における教免法上の過渡期であったといえる。

こうした極めて混沌とした情勢下にあつて、学園では体育科増設申請とともに、他方では四年制大学の設立計画を開始し、さらに一九五六年以降においてはその準備をより本格化するという、苦渋の選択を進めていったように思われる。したがって体育科開校時点では、いまだ短期大学における高等学校教諭養成の可能性を残していたため、入学者にはその教免授与を告知したものと考えられ、さらに体育科のみを三年制としたのも恐らく、附帯決議で求めた期間延長が実現し得なかった場合におけ

る予備的措置であったのだろう。

かくして、情勢が注視された附帯決議による経過措置の期限延長問題であったが、結果的にはその要求が実現することなく、一九五七年三月三十一日をもって高等学校仮免許状授与の制度は完全に廃止された。この結果を受け学園では同年九月、正式に大学設置の申請を行うとともに、中学校・高等学校「保健体育」免許状授与資格の認定申請を別に行い、翌一九五八年四月、短期大学体育科在籍生の編入学を受け入れながらの国士館大学開校を迎えたのであった。

註

(1) 昭和七年九月十五日「師範学校中学校高等女学校教員無試験検定認可申請書」(国立公文書館所蔵)。

(2) 同前。なお、その後一九三六年には「国語」(昭和一〇年九月一七日「公立私立学校卒業生ニ対シ無試験検定ノ取扱ヲ許可シタル学校中告示改正ノ件」)、一九三八年には「漢文」が追加された(昭和十一年一〇月五日「公立私立学校卒業生ニ対シ無試験検定ノ取扱ヲ許可シタル学校中告示改正ノ件」)。

(3) 「文部省認可書・認定書(写)綴」「国士館短期大学免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定

について」(国士館史資料室所蔵)。

(4) 「文部省認可書・認定書(写)綴」「国士館短期大学教育職員免許法第5条別表第1号の2の規定による免許状授与の所要資格を得させるための課程について」(国士館史資料室所蔵)。

(5) 「文部省認可書・認定書(写)綴」「国士館大学教育職員免許法第5条別表第1備考第1号の2の規定による免許状授与の所要資格を得させるための課程について」(国士館史資料室所蔵)。

(6) 二〇〇八年三月二四日「国士館大学教職課程の在り方懇談会」審議のまとめの提出にあたって」(国士館史資料室所蔵)。

(7) 「学長室通信(9)」(『国士館大学新聞』第四七二号、二〇〇八年四月二五日)。

(8) 二〇〇九年三月一八日制定、「教職課程運営センター規程」。

(9) 「目的養成」というロジックは、一般に「免許必修」制と同義で使用される場合が多い。しかし、筆者は白井嘉一氏の次の問題意識に共感する。

戦後の教員養成では、しばしば「免許必修目的養成」と「開放制教員養成」とは対立的に論じられ、

したがって「目的養成」はイコール「免許必修」制と捉えられることが多い。(中略)つまり「免許必修」としか結びつけてこなかった「目的養成」を、あらためて開放制と結びつけ、なおかつそこにおいて「免許選択」という学生の主体的行為も位置づけて、「免許選択目的養成」制をあらためて問題提起してみたのである。(臼井嘉一「開放制目的教員養成論の探究」学文社、二〇一〇年四月、一三頁。)

「目的養成」(＝「教員養成学部」)のあり方を「免許必修」制の学部か否かという、カリキュラム制度上の問題でのみ区分する現状にあつては、「免許選択」制を採用している教員養成の実践を「非目的養成」とでも呼ぶのであろうか。あるいは建学の理念等に基づき展開している多くの私立大学において、何等の目的意識を持たない教員養成(＝「非目的養成」)の実践など、あり得るのであろうか。すなわち戦前にあつては比較的開放性を有した中等教員養成制度上に始まる「国士館」における教員養成もまた、「目的養成」の歴史上に一貫して位置づく教育実践と捉えたい。

(10)このほか、浪江健雄氏の論考(『終戦直後の国士館について』(『国士館史研究年報』第四号、平成二五年三月)からも多くの示唆をえた。

(11)昭和三十三年九月三〇日「国士館大学設置認可申請書

(写)」(国士館史資料室所蔵)。

(12)『体育誌』、三九―四一頁。なお、摘記の発言者は、服部利夫教授(司会)、石田啓教授、坂井正郎教授、大野操一郎教授(一九八六年二月二九日現在)である。

(13)前掲註(11)。

(14)「昭和三十一年度国士館短期大学入学志願者募集要項」(国士館史資料室所蔵)。

(15)『短大史』、八八頁。なお、摘記にみられる「緊急陳情」は国士館史資料室所蔵原本に基づき、明らかな誤記については筆者が修正を加えた。

(16)衆議院法制局・参議院法制局編『現行法規総覧』(第一法規出版、一九八六年)。

(17)なお、国士館史資料室には一九五七年九月三〇日提出の体育学部「教免申請書」は現在保管されておらず、また教務課・総務課所蔵の資料調査を実施された福原一成氏の報告においても、その存在を確認することは出来ない。(福原一成「学部等設置申請関

- 係書類調査報告」〈『国士館史研究年報』第二号、平成二三年三月〉、福原一成「総務部総務課所蔵資料調査報告」〈『国士館史研究年報』第三号、平成二四年三月〉、参照
- (18) 『現行法規総覧』(前掲書)。
- (19) 近岡佐武「教育職員免許法改正の要点」(東京都教育庁調査課編『教育じほう』第八二号、一九五四年)。
- (20) 文部省大臣官房総務課編『文部行政資料』第一〇集(文部省、昭和三〇年、七七頁)。
- (21) 諸沢正道「教育職員免許法の一部を改正する法律等について」(『中等教育資料』三卷九号、文部省、昭和二九年)。
- (22) 『短期大学教育』第二六号(日本短期大学協会、昭和四四年、六四―六五頁)。
- (23) 『日本私学団体総連合会史』(日本私学団体総連合会史編纂委員会、昭和三十一年、一四―一頁)。
- (24) 武田勘治「教員養成と短大」(『短期大学教育』第二六号、前掲書)。

論文

満洲鏡泊学園とその設立過程について

漆畑 真紀子



はじめに

ロシア人作家のニコライ・A・バイコフ（一八七二—一九五八）の作品に「鏡泊湖」という紀行文がある。バイコフは極東の国境警備隊として勤務していたころに満洲の自然や動物の調査を行っていた。ロシア革命後に満洲に亡命し、自然や動物について独自に研究を重ね、小説などを多数執筆している。「鏡泊湖」が収録されている『樹海』が、満洲哈爾濱（ハルビン）のナウカ社より一九四二（昭和一七）年に発刊されていることから、「鏡泊湖」はそれ以前に書かれていることは自明である。この作品のなかで、バイコフはこの湖を以下のように評している。

少数民族は、黄金の湖、という呼び名をつかっている。

たという。（中略）湖岸は山水画のように素晴らしく、切り立った岸壁や岩に生い茂った深い緑が、青みがかった水鏡に映える夏の風景は一段と美しい。（後略）

植生に富み、生命力に満ち溢れていた湖という意味の「黄金」なのか、牡丹江という肥沃な土地の源であるから「黄金」なのかは不明だが、作品の最後でバイコフは「この鏡泊湖は満洲で、もっとも美しい地であることを付け加えておきたい」と締めくくっている。

このもっとも美しいといわれた鏡泊湖の湖畔に、一九三二（昭和七）年一〇月に認可を受け、翌年一九三三（昭和八）年一月に満洲鏡泊学園は設置された。その目的は、満洲開拓の指導者になる若者を養成することにあつた。

満洲の開拓は当時の日本にとって、国を挙げての大事業であり、「五族協和」や「王道楽土」といった標語が飛び交うなか、日本各地から移民団が結成され、計画のみに終わったものもあれば、満洲へ移住・開拓へこぎつけたものもあった。

これまでに、満洲開拓や満洲開拓移民を扱った論考は数知れない。しかし、満洲鏡泊学園については、資料がなかなか集まらないことなどを理由に、正面から扱った研究はほとんどなかった。とくに戦後に書かれたものが少ないことの理由に、榎木瑞生氏は、戦後の研究者にとって鏡泊学園というテーマが「タブーであった」ことを指摘している⁽²⁾。

しかし、取り上げられたものについて振り返っておきたい。まず、先の榎木瑞生氏による「大陸と鏡泊学園⁽³⁾」では、東アジア・東北アジアという広い視野から満洲という地域、またその開拓をした日本人に焦点をあて、そのなかにおける鏡泊学園の存在・意義をテーマに、学園の計画から設立、その後まで、壮大な検討が行われた。

また、東京の満蒙開拓団を知る会『東京満蒙開拓団』(ゆまに書房、二〇一二年九月五日)では、一章分を設けて満洲鏡泊学園について取り上げており、学園誕生の背景から、設立の経緯、学園のカリキュラム、学園の意義ま

で、丁寧な研究がなされた。学園設立の中心人物である山田悌一の国士館での役職についても触れられている。

満洲鏡泊学園が国士館と関わりがあることは、一部の関係者に知られるところであるが、研究の視点の違いで、具体的に両者がどのような関連性を持っていたのか、国士館からどのような経緯を経て満洲鏡泊学園が設立されたのか、という点については触れられてこなかった。しかし、満洲鏡泊学園に関して国士館との関係を検証することは、学園を総合的に研究するうえで重要な意味をもつのではないだろうか。

一九三二(昭和七)年に満洲鏡泊学園が設立されて、すでに八〇年が経過した。この機会に、本稿では国士館からみた満洲鏡泊学園の一考察として、満洲鏡泊学園の設立過程を追うことで国士館との関連性・繋がりを明らかにしていきたい。

なお、文言の表記について、史料中の文言は史料表記どおりとした。また、学園の名称について、設置認可時の「満洲鏡泊学園」を正式名称と捉えてはいるが、本文中に「学園」、「鏡泊学園」と略記した部分があることは了承いただきたい。

第一章「満洲国」建国と国士館の動き

1. 「満洲国」建国と満洲開拓移民

日本と満洲との密接な関係は、一九〇四（明治三七）年に勃発した日露戦争から始まる。しかし、この頃の満洲経営について表に現れるのは南満洲鉄道会社などの国策会社や陸軍参謀本部などの軍部であり、満洲は民衆にとつて身近な所ではなく、政治外交の舞台としての意味合いが強かった。多くの日本人にとっては、満洲はまだまだ遠い存在だったといえる。⁴⁾

こうした状況が劇的に変化した契機は、満洲事変やその後の「満洲国」建国である。一九三一（昭和六）年九月一八日、関東軍参謀の板垣征四郎と石原莞爾らが、軍隊を用いて奉天郊外の柳条湖附近の満鉄線路を爆破し（柳条湖事件）、これを中国側からの攻撃であるとして、軍事行動を起こした。関東軍は進撃を続け、一〇月一日には齊々哈爾（チチハル）に入城、翌年一九三二（昭和七）年一月二日には錦州に入城、3月5日には哈爾濱入城と、矢継ぎ早に満洲の主要都市を占領し、張学良率いる反日軍を掃討した。一方で、同年一月三〇日には列国の批判の眼をそらすために中国上海に海軍陸戦隊を上

陸させ、中国軍と衝突させた（第一次上海事変）。この混乱のさなか、三月一日に「満洲国」の建国が発表される。やや時期が前後するが、「満洲国」建国の一〇日程前、二月二五日に張景恵を委員長とする東北行政委員会において、左記のごとく新滿蒙国家の基本条項が発表されている。⁵⁾

- 一、新国家を大満洲国と呼称す
- 二、新国家の政治は民本主義による
- 三、大満洲国の元首を執政と呼称す
- 四、大満洲国国旗を新五色旗と呼称す
- 五、新国家成立と同時に年号「民国」を廃止、「大同」と新称す

（後略）

東北行政委員会は、これら条項の発表と同時に、奉天、吉林、黒龍江、熱河各政府、哈爾濱特別区、コロンバイル都統府、チェリム盟長、各公署へ同様の通告を發した。この発表の前には東北行政委員会要人と宣統帝溥儀との間で折衝が重ねられており、首都を長春に定めて新京と改称、新国家の元首として清朝宣統帝溥儀を執政に擁立した。三月一日に同委員会委員長張景恵は、

（前略） およそ新国家の領土内に居住するものは皆種族、尊卑の分別なし、原有の漢族、満族、蒙族及

び日本、朝鮮の各族ほか即ちその他の国人と雖も永く居住を希ふものはまた平等の待遇を享けることを得、(中略) 新に組織せる政府においてその責任を負ひ極めて誠懇なる表示をもつて三千万民衆の前に向ひその実行を宣誓す、天下照鑑す、この言をかはることなし

大同元年三月一日 大満州国政府⁽⁶⁾

との「満洲国」建国宣言を発表している。

満洲国の建国は、日本の人口問題の解決策としても大いに期待された。当時、人口問題から考えて移民の必要を提唱した意見は数多く発表されており、移民の必要性や重要性については誰しもが納得していたが、現実的に満洲移民が可能であるかについては大きな課題として残されていた。移民事業を掌握する拓務省としても、移民の可能性にふれるでも、明確な計画があるわけでもなかった。しかし、この時期にあって、一部の学者からは満洲移民可能論が提唱されている。

東京帝国大学(現東京大学)教授で、小作争議や貧困問題の解決などの研究を行っていた農学博士の那須皓は「企業家が賃金労働者を備うて、満蒙農業を経営するならば(中略)労働市場における競争において勝味は乏し

い。さり乍ら独立自作農として自己の農場を自ら経営する場合は(中略)要するに経営の規模、様式、管理能力の問題である」として、農業経営の技術面においては日本人が満洲で十分生活しようという結論を出している。那須はのちに、「農政の神様」と称された農林大臣石黒忠篤のブレンとして活躍している。

一方、『支那経済読本』や『日本鉄鋼史』などを著した経済学者の小島精一は、産業開発の側面から大局的に地に立ち、満洲移民の可能性を説いた。すなわち、「移民可能の問題は産業政策の建て方如何によつて非常に大きな相違を生ずるもの」として、満洲での産業開発と内地での既存産業との衝突を危惧しながらも、「此際単なる目先の利害関係を離れて、大局的な民族発展の見地から、是非共積極的に強固な移民政策を確立しておくことが緊要だと考へたのである。従つて農業移民は勿論のこと、工業労働者も出来るだけ国家的統制の下に満洲に移植することが肝要だ」と主張した。移民を実行するならば、相当な国家的補助のもとに送出するべきという意見である。

国論の大勢が消極的・悲観的であった満洲移民の可能性だが、ここにあげた両者も積極的に移民を推進しているわけではなく、あくまでも必要性に応じたかたちで「可

能」か否かについて言及していた。

また、満洲事変の勃発は満洲全土の農民に甚大な被害を与えていた。治安が乱れるとともに生業を離れ「匪賊」となった兵士、共産党員や土民が溢れ、これに襲撃される朝鮮人が後を絶たなかった。このため、朝鮮人の多くは満鉄以外の鉄道沿線の安全地帯などに避難したが、一九三二（昭和七）年春の農耕期を迎えても原住地の治安は快復せず、帰還できないために貧困状態に陥った。

結果的に拓務省は、これらの移民可能論者の主張と、満洲国内の困窮する農村状況に背中を押されるかたちで、「満洲ニ相当多数の邦人ヲ入ルコトハ我が国経済ノ確立上及所謂生命線ノ維持上日本帝国トシテハ宿命的緊要事ニ属ス」として、「満洲移民計画概要^⑩」を作成し、積極的に満洲移民の推進に乗り出すこととなる。^⑪

2. 国士館周辺の動き

治安悪化による満洲国内困窮の打開策として、朝鮮総督府と満鉄とが協議のうえ、南北満洲に新たに農耕地を獲得し、安全農村と称する模範的集団農場や集団部落を設定した。これにより、散り散りになっていた現地農民の帰還と生活の安定が図られ事態が徐々に収拾してくると、新天地で一花咲かせようとする者で内地における渡

満熱が日本全国に広まった。事変直後から一九三二（昭和七）年九月頃までに農業による満洲移民を計画したものは八四件にも上っている。【表】は『満洲開拓史^⑫』に列挙されている移民団を地方別にまとめたものである。全国的に移住熱が拡大していることが、移民団の出元からも明白だが、群を抜いて多くの移民団を輩出、あるいは移民団が計画されたのは東京である。着目したいのは、この中に「国士館」という一団があることである。以降では国士館での満洲事変前後時期の動きを見ていく。

国士館は、一九二九（昭和四）年三月一日に専門学校令に基づく認可を受け、創立以来念願であった高等教育機関、国士館専門学校を設置した。同年三月二九日には東京府の認可を受け、国士館実務学校を設置している。実務学校は会社や銀行、その他実務に従事する実業家を養成することを目的とする各種学校で、入学資格を中学校卒業程度とし、修業年限は一年で、商工科と拓植科が設けられた。国士館実務学校設置の背景には、一九二五（大正一四）年に設置した国士館中学校、翌一九二六（大正一五）年に設置した国士館商業学校の存在があった。これら学校の卒業生の進学先としても、国士館内に高等教育機関の設置が急がれていたわけである。^⑬しかし、こ

【表】 満洲事変から 1932（昭和 7）年 9 月頃までの満洲農業移民団（計画も含む）

樺太	大凌河付近移民、豊原蓄農組合移住計画
北海道	満蒙研究同志会、興国会本部、満蒙研究会、下田中尉移民計画団
青森	満蒙移民協会、満蒙集団移民石黒協会
岩手	満蒙事業協会
秋田	満蒙会、日満塾
山形	満蒙移民団（発起：角田一郎）、満鮮開発協会
宮城	満洲移住奥羽村、名古屋村建設団
福島	天理教奥羽教友会、磐城炭鉱移民団
群馬	国民国防同盟会
茨城	友部国民高等学校満蒙指導移民
東京	東満洲殖民協会、満蒙殖民国民運動本部、満洲拓殖協会、国輝移民会、国士館、策進会、満蒙学校、東京製材協会、星桜会、天照園移民、国風会、東亜保安会、日本主義同盟、日本青年協会、海外高等実務学校、愛国青年同盟、満蒙義塾、畠山幸太郎移民計画、大日本正義団、満蒙啓発同志会
神奈川	満蒙植民義勇同盟
静岡	海外協会、八木大佐満蒙集団移民計画
長野	乃木村移民、信濃海外協会、産業満蒙移住研究会、愛国信濃村建設、大陸植民講習所
岐阜	岐阜県庁、愛国大同団
愛知	栗田少将尾張村建設
三重	梅本中尉満蒙移民団
京都	草内村岡井村長満蒙移民団、辻少尉移民計画
奈良	天理教本部、満蒙屯田義警団
大阪	国防同志会
富山	海外移民協会
石川	満蒙移民石川村建設実行会、満蒙開拓社
島根	教育会、松陽新報社、天理教
岡山	中国満蒙拓殖協会
広島	教育会
徳島	堀北与市集団移民計画、徳島村建設
高知	土佐農耕団
福岡	海外協会、力行社、福岡村建設移民組合、満蒙開発協会
長崎	佐世保市山本移民農村建設計画、有志一同屯田的移民計画
熊本	満蒙調査会
朝鮮	大邱集団移民計画、大邱大興会、平南成川郡四佳面金融、京城満蒙在胞後援会、京城天道教新派移民計画、平壤地方法院徳川支庁
大連	天理教青年会満洲国移民計画、満蒙殖民協会、黒龍江省省内鮮人移殖計画
満洲	錦州小嶺子移民計画

の実務学校は学生募集も行わず、結局開校には至らなかった。その理由として、一九三〇（昭和五）年四月の国士館維持委員会開催通知には「東京府の認可を得居候国士館実務学校の儀、昨年は専門学校創設の爲めに開設を繰延へ居り候」と記されており、国士館専門学校設立の影響が挙げられている¹⁵。

この実務学校拓植科が独立する形で、一九三〇（昭和五）年四月二五日に設置認可を受け、ブラジル移民・ブラジル開拓を見据えた国士館高等拓植学校を設立した。政府は大正末期から特にブラジル移民へ保護奨励策を積極的に推進してきていた。ブラジル移民への気運が高まる時代の趨勢を受け、高等拓植学校の設置目的には「本校ハ南米ブラジルニ発展セントスル国士的人材ヲ養成ス¹⁶」ることが明記され、卒業後は実習訓練教育を受けるべく、ブラジルへの渡航が義務付けられた¹⁷。

一方、一九三一（昭和六）年の満洲事変と、翌一九三二（昭和七）年の「満洲国」建国で、全国的に満洲への移住熱が拡大したことは先に述べた。国士館周辺では、柳条湖事件からわずか四日後の一九三二（昭和六）年九月二二日、芝の増上寺にて国士館の母体である大民倶楽部により、いち早く幹部会が開催され、支那問題に

ついて協議がもたれている。幹部会の参集者は、大民倶楽部理事長の山崎源二郎、理事の大林一之、南里三省、真藤義丸、柴田徳次郎、樹下信雄、高木貞雄、山田悌一、評議員の上塚司ら大民倶楽部首脳陣・国士館経営陣であった。一〇月一日には同じく芝増上寺において国士館・大民倶楽部主催の満洲事変戦死者追悼法要を挙行している。さらに同月七日には、国士館において学生寮である尚武寮の一室に支那問題研究所を開設している¹⁸。この研究所メンバーは財団法人国士館理事の山田悌一、国士館教授の大林一之、国士館高等部第一期卒業生の武田熙、今井和佐久の四名であった。この研究所設置が、のちの満洲鏡泊学園構想の出発点となるものであった。

その後、大民倶楽部により具体的に計画された満洲大学設立構想が打ち出されている。同年一二月に、外務大臣犬養毅宛に大民倶楽部代表として柴田徳次郎の名で「満洲大学設立願書」が提出されているのである¹⁹。やや長文ではあるが以下に史料を掲げる²⁰。

願書

満蒙ノ将来ニ対スル我国ノ使命ニ鑑ミ別紙趣意書ニヨリ満洲大学設立致度候間御詮議ノ上何分ノ御指
示賜り度此段御願申上候

昭和六年十二月 日

東京都荏原郡世田谷町世田谷千六番地

大民俱樂部

代表者 柴田 徳次郎^(マ)

外務大臣 犬養毅 殿

満洲大学創立意見書

一、趣旨

帝国は明治以来二回の国力を賭したる満蒙の治安維持に於て、今回三たび国家の運命を賭して起たざるを得ざるに至つた。

之は種々の原因あるも、畢竟日本国民が、帝国の国是国策を忘れ、満蒙の重大性を遺失したるがために外ならぬ。今後とても同様の過誤を繰返すならば、帝国は四たび危殆に瀕せねばならない。幸ひにして今回は、我当局の一角に慧眼の士あり、其危機が救はれたのであるが、一步誤らば帝国の現状果して如何であつたか、真に戦慄すべきものがある。

乍然、日本が満蒙の重大性を忘却せず満蒙の權益を将来完全に把持せんがためには、単に條約の履行にのみ求むるは、決して策の得たるものに非ざることとを、既に日本は切実に体験した。又日本国民の満

蒙に於ける其の自然的膨張發展にのみ委するは、是亦萬全の策ならざることと自得した筈である。

然らば、満蒙文化の向上を図りて之を完全に東洋和の核心たらしむるの策如何。

謂ふまでもなく、日本が過去二十六年間に得たる其の実跡に鑑み、此処に新機軸を見出さねばならない。此の必然的要求は即ち満蒙自治の確立である。

而して、満蒙自治の確立は満蒙を本質的に健全ならしむるの道を講ずるにある。従て之を指導すべき機関の設置を要する。

此意味の下に、大民俱樂部は年来経営し來れる国士館学園の実跡に鑑み茲に満蒙開發の指導幹部養成機関として「満洲大学」の設立を企図したのである。

邦人子弟に対し此処に其指導目的に必要な理論と実験とを授け、之を以て満蒙を在満蒙日本国民の自力に拠て保衛させたい希望である。

斯くして、可及的、国軍の活動を煩はすことなく、満蒙の治安維持が保てるやうに、平素より在留邦人を訓練指導したいと謂ふのが、我徒の満洲大学創立の趣旨である。

満洲大学学則（摘要）

- 一、本校ハ大亜細亜主義ヲ精神とする満蒙開発ノ指導者タル国士の人材ノ養成ヲ以テ目的トス
- 一、本校ノ修業年限ヲ三ヶ年トス
- 一、本校ニ拓植科、交通科、及ビ武道科ヲ置ク
- 一、本校学生ノ定員ヲ三百名トス
- 一、本校ハ洮南ニ設置シ満蒙各地ニ分校ヲ設ク

(後略)

この史料は、国士館の柴田徳次郎ではなく、大民倶楽部の代表柴田徳次郎から提出されていることに注目したい。国士館の母体である大民倶楽部は、これまで運営してきた国士館の実績を踏まえて、いうなれば国士館の姉妹校として満蒙開発指導者の養成機関「満洲大学」の設立を企図していた。また、史料から当初学園建設の地は鏡泊湖ではなく「洮南」であったことがわかる。洮南は鏡泊湖から北西に約七〇〇キロメートルの距離にある、吉林省の都市である。なぜこの地に設定したのか、また、なぜ満洲国内の混乱が収束せぬこの早い段階でこれまでの計画を立てられたのか、様々な疑問が生ずるが、この構想にいたるまでの詳細な史料が未発掘なため、推測もできない現状である。

これが、国士館と満洲の結びつきが窺える最初の公的

史料であり、「満洲国」が建国される前、満洲事変からわずか三、四ヶ月後に作成されたものであった。

この頃からすでに国士館周辺では大陸・満洲への展望が始まっていたといえる。この満洲大学構想は、この後の高等拓植学校満蒙科と満洲鏡泊学園に引き継がれていくこととなる。

第二章 満洲鏡泊学園設立へ

1. 国士館高等拓植学校満蒙科と満洲鏡泊学園の設立

一九三一（昭和六）年一二月に満洲大学構想が持ち上がったから、山田悌一と大林一之とは定期的に打ち合わせをし、構想から具体的に計画が進み始めていた。国士館関係では頭山満、宮島詠士（大八）、徳富猪一郎（蘇峰）、野田俊作、内田康哉、水野錬太郎諸氏と話し合いがもたれ、陸軍省、拓務省とも折衝が行われた。こうして山田と大林は渡満準備を整え、一九三二（昭和七）年四月二八日にいよいよ「午後八時二十五分東京駅発（中略）二十九日午前八時四十六分三宮駅着、神戸にてバイカル丸に乗船^①」し門司港、大連港を経て渡満した。渡満後に早速、旅順において関東軍高級参謀板垣征四郎らと数回にわたって懇談、また五月一〇日には関東軍司令部

に軍司令官本庄繁を訪問している。⁽²²⁾

本庄軍司令官訪問。頗る寛いだ態度で多忙の間に談話を交換す。

「この度は非常な御骨折りで御座いました。国士館を代表致しまして謹んでお礼申し上げます」(中略)「(筆者注―国士館は)如何なる事業をされていきますか」

「国漢武道の専門学校、中学校、商業学校および高等拓植学校等です」

この時、司令官は「武道を大いに盛んにして腕節の強い人間を育成するのですなア」と如何にも快心の笑を浮べた。

高等拓植学校に関し若干の説明を行った後、「満洲新国家の建設には国家の総力を挙げて掛らねばなりませんので南米問題とは必然的に赴きを異にし、何が何でも成し遂げねばならないと考えています。従って、国士館は勿論のこと国家としても他のことは差し置いても、その全能力を滿蒙の地に傾注しなければなりませんまい。このような考えから国士館では新国家の文教政策の一翼を担うべく関係各省に全力を以て働きかけております」

司令官は我が意を得たりと言わんばかりの頗る満足な態度を示したり。

史料からもわかるとおり、山田と大林はあくまで国士館の代表として関東軍司令部を訪問、懇談している。学園設立の流れに大民倶楽部だけでなく国士館も積極的に関わっていることに留意したい。

その後、山田は旅順より奉天、長春へ移動し、満洲国執政府・民政部文教科長を訪問懇談し、さらに満洲国国務長官駒井徳三と会谈、そして二〇日には吉林に至っている。吉林では満洲派遣部隊や哈爾濱特務機関と懇談しており、この特務機関訪問時に学園開設地として鏡泊湖が強く推薦されたようである。⁽²³⁾ 山田の考える学園案は、当初「満洲大学」と称していたように総合大学案であったため、建設予定地として挙げていた洮南よりも、鏡泊湖のほう(24)が道路事情等のインフラ面において適当な土地であったようだ。最終的には鏡泊湖での学園設立計画に変更する。

渡満してからの山田のスケジュールは驚くほどで、ほぼ毎日懇談・会谈がなされ、草案についての内諾を得ている。⁽²⁵⁾ 実際に該当時期の全史料を確認できたわけではないが、各所において順調に計画が進むあたりは、もはや

国策である満洲開拓に大きな期待を寄せる政府の後押しもあつたのであろうと推察する。

こうして、順調に第一回鏡泊湖実地調査が決まり、山田を調査団長とし、満洲国国務院文教部・実業部・民政部職員の調査員とともに、五月三一日から六月一〇日まで踏査を行つてゐる。この第一回の調査では、軍部の作戦行動の変更に伴い、鏡泊湖まで臨むことは出来なかつた。しかし、山田の日記の道中⁽²⁶⁾について記した文言に、

松乙溝ニ到ル湿地ノ処理困難ナラバ我学園ヘノ通路ハ此処干溝子ヨリ舟筏ヲ用ウベキナリ。(中略)六月初旬、シカモ朝夕寒冷、雨アレバ冷気膚ニ迫ル。

コレ即チ稲作ヲ始メトスル農作物成長ノ時期余リニモ短カキニ非ズヤ。八月末既ニ寒冷ヲ覚エ十月結氷スト聞ク。鏡泊湖中心ノ農業誠ニ杞憂ナキ能ハズ。

とあるように、一帯の土地状況を具に把握し、一定の成果は得られたようである。

調査後も、山田は綿密な調整を重ね、学園設立、学園村設置の考えをまとめ、民政部や実業部のほか、執政府(のちの宮内府)、関東軍とも綿密に連絡をとり、関係機関との調整に終始した。

一方、東京の国士館では、同年五月二四日に「国士館高等拓植学校設立者 財団法人国士館理事柴田徳次郎」の名で東京府知事に学則改正を申請し、六月一日に認可を受け、国士館高等拓植学校に満蒙科を増設した。学則改正理由には「満蒙ハ我帝国ノ生命線ニシテ之ガ開発ハ刻下ノ急務ナリ 況ヤ這回滿蒙新国家ノ成立セルニ於テヲヤ(中略) 現下ノ情勢ニ鑑ミ新ニ滿蒙科ヲ併設シ滿蒙開拓ノ国士的人材養成ニ竭サントス」とあり、「新国士館高等拓植学校学則」の第一條にはその目的として「満蒙並ニ南米ニ發展セントスル国士的人材ヲ養成スル」⁽²⁷⁾ことが掲げられた。満蒙科は、修業年限一カ年で、定員数は南米科・満蒙科合わせて二〇〇名であつた。目的に開拓に従事する人材養成を謳つてゐるため、満蒙科の学科課程は、南米科のそれと比較してもほぼ変わりはないが、目的に合わせて外国語は支那語、歴史科目と経済科目には満蒙地歴、満蒙経済事情がそれぞれ設けられた。この満蒙科の増設は、明らかに満洲において進行している学園設立へ向けた動きを意識したものであつた。一九三三(昭和八)年二月九日に認可された学則改正では、第二條に「満蒙科ニ於テハ卒業後満洲鏡泊学園ニ入学スル者ノ予備訓練ヲナス」⁽²⁸⁾の一文が加えられた。さらに定員を

満蒙科・南米科合わせて四〇〇名と倍に増やし、外国語も支那語から満洲語に改められ、国士館からも満洲への渡航準備が積極的にされていく。

多少時期が前後するが、一九三二（昭和七）年六月二七日に満洲国民政部訓令第一二九号により「私立学校設立許可暫行弁法」が発令された。満洲国内において、初等、中等、高等教育の各私立学校設立の暫定的法律が施行されたわけである。山田はこれをもとに着々と学園設立案を練り、六月三〇日には「願件理由」との一文を国務長官駒井に提出した。これにより学園設立に際しての決意と諸々の準備状況が伝えられた。²⁹⁾

一、理想的学園村ノ建設ヲ為スニ当リ出来ル限り都市又ハ鉄道沿線ヲ離レタル所ニシテ常人ノ開拓困難ナル地ヲトシテ先駆者ノ訓練所トシタキ希望ヲ有セリ

而シテ学園村ハ学生ノ精神的修練ト慰安トヲ考慮シタル結果神地清澄ノ鏡泊湖コソ学園村トシテ第一条件ヲ具備セルモノトシテ此地ヲ選択セリ

二、鏡泊湖畔ニ学園村ヲ建設スルニ当リ附近ノ匪賊

並ニ之ト連絡アル土民ヲ懐柔シ可成討伐ノ煩ヲ避ケントスル方針ナルモ現下ノ状況ニ照ラシ防衛上初年度ハ三百ノ武装青年ヲ必要トス

而シテ逐年入学シ来レル青年ニハ所定ノ拓植交通訓練ノ実科ヲ授ケ更ニ自給自足ノ学園村ヲ経営スルニハ相当ノ地積ヲ必要トス

（中略）

三、学園村ハ該地区内ノ治安警備ニ任ズルモ行政的ニハ当局ノ指示ニ遵フハ勿論ナリ

四、学園ニ要スル一切ノ経費ハ学園自体ノ負担ニシテ其第一期計画実施ニ要スル資金ハ既ニ東京国士館当事者ニ於テ其準備アリ

この史料から、国士館は学園に対し扶助する関係にあつたことがわかる。

七月二七日に再び長官駒井と懇談した山田は、同日中に東京国士館の柴田徳次郎に宛てて電報を打っている。³⁰⁾

今朝駒井氏ト会見 学園問題は万事順調 同氏ハ明

日長春発飛行機ニテ学園予定地ヲ経テ裏朝鮮經由一路東上ス 東京ニテハ小磯陸軍次官宅ニ約一〇日間

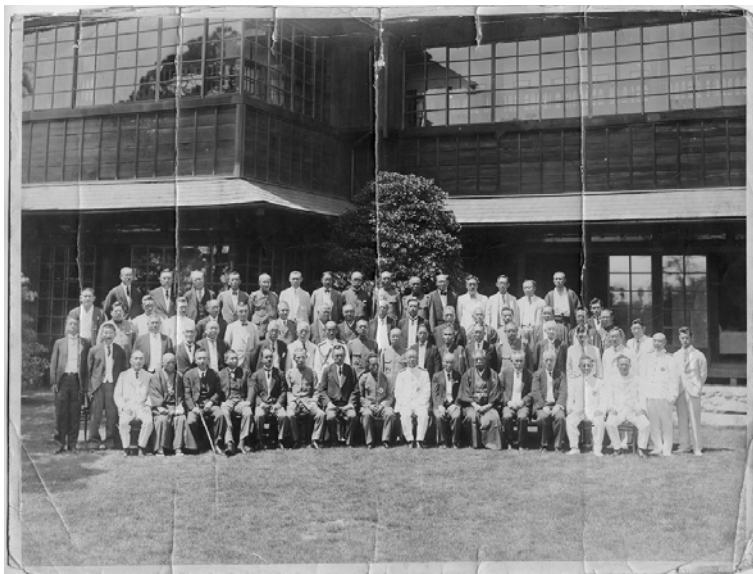
滞在スル予定ナルニツキ是非面談アリタシ 同氏モ

乗気ニテ之ヲ希望シアリ 余ハ鏡泊湖マデ同行 都
台ニテハ清津、京城ヲ廻リ長春ニ引キ返ヘシ一切ノ
手續ヲ整エテ同氏ノ帰滿ヲ待ツコトニ約束セリ

この電報が示すとおり、駒井の東京滞在の時に撮影されたであろう写真が国士館に残されていた【写真】⁽³¹⁾。一九三二（昭和七）年八月四日に芝の水交社にて撮影されたもので、柴田徳次郎のほか、徳富猪一郎（蘇峰）、水野錬太郎、野田俊作、小磯国昭など、本学関係者のほか、軍部関係者が顔を揃えている。今井和佐久や大林一之も後方に写っている。一九三二（昭和七）年五月以降、大林の足取りは不明であったが、この時は日本に帰国していたようである。

先の電報もしかり、山田は東京の国士館館長柴田徳次郎に、ことの概要を伝える連絡をまめにしていたようである。これには、ここまで国士館理事山田悌一が学園設置活動をしていることが大きく、当然ながら国士館へ報告義務もあつたと思われる。関連して、満洲国現地での旅費など、経費に関する手紙が国士館へ送付されている⁽³²⁾。

こうして第二回目の上空からの鏡泊湖調査を経て、農



1932（昭和7）年8月4日 駒井徳三歓迎記念

地として適当か否かはさておき、学園設立予定地として確かな感触をつかんだ山田は、八月三〇日に長官駒井へ学園設立趣意書及び満洲鏡泊学園建設呈文、学園概要等申請書類一式を提出した。少々長くなるが、以下に趣意書の一部を挙げる。

茲ニ吾人ハ自給自足ト協力トヲモットトスル学園ヲ中枢トスル社会即チ学園村ノ建設ヲ期ス

近時学校ガ徒ニデパート化シ創造ノ気魄ナキヲ慨シ吾等国士館同人ハ夙ニ誠意、勤勞、見識、気魄ヲ体得スル事ニヨリテノミ社会的存在トシテノ吾人ノ要素ヲ具現化シ得ルトナシ、茲ニ二十年ノ精進ヲ続ケ来レルナリ今幸ニシテ満洲国ノ建国ニ際会シ吾人ノ抱持セル理想ヲ最モ率直ニ最モ真劍ニ表現スルノ機会ヲ得、地ヲ辺^(マヅ) 匪跡^(マヅ)ノ地ナレド然カモ風光明媚満洲第一ノ勝地ナル鏡泊湖畔ニ相シ簡章ヲ定メ人材ヲ網羅シテ開墾セントス

鏡泊学園ハ学園村ニ対スル研究所ニシテ然モ是レガ指導者タリ

合理的生産ニ対スル研究ト指導ハ元ヨリ其治安ノ維持、幸福ナル生活ノ指標等凡百ノ責務悉ク其双肩ニ在リ更ニ如何ナル方式ニヨリテ我国ノ衆^(マヅ) 団移民ハ

可能性アリヤ、如何ニセバ幸福ナル生活ヲ営ミ得ルヤノ活模範ヲ明示スルノ見識ト努力トヲ弘ハザル可カラズ吾人ノ責務何ゾ重大ナル

吾人ハ此理想的学園村建設ニ人事ヲ尽シテ勇猛邁力シ謹ンデ天命ヲ待タン事ヲ期ス

大同元年八月廿九日

鏡泊学園設立者代表 山田 悌一

国士館専門学校用箋に書かれた手書きの趣意書は、おそらく山田悌一本人の筆によるものである。国士館教育の徳目「誠意、勤勞、見識、気魄」を引用し、意気込みを綴っている。

これらの学園土地貸付関係、学園設立認可申請など諸々の手続が一〇月二九日に全て終了し、晴れて満洲国文教部許可状第一号として、一〇月三一日付で「満洲鏡泊学園」が認可された。

では、満洲鏡泊学園の教育内容と設立認可以後の国士館との関連性はどのようなものだったのか、以下にみていく。

2. 満洲鏡泊学園と国士館との関連

学園設立の際に提出された学園許可要項のうち「鏡泊

学園規程⁽³⁴⁾から、その目的、課程等の内容について見ていきたい。

一、目的

(第一条) 本学園は大亜細亜主義を抱懐する青年を陶冶鍛錬し満洲建国の理想成就に献身すべき模範的人材を養成するを目的とす

二、事業

(第二条) 本学園の目的を達せんがため農業経営を中心とし所定の課程に対しその要諦と活用とを体得せしめ自給自足と協力を原則とする理想的学園村を満洲国法の下に建設經營す

(第三条) 本学園は本部を吉林省寧安県鏡泊湖畔松乙溝に設置し必要に応じ支部を各地に置く

三、年限および定員

(第四条) 本学園の修業年限を二か年とす

(第五条) 定員は一学年三百名とす

五、課程

(第八条) 課程を分ちて実習および学科とし晴耕雨読式に之を授く

(第九条) 本科の主なる課程左の如し

実践倫理、東洋哲学、語学、国法、経済、地理、歴史、衛生、農業、林業、鉱業、土木、交通、通信、防衛、武道、獣医

六、入学および退学

(第十条) 本学園に入学し得べきものは身体強健にして意志強固なる青年中左の各項の一に該当し本学園に於て詮衡したる者に限る

一、国士館高等学校^(ママ)において所定の予備訓練を修了せるもの

二、中学校または甲種実業学校卒業者

三、農業に経験を有する二十五才以下の青年にして本校における選抜試験に合格せし者

四、帝国在郷軍人分会長の推薦による在郷軍人(但し年令二十五才以下)

五、在滿蒙公私機関および内地各府県知事の推薦による者

六、本学園職員会において適当と認めたる者に対して退学^(ママ)を命ず

(後略)

この時期でいう若い世代の満洲への移住と考えると、後年拓務省が積極的に送り出す満蒙青少年開拓義勇軍と同質な移民団と捉えられがちであるが、満洲鏡泊学園はあくまで「満洲建国の理想成就に献身すべき」「農業経営」のエキスパート養成が目的であった。その意味では青年農業移民育成学校とでもいうべきであろう。

学園の修業年限は二カ年で、定員は一学年で三〇〇名とした。学科課程には開拓や農業に従事するものとして、必要不可欠な科目が揃えられた。また、「匪賊」襲来を想定した予備訓練であろうか、「防衛」という科目も取り入れられている。

学園への入学資格では、「国士館高等学校」（国士館高等拓植学校の間違いか）にて予備訓練をしたものが掲げられている。一項目に記されているあたり、満洲鏡泊学園への入学資格としては一番有効な手段だったと考えられる。先に見たように、一九三三（昭和八）年二月には国士館高等拓植学校満蒙科で学則変更がなされ、満洲鏡泊学園入学者への予備訓練をすることが加えられている。

しかし、ここで特記すべき事柄がある。満洲鏡泊学園の設立認可が下りて数日後の一九三二（昭和七）年一月四日、東京の国士館では評議委員会が開催された。こ

の委員会での議題は三点あり、そのうちの一点が「鏡泊学園創設ニ関シ本館高拓滿蒙科トシテ唇齒的援助ニ関スル件」³⁵であった。事の経緯については詳細不明だが、議事録は「鏡泊学園ハ法的ニ国士館トシテヤルベキヤ」と結ばれている。つまり、国士館内では満洲鏡泊学園創立後間もなく、学園の運営に関して国士館と切り離す案があったようである。逆に考えれば、これまで満洲鏡泊学園が高等拓植学校満蒙科と同じく国士館の満洲開発という計画上にあつたといえる。

国士館側からは、さらに同年一二月に財団法人国士館理事長柴田徳次郎の名で、鏡泊学園建設経過報告として関係者各位に挨拶が出されている。³⁶

新満洲国は正に空前の偉観であり、天業の恢弘であります、之を歴史に徴しても軍事行動は必勝であるが事後の経営は必敗であります。（中略）軍の奮闘は伝統的にも遺憾なく、又資本の事も外に人がありませんが「勤労人」に至つては国士館の任務であります。（中略）分に応じて勤労の肉弾となつて新満洲国の「人柱」となり得る国士館で多年養成して来ました「誠実」「努力」「分別」「根気」ある人物でなくてはなりません。

ました」としている。

この意味で「必勝」を期すへき新満洲経営の応分の奉公を願つて山田理事、大林教授を以て最も尊敬する在満要路各位の高教を仰ぎました所、多大の御同情を蒙り（中略）歴史的事業に御奉公の機縁を与へられました事は何とも感謝の至りに堪へません。（中略）「正しく」「強く」「潔き」「勤勞の権化」である大和民族大精進の先駆として国士館の分身たる鏡泊学園の大成を祈願して已まぬ次第であります。

（後略）

ここで柴田は、「国士館の分身たる鏡泊学園」と表現している。また、同報告書のなかでは、山田と大林が「一般経過報告書」として、学園の開校時期について「予定は昭和八年四月より実施のことに致します」としながらも、治安の問題から関東軍の教導を待たねばならず、開校時期が延期することを視野に入れ、「然しながら元來学園の性質が自衛自治自給自足の原則であり且つ、満洲国に対する責任帝国の対面問題でもありますから、内地の予備訓練は可及的速に開始する必要がある」ことに言及している。そして「鏡泊学園幹部候補生」として「国士館高等拓植学校満蒙科学生」を募集し、「年來養成して来ました国士館修業生を中心として訓練する事に致し

その後の一九三三（昭和八）年九月の「満洲鏡泊学園第四次報告書」（以下、第四次報告書³⁷）では当初の学園許可要項が書き替えられており、規程にあった「国士館高等学校³⁸」において所定の予備訓練を修了せるもの」の文言が「本学園予備校に於て所定の予備訓練を修了せる者」に修正されている。また、報告書中「学園の進行概況」の項では、国士館との関係について「本学園は国士館とは全然別個の存在にして、経営は固より其他一切無関係に在る独立機関なり」としている。加えて、各官憲その他の諸機関との関係については「本学園は満洲国文教部の直轄に属し又同民政部及実業部其他関係官憲の監督指導に服すべきものにして且つ在満日本監督機関の監督を受くべきものとす」とし、さらに「学園の建設に關しては、陸軍省、參謀本部、外務省、拓務省、農林省及篤志家の多大なる指導援助を受く」とした。ただし、先の「本学園予備校」は、文言にこそ出さないが、「必要なる附属建物を東京世田谷区若林町に建設し、四月十一日より約二百名の学生を收容」したものの、すなわち国士館高等拓植学校満蒙科を指していた。

同じく規程のなかの九つめの項目、「給費」について

も取り上げておきたい。当初の学園許可要項のなかの規程では「給費の制を設く」⁽³⁸⁾であったのが、「第四次報告書」では「本学園本科生は全部学園の給費に依るものとす」⁽³⁹⁾とされ、同報告書内所収の「満洲鏡泊学園案内」中、「学資」の項では「授業料は徴収せず其他の費用は政府補助金、篤志家の寄附金及学園及学生の精進努力の生産に依て之を支弁す」とされている。以上から総じて鑑みるに、先の議事録に「国士館トシテヤルベキヤ 否ヤ」とあったとおり、当該時期に国士館との関係が大きく変化したと考えるのが妥当ではないだろうか。

おわりに

以上で、年を追って満洲鏡泊学園の設立過程、設立しからの国士館と満洲鏡泊学園双方の動きをみてきた。時期によつては史料が少なく、関連書籍に依拠してしまつた部分が多いのは悔やまれるところであるが、国士館と満洲鏡泊学園の関連性について、本稿において確認できたことを最後に列記しておく。

まず一点目として、満洲事変後早い段階で国士館ないし大民倶楽部のなかに、満洲への視座と開拓構想があつたということである。この点は大民倶楽部幹事会、国士

館の学生寮である尚武寮内に設置した「支那問題研究所」や満洲大学設立構想があつたことから明白であろう。これが満洲鏡泊学園構想の契機となつた。

二点目に、山田悌一と大林一之による学園設立へ向けた満洲での活動だが、各要人との折衝や資金繰りを国士館名義で行つている点だ。この点は、山田から柴田に宛てた電報と、駒井帰国時の国士館関係者と軍部関係者との集合写真からも裏づけられる。満洲鏡泊学園設立は国士館なくしては在り得なかつた、とまでは言わないが、社会的にみても満洲鏡泊学園は、国士館が創る満洲国の移民学校」という位置づけであつたように思う。一九三二（昭和七）年二月二日付『東京朝日新聞』にも一九三二（昭和七）年二月二日「満洲朝廷発祥の地に移民学校を建設 国士館大学の計画実現」との記事が掲載されている。

三点目に、満洲鏡泊学園経営の主体であるが、学園設立直後の国士館評議会および議事録の内容や、学園許可要項の変更および「第四次報告書」に「満洲国文教部の直轄に属」すとあることから、設立後明らかに運営の主体が国士館から満洲国に移つていることは窺える。その時期については、具体的にはいつからなのか史料からは見出せなかつた。同報告書には、「本学園は学園の基礎を

確立する必要上満洲鏡泊学園財団法人の組織を達成する為め専ら学園法律顧問に於て立案し、目下主務省の審理中なり⁽⁴⁾とあることから、満洲鏡泊学園がこの時期に財団法人の設立へ向け動きはじめたていたようである。

第一章にて掲載した移民団の【表】だが、この移民団のうち、最後まで残り実行に移ったのは天照園移民と天理教移民の二つだけであった。その後の満洲鏡泊学園については、設立から一年半の一九三四（昭和九）年五月に、学園の総務であった山田悌一ほか学園の教員や学生が「匪賊」の襲撃に遭い、不遇の死を遂げている。最終的には、一九三六（昭和一一）年三月に廃止となり、わずか三年間の短い歴史に幕を閉じた。しかし、学園が閉鎖してからも、満洲鏡泊学園の卒業生らによって鏡友同志会が組織されるなど、一九三九（昭和一四）年頃には学園の再興も期待されたようである。⁽⁴⁾

国士館の世田谷キャンパスにはプラタナスの大樹がある。毎年、夏は生命力溢れる葉が青々と繁り、秋には色鮮やかに紅葉して往来する学生や教職員、地域住民の眼を楽しませてくれる。このプラタナスは、満洲鏡泊学園の設立に奔走した国士館理事山田悌一が植樹したものと

伝えられている。当時からあるこの樹は、往年満洲開拓に夢を抱き満洲へ渡っていった学生や教員を見送っていたのかと考えると、なんとも感慨深い。

本稿では、満洲鏡泊学園の設立過程から国士館との関連性を検討したため、学園の運営や学生の生活模様、学園閉鎖後の学生の動きなど、学園活動の実態に迫ることはしなかった。また、広義で捉えた場合の満蒙開拓移民団や学園との関連についても触れなかった。青年による満洲開拓と捉えるならば、成立時期の問題はあれ、満洲鏡泊学園と青少年義勇軍との検討も必要であろう。この満洲鏡泊学園の意義を、総合的・多角的に考えるうえで、満蒙開拓移民団や満蒙開拓青少年義勇軍はもちろん、学生の生活模様や学園運営のほか、山田悌一ほか学園に関与した人物像などを丁寧に検証し、明るみにすることは重要である。その意味では、榎木氏のいう「実感」を基にした⁽⁴⁾「思い出の記録」資料を用いることも検討しなければならぬ。課題を挙げればきりはないが、これらは今後の検討材料として、別の機会に補充していきたいと思う。

「付記」満洲鏡泊学園の調査にあたり、同朋大学明誉教授榎木瑞生先生にご教示を賜り、資料情報も多数ご提供

いただいた。この場を借りて心から御礼申し上げます。

註

- (1) ニコライ・A・バイコフ著、今村龍夫訳「鏡泊湖」(『樹海に生きる』〔中公文庫、一九九〇〔平成二〕年七月一日〕)
- (2) 槻木瑞生「大陸と鏡泊学園」(『国士館史研究年報—楓原—2011』第四号、学校法人国士館、二〇一二年三月一日)
- (3) 前掲2 槻木論文
- (4) 加藤聖文「満洲移民計画の形成と「国策化」」(『歴史評論』校倉書房、二〇一〇年三月号)
- (5) 『大阪毎日新聞』一九三二(昭和七)年二月二六日付(奉天本社特電 二十五日発)
- (6) 『大阪毎日新聞』一九三二(昭和七)年三月二日付(奉天本社特電 壹日発)
- (7) 那須皓「満蒙へ我が農民を移植せよ(二)」(『中外商業新報』朝刊、一九三二(昭和七)年二月八日付)
- (8) 小島精一「満蒙開発政策と移民問題」(『社会政策時報』第一四〇号、協調会、一九三二(昭和七)年五月)
- (9) 『満洲開拓史(復刊)』(満洲開拓史復刊委員会、一九八〇〔昭和五五〕年八月一日)
- (10) 一九三二(昭和七)年二月三日「満洲移民計画概要」(拓務局案)(茶園義男編『十五年戦争極秘資料集第22集 満洲移民拓務局原資料』〔不二出版、一九九〇〔平成二〕年二月二三日〕)
- (11) 移民事業の経緯詳細は前掲9『満洲開拓史』に詳しい。
- (12) 前掲9『満洲開拓史』三三頁。
- (13) 国士館実務学校や国士館高等拓植学校については熊本好宏「国士館高等拓植学校と移民教育」(『国士館史研究年報—楓原—2011』第三号、学校法人国士館、二〇一二年三月一〇日)に詳しい。
- (14) 一九三〇(昭和五)年四月六日「財団法人国士館維持委員会長子爵栗野慎一郎差出維持委員会開催通知」(渋沢史料館所蔵)
- (15) この点について前掲13熊本論文では、上塚司によるアマゾナス州有地の土地無償譲渡契約交渉の遅延も一因との見解を示している。上塚司は当時国士館の理事を務めており、ブラジル移民を見据えた拓植学校の設立を企図し、現地に調査団を派遣するなどしていた。
- (16) 「国士館高等拓植学校学則 第一条」(一九三〇〔昭和五〕年四月二五日「国士館高等拓植学校設立申請

認可書類』東京都公文書館所蔵)

(17) 前掲13熊本論文

(18) 野田美鴻『先師録―山田悌一先生伝―』(一九七八〔昭和五三〕年二月二六日)一二五頁。なお、野田氏は満洲鏡泊学園第一期生である。本書は、鏡泊学園生として山田悌一と学園とを間近でみてきた著者による詳細な記録である。

(19) この点については青年大民団(大民俱樂部、大民団とも)の組織・活動という視点から、佐々博雄「大民団と国土館」(『国土館史研究年報―楓原―2010』第二号、学校法人国土館、二〇一一年三月一五日)でも触れられている。

(20) 一九三一(昭和六)年一月「満洲大学設立二閱スル大民俱樂部願書」(外務省記録『本邦学校関係雑件第一巻』I・1、外務省外交史料館所蔵)

(21) 前掲18『先師録』一二九頁より引用。原史料と思われる「山田先生 昭和七年日記、ノート類五冊」等の所蔵が不明なため、同書より史料引用した。以降、史料引用したものは、注記にて「引用」と付す。

なお、この山田らの日程は、出立前日の二七日に山田が宮島詠士を訪問した際、宮島が留守だったため自身の名刺に残した書置「宮嶋先生 二十八日東

京出発、二十九日神戸発のバイカル丸にて渡満可致(後略)」(国土館史資料室所蔵)からも裏づけられる。

(22) 前掲18『先師録』一三二頁より引用。この部分については、野田氏が史料表記のまま本文に引用したとは考えにくい。本稿では事実を示す意味で、本文のまま引用した。

(23) 前掲18『先師録』一三五頁。ちなみに前掲2楓木論文では、関東軍が、「匪賊」の出没、反日感情等を理由に鏡泊湖周辺での学園設立に反対していたことに触れている(関東軍参謀部第三課『鏡泊学園調査報告 其の一』(一九三五〔昭和一〇〕年六月))。

(24) ここでの「適当」の意味は、生活面で便が良いというのではなく、あくまで一般開拓移民には開拓困難な地ではあるが、学園にとっては開拓訓練にふさわしい場所、また景勝もよく学生の心身を養うには適当であったようである。

(25) 前掲18『先師録』一三五―一三六頁。

(26) 前掲18『先師録』一四二頁より引用。

(27) 一九三一(昭和七)年五月二四日「中学六三〇三号 国土館高等拓植学校学則変更ノ件」(東京都公文書館所蔵)

(28) 一九三三(昭和八)年一月二五日「西学六五七号

国士館高等拓植学校生徒定員並学則変更ノ件認可」

(東京都公文書館所蔵)

(29) 前掲18『先師録』一四六頁より引用。

(30) 前掲18『先師録』一四八頁より引用。

(31) 写真中判明している人物は、『鏡泊学園建設中間報告書』(一九三二(昭和七)年八月一〇日、財団法人国士館、国士館史資料室所蔵)にて確認したところ、前列左より藤原銀次郎、筑紫熊七、中野正剛、永井柳太郎、内田康哉、後藤文夫、荒木貞夫、駒井

徳三カ、東久邇宮稔彦、岡田啓介、水野鍊太郎、床

次竹次郎、安達謙蔵、徳富猪一郎(蘇峰)、加藤寛

治、森恪、二列目左より武田讓二、柴田徳次郎、野

田俊作、秋月佐都夫、加藤条四郎、秋田清、有賀長

文、高橋三吉、小磯国昭、秦真次、須崎某、有馬良

橘、高山長幸、小野寺信、山崎直三、三宅騏一、小

笠原長生、今井和佐久、三列目左より小川忠太郎、

安田鍊之助、二人おいて村地某、一人おいて石井三

郎、大橋新太郎、山下太郎、梁田欽次郎、土岐章、

牧野元次郎、真藤義丸、福島栄吉、樹下信雄、長谷

川良信、石橋恵、東久邇宮付の武官、村岡健八、四

列目左より篠崎彦二、岩浪光二郎、武藤山治、原祐

一郎、東条英機、二人おいて光永星郎、永田鉄山、

持永浅治、寺田某、緒方竹虎、折下吉延、原惣兵衛、

大林一之である。(名が判然としないものは「某」と

した。)

(32) 国士館史資料室所蔵。

(33) 国士館史資料室所蔵。

(34) 前掲9『満洲開拓史』一三三頁より引用。なお本規

程は、満洲鏡泊学園名誉総長として満洲国参議、陸

軍中将であつた筑紫熊七と、満洲鏡泊学園総務とし

て国士館常任理事山田悌一の両名義で出されてい

る。

(35) 1931年 国士館騒動関連文書」(国立国会図書館

憲政資料室所蔵(未公開) 中野順夫旧蔵資料)

(36) 一九三三(昭和八)年三月「満洲鏡泊学園建設経過

報告書」(国士館史資料室所蔵)

(37) 一九三三(昭和八)年九月「秘 満洲鏡泊学園第四

次報告書(附表添付)」(国士館史資料室所蔵)

(38) 前掲9『満洲開拓史』一三三頁より引用。

(39) 前掲37「秘 満洲鏡泊学園第四次報告書(附表添付)」

(40) 前掲37「秘 満洲鏡泊学園第四次報告書(附表添付)」

(41) 前掲9『満洲開拓史』一三八頁。

(42) 前掲2 槻木論文

国士館史関係資料の翻刻並びに補註

第五卷

凡例

- 一 ここには、国士館史編纂のために調査収集した資料のうちから、翻刻・校訂と補註が終了し、重要度が高いものを順次紹介する。
- 一 資料には、巻別に適宜、通し番号と表題を付し、その下に（ ）で出典を略記した。
- 一 資料は、漢字・仮名遣いとも、できるだけ原本に忠実に翻刻したが、一部に句読点を補い読みやすく改めた。
- 一 資料中の漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、常用漢字にないものおよび地名・人名など特に必要と認めたものは、原本のままとした。
- 一 現在では読みにくくなった語句には、平仮名でふりがなを付したが、もともと原本にあるふりがなは片仮名で表記した。
- 一 資料の成立事情及び資料中に使用される用語で意味を解しにくいものには、簡略な補註を付し、読者の理解に資した。
- 一 資料の翻刻・校訂は、国士館史資料室収蔵の原本、ないしは原本から作成した忠実な複製資料によった。

一 昭和二十二年一月 国士館専門学校名称変更認可書原本（国立公文書館所蔵）

①

校学一六号

昭和二十一年一月九日起案

私立専門学校名称変更ノ件

指令案

財団法人 国士館

昭和二十二年十二月二十日附申請国士館専門学校ヲ至徳専門学校ト^{*}□_(改)称ノ件認可ス

年一月一日

文部大臣

②

告示案

文部省告示第 号

専門学校令ニ依リ設置セル国士館専門学校ヲ昭和二十一年一月一日ヨリ至徳専門学校ト改称ノ件

年 月 日 認可セリ

文部大臣

備考

年 月 日

1 ポツダム宣言受諾ノ現時局ニ鑑ミテ設立者財団法人国士館ノ名称ヲ財団法人至徳学園ト変更スルニ伴ヒ
テ校名ヲ改称セントスルモノナリ

2 名称変更ノ実施期 昭和二十一年一月一日ヨリ

③

名称変更認可申請書

今般左記ノ通り名称変更致度候条御認可相成度此段及申請候也

昭和二十年十二月二十日

財団法人 国士館

理事 柴田徳次郎 印

文部大臣前田多門殿

一、理由

ポツダム宣言受諾ノ大詔ヲ拝承シ茲ニ乾坤一転平和主義新日本建設ノ機運ニ際会シタルヲ以テ新酒新囊ノ古訓ニ則リ財団法人国士館ヲ財団法人至徳学園ト名称変更スルト共ニ其ノ機構ニ新時代即応ノ措置ヲ採ラントスルモノナリ

一、現在ノ名称

国士館専門学校

一、変更後ノ名称

至徳専門学校

一、名称変更ノ実施期

昭和二十一年一月一日

④

決議書

昭和二十年十二月十五日午前十時ヨリ本館講堂ニ於テ理事会ヲ開催シ五名出席左記事項ヲ決議ス

決議事項

一、財団法人国士館ヲ財団法人至徳学園ト名称変更シ其ノ寄附行為ヲ改正スルト共ニ之ニ因テ生ズル組織機構ニ適正ノ措置ヲ採用スルノ件

二、右件審議ノタメ昭和二十年十二月二十日評議委員会ヲ招集開催スルノ件

右可決ス

昭和二十年十二月十五日

財団法人 国士館

理事 柴田徳次郎(印)

同 花田 半助(印)

同 真野 正順(印)

同 鮎澤 巖(印)

同 柴田 梵天(印)

決議書

昭和二十年十二月二十日午前十時ヨリ本館講堂ニ於テ評議委員会ヲ開催シ十四名出席左記事項ヲ決議ス

決議事項

一、財団法人国士館ヲ財団法人至徳学園ト名称変更シ其ノ寄附行為ヲ改正スルト共ニ之ニ因テ生ズル組織機
構ニ適正ノ措置ヲ採用スルノ件

右可決ス

昭和二十年十二月二十日

財団法人 国士館

評議委員 柴田徳次郎(印)

同 花田 半助

同 佐伯仙之助(印)

同 森田 久(印)

同 中嶋利一郎(印)

同 長瀧 武(印)

同 樹下 信雄(印)

同 鮎澤 巖(印)

同 真野 正順(印)

同 佐伯 唯一(印)

同	中村 宗雄 ^印
同	井乃 香樹 ^印
同	鈴木 惣吉 ^印
同	柴田 梵天 ^印

*1 至徳専門学校 戦後、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の民主化政策により教育制度も変更を求められることになる。国士館も例外ではなく、昭和二〇年一月二二日、GHQの意向を受けた文部省の要請により法人名改称と寄附行為改正の申請を行い、法人名称を「至徳学園」に改称した。これを受けて、翌年一月に至徳専門学校、同年三月に至徳中学校と校名を変更し、同時に至徳学園校歌（本誌口絵参照）も作られた。教育方針も「道義日本ヲ建設シ世界平和ト進運トニ貢献スル有為ノ人材ヲ養成スル」（財団法人至徳学園寄附行為第一章第一条）と新時代に即応するものとした。また、武道教育の全廃（昭和二〇年一月六日「武道ノ取扱ニ関スル件」に伴うカリキュラムの根本的改定を実施し、専門学校の学科名も「剣道科」「柔道科」「弓道科」から「国語科」「地理科」「歴史科」と改編した。一方、「軍国主義指導者に対する公職追放」指令（昭和二一年一月）が、戦前より館長を務めていた柴田徳次郎にも適用されることが明かとなり、代わって鮎澤巖（本

誌一六四（一六五頁*1参照）が校長職に就くこととなった。その後、昭和二六年のサンフランシスコ平和条約の締結によってGHQによる日本占領が終結する。こうしたアメリカの対日政策の変更を背景として、学園の名称を国士館に復すことを理事会が決議し、昭和二六年三月に文部省より認可を受け、学校法人国士館に名称変更を行った。また、昭和二七年には館長に柴田徳次郎が復帰し、苦難を乗り越えた至徳学園は、新制国士館へ時代を繋いだのである。

二 昭和二十二年四月 国士館中学校及国士館商業学校名称変更認可書原本（国立公文書館所蔵）

①

東学一五五号 裁決定四月二十七日

昭和二十二年四月二十三日起案 裁決定四月二十七日

私立中等学校名称変更ノ件

指令案

財団法人至徳学園

昭和二十年十二月二十日附申請国士館中学校及国士館商業学校名称変更ノ件認可ス

年 3月30日

文 部 大 臣

備考

終戦後ノ事態ニ即応センガ為名称ヲ左記ニ依リ変更セントス

(現在)

国士館中学校

至徳中学校

国士館商業学校

至徳商業学校

国士館工業学校 (昭和二十年三月限廃止ニ付変更ヲナサズ)

②

名称変更認可申請書

今般左記ノ通り名称変更致度候条御認可相成度此段及申請候也

昭和二十年十二月二十日

財団法人 国士館

理事 柴田徳次郎^印

文部大臣安倍能成殿

東京都長官廣瀬久忠殿

一、理由

ポツダム宣言受諾ノ大詔ヲ拝承シ茲ニ乾坤一転、平和主義新日本建設ノ機運ニ際会シタルヲ以テ新酒新囊ノ古訓ニ則リ財団法人国士館ヲ財団法人至徳学園ト名称変更スルト共ニ其ノ機構ニ新時代即応ノ措置ヲ採ラントスルモノナリ

一、現在ノ名称

国士館中学校

国士館商工業学校

一、変更後ノ名称

至徳中学校

至徳商工業学校

一、名称変更ノ実施期

昭和二十一年一月一日

③

決議録

昭和二十年十二月二十日午前九時本校ニ於テ理事会ヲ開催シ左記事項ヲ決議ス

記

一、専門学校々名変更ニ関スル件

一、中学校々名変更ニ関スル件

一、商業学校々名変更ニ関スル件

財団法人国士館

理事 柴田徳次郎(印)

理事 柴田 梵天(印)

理事 花田 半助(印)

三 昭和二十二年一月 財団法人国士館寄附行為変更認可書原本（国立公文書館所蔵）

①

校学一七号

昭和二十二年一月七日起案

寄附行為変更ノ件

指令案

財団法人 国士館

昭和二十二年十二月二十日附申請寄附行為中変更ノ件認可ス

〔昭和〕二十二年一月一日

文部大臣

②

認証案

本謄本ハ原本ト相違ナキコトヲ認証ス

年月日

文部省

備考

ポツダム宣言受諾ノ現時局ニ鑑ミテ名称ノ変更並ニ其レニ伴フ条項ヲ変更セントスルモノナリ

変更内容

1. 第一条中ノ名称並ニ目的ノ変更
2. 第二条中ノ名称変更

③

財団法人寄附行為変更認可申請書

今般時局ニ鑑ミ財団法人国士館ヲ財団法人至徳学園ト名称変更シ其ノ寄附行為条項ヲ別冊新寄附行為ノ通り改正致度御認可相成度別紙書類相添ヘ及申請候也

昭和二十年十二月二十日

財団法人 国士館

理事 柴田徳次郎 印

文部大臣前田多門殿

理由書

ポツダム宣言受諾ノ大詔ヲ拝承シ茲ニ乾坤一転、平和主義新日本建設ノ機運ニ際会シタルヲ以テ新酒新囊ノ古訓ニ則リ財団法人国士館ヲ財団法人至徳学園ト名称変更スルト共ニ其ノ機構ニ新時代即応ノ措置ヲ採ラントスルモノナリ

④

決議書

昭和二十年十二月十五日午前十時ヨリ本館講堂ニ於テ理事会ヲ開催シ五名出席左記事項ヲ決議ス

決議事項

一、財団法人国士館ヲ財団法人至徳学園ト名称変更シ其ノ寄附行為ヲ改正スルト共ニ之ニ因テ生ズル組織機構ニ適正ノ措置ヲ採用スルノ件

二、右件審議ノタメ昭和二十年十二月二十日評議委員会ニ招集開催スルノ件

右可決ス

昭和二十年十二月十五日

財団法人 国士館

理事 柴田徳次郎(印)

同 花田 半助(印)

全 真野 正順(印)

同 鮎澤 巖(印)

同 柴田 梵天(印)

決議書

昭和二十年十二月二十日午前十時ヨリ本館講堂ニ於テ評議委員会ヲ開催シ十四名出席左記事項ヲ決議ス

決議事項

一、財団法人国士館ヲ財団法人至徳学園ト名称変更シ其ノ寄附行為ヲ改正スルト共ニ之ニ因テ生ズル組織機

構ニ適正ノ措置ヲ採用スルノ件

右可決ス

昭和二十年十二月二十日

財団法人 国士館

評議委員 柴田徳次郎(印)

⑤

財団法人国土館寄附行為

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
井乃 香樹(印)	中村 宗雄(印)	佐伯 唯一(印)	真野 正順(印)	鮎澤 巖(印)	樹下 信雄(印)	長瀧 武(印)	中嶋利一郎 (印)	森田 久(印)	佐伯仙之助 (印)	花田 半助(印)

(表紙)

寄付行為

財団法人国士館

第一章 目的及事業

第一条 本財団法人ハ国士タル国家有為ノ人材ヲ養成スル教育並ニ其施設ヲ為スヲ目的トス

第二条 本財団法人ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、国士館専門学校及国士館実務学校ヲ設立経営スルコト

二、国士館中学校ヲ設立経営スルコト

三、国士館商業学校ヲ設立経営スルコト

四、国士館高等拓植学校ヲ設立経営スルコト

五、講習会ノ開催其他本財団法人ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業ヲ行フ

第二章 名称及事務所

第三条 本財団法人ハ財団法人国士館ト称ス

第四条 本財団法人ノ事務所ハ東京府荏原郡世田ヶ谷町字世田ヶ谷千六番地ニ置ク

第三章 資産及会計

第五条 本財団法人ノ資産ハ左ノ各号ヲ以テ組織ス

一、設立当初ニ於ル柴田徳次郎ヨリ寄附シタル不動産及基金（別紙目録ノ通り）

二、学校及其他ノ収入金

三、寄附ヲ受ケタル金品

第六条 資産ハ之ヲ分チテ基本財産及普通財産ノ二トス基本財産ハ左記ノ基金ヲ以テ之ニ充ツ

一、国士館専門学校基金拾五万円

二、国士館中学校基金参万円

但シ大正十四年ヨリ向フ五ヶ年内ニ五万円ニ達セシム

三、国士館商業学校基金参万円

但シ大正十五年ヨリ向フ十ヶ年内ニ積立ツルモノトス

四、其他ノ基金

普通財産ハ資産総額ヨリ基本財産ヲ控除セル残額全部トス

第七条 基本財産ハ現金又ハ有価証券トシ郵便官署又ハ確實ナル銀行或ハ信託会社ニ預入レ置クモノトス普

通財産ハ理事ニ於テ之ヲ適當ニ管理ス

第八条 本財団法人ノ經常費ハ左ノ収入ヲ以テ支弁ス

一、柴田徳次郎ノ本財団法人設立後向フ十ケ年間年額壹万円宛ノ寄附金

二、基本財産ヨリノ果実

三、学校及其他ノ諸収入

臨時費ハ総テ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第九条 本財団法人ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第四章 役員及顧問

第十条 本財団法人ニ左ノ役員ヲ置ク

理事五名乃至七名

監事二名乃至三名

評議委員二十名乃至三十名

第十一条 理事ハ理事会ヲ組織シ其合議ヲ以テ本財団法人ノ事務ヲ執行ス

但理事ノ互選ヲ以テ分担事務ヲ定ムルコトヲ得

第十二条 理事ハ評議委員中ヨリ評議委員会ニ於テ之ヲ選任シ其任期ハ四年トス

第十三条 監事ハ民法第五十九条ノ職務ヲ行フモノトス

第十四条 監事ハ評議委員中ヨリ評議委員会ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ハ三年トス

第十五条 評議委員ハ評議委員会ヲ組織シ理事及監事ノ選任及理事会ノ諮問ニ応ズルモノトス

第十六条 評議委員ハ本財団法人ノ功勞者中ヨリ理事会ニ於テ推薦シ其任期ヲ五年トス

第十七条 役員ニ欠員ヲ生シタルトキハ補欠選挙又ハ推薦ヲナス

此ノ場合ニ於ケル任期ハ前任者ノ残任期間トス

役員ノ任期滿了スト雖後任者ノ就任スル迄ハ仍其職務ヲ行フモノトス

第十八条 本財団法人ニ顧問若干名ヲ置ク顧問ノ任期ハ終身トス

第十九条 顧問ハ理事会又ハ評議委員会ニ於テ必要ト認ムル重要事項ノ諮問ニ応ズルモノトス

第二十条 顧問ハ本財団法人ニ特ニ功勞アル知名ノ士ヲ理事会ニ於テ推挙ス

第五章 理事会及評議委員会

第二十一条 理事会ハ隨時之ヲ開ク

第二十二条 理事会ハ理事過半数出席スルニアラザレバ開会スルコトヲ得ズ

第二十三条 評議委員会ハ理事会ノ決議ニヨリ之ヲ開ク但シ毎年一回ハ必ス開会スルコトヲ要ス

第二十四条 評議委員会ハ十名以上出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス

第二十五条 理事会及評議委員会ノ議長ハ其都度各会ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六条 理事会評議委員会ノ決議ハ各其ノ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス可否同数アルトキハ各議長ノ決スル所ニ従フ

第六章 補則

第二十七条 本寄附行為ニ規定ナキ事項ハ民法ノ規定ニ依ル

第二十八条 本寄附行為ハ理事会ノ議ヲ経評議委員過半数ノ同意ニ依リ主務官庁ノ認可ヲ得テ之ヲ変更スル

コトヲ得

大正八年十一月六日

財団法人国士館設立者

柴田徳次郎

小村欣一

⑥

寄附財産目録

一、東京府荏原郡世田ヶ谷町字世田ヶ谷一千六番地所在

本家

木造天然スレート葺平家（講堂） 壹棟

此ノ建坪 九拾坪七勺

此ノ見積価格金貳万五千円

一、全所一千三番地一千番地所在

附属第一号

木造瓦葺二階建（本部） 壹棟

此建坪 四拾九坪二階坪貳拾七坪五合

此見積価格金 壹万円

一、全所一千三番地一千五番地ノ四所在

附属第二号

木造瓦葺二階建（寄宿舍） 壹棟

此建坪 五十七坪四合貳勺

二階建坪貳拾五坪六合七勺

此見積価格金 壹万壹千円

一、全所一千五番地ノ三所在

附属第三号

木造瓦葺平家（道場） 壹棟

此建坪 七拾壹坪

此見積価格金 八千円

一、全所一千五番地ノ一所在

附属第四号

木造瓦葺平家 壹棟

此建坪 八坪

此見積価格金 六百円

一、全所一千五番地ノ三所在

屋形流付掘井戸 壹個

此見積価格金 参百円

一、全所一千五番地ノ四所在

屋形流付堀井戸 壹個

此見積価格金參百円

見積価格合計金五万五千貳百円也

一、館宅六棟

一、基金參万円也

以上

⑦

(表紙)

財団法人至徳学園寄附行為

財団法人至徳学園寄附行為

第一章 目的及事業

第一条 本財団法人ハ至徳ヲ涵養シ以テ道義日本ヲ建設シ世界平和ト進運トニ貢献スル有為ノ人材ヲ養成ス

ル教育並ニ一般公民教育ニ必要ナル施設ヲ為スヲ目的トス

第二条 本財団法人ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、至徳専門学校ヲ経営スルコト

二、至徳中学校ヲ経営スルコト

三、至徳商業学校ヲ経営スルコト

四、講習会ノ開催及ビ新聞雑誌ノ発行其他本財団法人ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業ヲ行フ

第二章 名称及事務所

第三条 本財団法人ハ財団法人至徳学園ト称ス

第四条 本財団法人ノ事務所ハ東京都世田谷区世田谷一丁目千六番地ニ置ク

第三章 資産及会計

第五条 本財団法人ノ資産ハ左ノ各号ヲ以テ組織ス

一、柴田徳次郎ヨリ寄附シタル不動産及基金ヲ以テ創設シタル旧財団法人国士館ヨリ移管シタル不動産及基金（別紙目録ノ通り）

二、学校及其他ノ収入金

三、寄附ヲ受ケタル金品

第六条 資産ハ之ヲ分チテ基本財産及普通財産ノ二トス

普通財産ハ資産総額ヨリ基本財産ヲ控除セル残額全部トス

第七条 基本財産ハ現金又ハ有価証券トシ郵便官署又ハ確實ナル銀行或ハ信託会社ニ預入レ置クモノトス普通財産ハ理事ニ於テ之ヲ適當ニ管理ス

第八条 本財団法人ノ經常費ハ左ノ収入ヲ以テ支弁ス

一、旧財団法人国士館ヨリ移管シタル資金

二、基本財産ヨリノ果実

三、学校及其他ノ諸収入

臨時費ハ総テ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第九条 本財団法人ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第四章 役員及顧問

第十条 本財団法人ニ左ノ役員ヲ置ク

理事五名乃至七名

監事二名乃至三名

評議委員二十名乃至三十名

第十一条 理事ハ理事会ヲ組織シ其合議ヲ以テ本財団法人ノ事務ヲ執行ス

第十二条 理事ハ評議委員中ヨリ評議委員会ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ハ四年トス

第十三条 監事ハ民法第五十九条ノ職務ヲ行フモノトス

第十四条 監事ハ評議委員中ヨリ評議委員会ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ハ三年トス

第十五条 評議委員ハ評議委員会ヲ組織シ理事及監事ノ選任及理事会ノ諮問ニ応ズルモノトス

第十六条 評議委員ハ本財団法人ノ功勞者中ヨリ理事会ニ於テ推薦シ其ノ任期ハ五年トス

第十七条 役員ニ欠員ヲ生ジタルトキハ補欠選挙又ハ推薦ヲナス此ノ場合ニ於ケル任期ハ前任者ノ残任期間

トス 役員ノ任期滿了スト雖後任者ノ就任スル迄ハ其儘職務ヲ行フモノトス

第十八条 本財団法人ニ顧問若干名ヲ置ク

第十九条 顧問ハ理事会又ハ評議委員会ニ於テ必要ト認ムル重要事項ノ諮問ニ応ズルモノトス

第二十条 顧問ハ本財団法人ニ特ニ功勞アル知名ノ士ヲ理事会ニ於テ推挙ス

第五章 理事会及評議委員会

第二十一条 理事会ハ隨時之ヲ開ク

第二十二条 理事会ハ理事過半数出席スルニアラザレバ開会スルコトヲ得ズ

第二十三条 評議委員会ハ理事会ノ決議ニヨリ之ヲ開ク 但毎年一回ハ必ず開会スルコトヲ要ス

第二十四条 評議委員会ハ十名以上出席スルニアラザレバ開会スルコトヲ得ズ

第二十五条 理事会及評議委員会ノ議長ハ其都度各会ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六条 理事会、評議委員会ノ決議ハ各其ノ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス 可否同数ナルトキハ各議長ノ
決スル所ニ従フ

第六章 補則

第二十七条 本寄附行為ニ規定ナキ事項ハ民法ノ規定ニ依ル

第二十八条 本寄附行為ハ理事会ノ議ヲ経、評議委員過半数ノ同意見ニ依リ主務官庁ノ認可ヲ得テ之ヲ変更
スルコトヲ得

昭和二十一年一月一日

財団法人至徳学園設立者

柴田徳次郎 (印)

⑧

移管財産目録

一、敷地

計	資産種別	用途	位 置	坪 数	記帳価格	備 考
	基本財産	敷地				
				五七五五		

二、建物

計	用途	位 置	構 造	坪数及延坪	記帳価格	備 考
	講堂	世田谷区世田谷一ノ一〇〇三	木造平家建 天然スレート葺	九〇、〇七	四五、〇三五〇〇	
	旧柔道場教室	世田谷区世田谷一ノ一〇〇六	木造平家建 人造スレート葺	一一九、五〇	四一、八二五〇〇	
	旧剣道場教室	同	木造平家建瓦葺	二三五、二五	八二、三三七五〇	
	旧兵器庫倉庫	同	同	二一、二五	四、二五〇〇	
	同	同	木造平家建 スレート葺	二四、〇〇	四、八〇〇〇	
	時習寮	同	木造平家建瓦葺	八三、〇七	一六、六一四〇〇	
	正気寮	同	木造二階建瓦葺	一七一、〇〇	五一、三〇〇〇	
	敬天寮	世田谷区世田谷二ノ一、一七六	同	一六〇、〇〇	五六、〇〇〇〇	
	旧食堂教室	世田谷区世田谷一ノ一〇〇三	木造平家建 スレート葺	九八、二五	二九、四七五〇〇	
旧食堂附属建物	同	同	八、〇〇	一、二〇〇〇		
			一、〇一〇、三九	三三二、八三六五〇		

三、其他ノ資産

資産種別	記帳価格	備考
諸設備	五〇、〇〇〇	〇
什器雑品	八〇、〇〇〇	〇
立木	三〇、〇〇〇	〇
計	一六〇、〇〇〇	〇

四、經常及臨時特別資金

旧財団法人国士館ヨリ移管会計簿ノ通り

四 昭和二十二年三月 至徳専門学校学則変更認可書原本（国立公文書館所蔵）

①

校学一二五号

昭和二十二年二月一日起案 裁決定三月十二日

私立専門学校学則変更ノ件

指令案

財団法人至徳学園

昭和二十一年一月十一日附申請至徳専門学校学則中変更ノ件認可ス

(昭和二十一年)

「」一月十一日

備考

文部大臣

一、学則変更ノ理由

1. 寄附行為（設立者財団法人至徳学園）並ニ校名変更ニ依ル改正

2. 武道廃止ニ伴フ学科課程ノ改正

3. 授業料及入学金等ノ増額

二、学則変更ノ条項

(旧)

第一条 本校ハ専門学校令ニ依リ国士館創立ノ趣旨タル修文鍊武ニ依リ殉国ノ精神ヲ涵養シ兼テ斯道ノ中等

教員ヲ養成スルヲ目的トス

第二条 本校ニ剣道科、柔道科、弓道科及研究(指脱カ)ヲ置キ各科ノ専攻ヲ分チテ国語、地理、歴史トス

第三条 本校修業年限ハ剣道科柔道科弓道科三年研究科一年乃至二年トス

第四条 本校一学年ニ入学セシムベキ定員ヲ左ノ通り定ム

剣道科一〇〇名、柔道科八五名、弓道科十五名

第五条 学科及其程度左ノ如シ

(別表)

第八条 休業日ハ左ノ如シ

………

一、国士館創立記念日

………

第十三条 生徒ハ本校寄宿舎ニ入舎スルモノトス

第十四条 兵役其他止ムヲ得ザル事由ノ為休業セントスルモノハ其ノ証明書及事由ヲ詳記シ願出ノ上許可ヲ

受クベシ

第二十七条 入学ヲ許可セラレタルモノハ入学金拾円ヲ納付スルコトヲ要ス

第二十八条 授業料ハ本科生ハ一ケ年金百五十円ヲ納入スルモノトス

第三十条 証明書ノ下附ニハ金五拾銭ヲ徴集ス

(新)

第一条 本校ハ専門学校令ニ依リ至徳学園ノ本領タル智、徳、勤勞ノ精神ヲ涵養シ以テ道義日本建設指導ノ任ニ堪フル中等教員ヲ養成スルヲ目的トス

第二条 本校ニ本科及研究科ヲ置ク各科ノ専攻ヲ分チテ国語、地理、歴史トス

第三条 本校修業年限ハ本科三年研究科一年乃至二年トス

第四条 本校一学年ニ入学セシムベキ定員ヲ左ノ通り定ム

国語科一〇〇名、地理科五〇名、歴史科五〇名

第五条 学科及其程度左ノ如シ

(別表)

第八条 休業日ハ左ノ如シ

………

一、至徳学園創立記念日

………

第十三条 生徒ハ本校寄宿舎ニ入舎スルヲ原則トス

第十四条 止ムヲ得ザル事由ノ為休業セントスルモノハ其ノ証明書及事由ヲ詳記シ願出ノ上許可ヲ受クベシ

第二十七条 入学ヲ許可セラレタルモノハ入学金貳拾円ヲ納入スルコトヲ要ス

第二十八条 授業料ハ本科生ハ一ヶ年金參百六拾円トス

第三十条 証明書ノ下附ニハ金壹円ヲ徴集ス

②

昭和二十一年一月十一日

至徳専門学校設立者

財団法人至徳学園理事 柴田徳次郎^印

文部大臣 殿

学則一部変更ニ関スル件申請

寄附行為並ニ名称変更昭和二十年十一月六日附発体第八〇号通牒ニ依リ本校正課柔道、剣道、弓道ノ武道科ノ全廃ニ伴ヒ学科課程ノ改正及授業料増額ノ為ニ学則一部変更仕候間御認可相成度此段及申請候

至徳専門学校学則規程（新）

第一章 総則

第一条 本校ハ専門学校令ニ依リ至徳学園ノ本領タル智徳勤勞ノ精神ヲ涵養シ以テ道義日本建設指導ノ任ニ

堪フル中等教員ヲ養成スルヲ目的トス

第二条 本校ニ本科及研究科ヲ置ク各科ノ専攻ヲ分チテ国語・地理・歴史トス

第三条 本校修業年限ハ本科三年研究科一年乃至二年トス

第四条 本校一学年ニ入学セシムベキ定員ヲ左ノ通り定ム

国語科一〇〇名地理科五〇名歴史科五〇名トス

第二章 学科

第五条 学科及其程度左ノ如シ

外国語	歴史	教育心理	漢文	国語	課目 学年
英語	国史	心理学	漢文法及漢作文 論孟史 論子記 外史	国語文法及作文 国文学概説 現代文 徒然草 平家物語 増鑑 古事記 竹取物語 古今集	講 第一学年
六	二	二	一八		時教每 数授週
英語	東洋史	教育史	支那文学史概説 古文学 左傳 唐詩選 大学中庸	国語文法及作文 国文学概説 枕草子 土佐日記 源氏物語 俳文学 新古今集	講 第二学年
六	二	二	一七		時教每 数授週
英語	西洋史	教育学教授法	支那文学概論 老詩書 經經子	国語教授演習 国語概論 国文学概論 伊勢物語 近西 祝詞 万葉集 松鶴 宣命	講 第三学年
六	二	二	一七		時教每 数授週

国語科授業課程表

合計	体操	Elocution	社会学	法制経済	哲学論理	修身	外国語	地理	教育心理	歴史	課目	学年					
											第一学年	歴史概論 国史論 東洋史 西洋史 演習(東洋史)	二	二	一八	毎週 教授 時数	
											三三三	五	六	二	二	一七	毎週 教授 時数
											三三三	六	六	二	二	一七	毎週 教授 時数
合計	体操	Elocution	社会学	法制経済	哲学論理	修身	外国語	地理	教育心理	歴史	第二学年	第三学年					
											第二学年	考古学 国史論 東洋史 西洋史 演習(国史)	二	二	一七	毎週 教授 時数	
											三三三	六	六	二	二	一七	毎週 教授 時数
											三三三	六	六	二	二	一七	毎週 教授 時数

歴史科授業課程表

合計	体操	Elocution	社会学	法制経済	哲学論理	修身	外国語	地理	教育心理	歴史	課目	学年					
											第一学年	倫理学概論 経済学原論 社会学	二	二	一八	毎週 教授 時数	
											三三三	五	六	二	二	一七	毎週 教授 時数
											三三三	六	六	二	二	一七	毎週 教授 時数
合計	体操	Elocution	社会学	法制経済	哲学論理	修身	外国語	地理	教育心理	歴史	第二学年	第三学年					
											第二学年	東洋倫理学 論理學 米國憲法 社会立法	二	二	一七	毎週 教授 時数	
											三三三	六	六	二	二	一七	毎週 教授 時数
											三三三	六	六	二	二	一七	毎週 教授 時数

地理科授業課程表

合 計	体 操	Elocution	社 会 学	法 制 經 濟	哲 学 論 理	修 身	外 国 語	歷 史	教 育 心 理	地 理	課 目	学 年			
											演 習	地 球 海 洋	地 誌 (日本) (亜細亞)	地理思想発達史 地理基礎論(地形) 通論(資源産業交通)	第一学年
三三三			社 会 学	經 濟 学 原 論		倫 理 学 概 論	英 語	国 史	心 理 学	演 習	地 球 海 洋	地 誌 (日本) (亜細亞)	地理思想発達史 地理基礎論(地形) 通論(資源産業交通)	第一学年	時 教 数 授 週
三三三			社 会 立 法	米 國 憲 法	論 理 学	東 洋 倫 理	英 語	東 洋 史	教 育 史	演 習	地 誌 (日本) (亜細亞) (欧 亞 米 洲)	地理基礎論(地質) 通論(資源産業交通)	第二学年	時 教 数 授 週	
三三三			社 会 政 策	經 濟 政 策	哲 学	西 洋 倫 理	英 語	西 洋 史	教 育 学 教 授 法	演 習	地 図 研 究	地 誌 (欧 亞 米 洲)	地理基礎論(気候) 通論(民 族)	第三学年	時 教 数 授 週
三三三															時 教 数 授 週

第三章 学年学期休業日

第六条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第七条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期

自四月一日
至八月三十一日

第二学期

自九月一日
至十二月三十一日

第三学期

自一月一日
至三月三十一日

第八条 休業日ハ左ノ如シ

一、日曜日

一、大祭祝日

一、至徳学園創立記念日

一、春学休業

自三月二十一日
至四月七日

一、夏学休業

自七月二十日
至九月一日

一、冬学休業

自十二月二十一日
至一月七日

第四章 入学・在学・退学・懲戒

第九条 生徒ヲ入学セシムベキ時期ハ毎年四月トス

第十条 本科第一学年ニ入学シ得ベキモノハ左ノ各号ノ一二該当スルモノニシテ本校ニ於テ詮衡シタルモノ

ニ限ル

一、中等学校卒業者

二、専門学校入学者検定規定ニ依リ指定セラレタルモノ

三、同規定ニ依ル試験ニ合格シタルモノ

第十一条 入学セントスルモノハ別ニ定ムル様式ノ入学願書履歴書戸籍抄本及び写真ニ考査料ヲ添ヘ願出ス

ベシ

第十二条 入学許可ヲ受ケタルモノハ別ニ定ムル様式ノ誓約書ヲ保証人連署ノ上差出スベシ

第十三条 生徒ハ本校寄宿舎ニ入舎スルヲ原則トス

第十四条 止ムヲ得ザル事由ノ為休学セントスルモノハ其ノ証明書及事由ヲ詳記シ願出ノ上許可ヲ受クベシ

第十五条 休学ノ許可ヲ受ケタル者ハ休学中ノ授業料ハ此ヲ免除スルコトアルベシ

第十六条 退学セントスルモノハ其ノ事由ヲ具シ願出ノ上許可ヲ受クベシ

第十七条 保証人ハ能力者ニシテ本校ヨリ一里以内ニ居住スルモノ若ハ東京都ニ在住スルモノニシテ適當ト

認メタル者タルベシ

第十八条 保証人ヲ変更シタル場合又ハ其ノ氏名住所ヲ変更シタル場合又ハ其ノ氏名住所ヲ変更シタル時ハ

其ノ都度届出スベシ

第十九条 欠席者ハ其ノ事由ヲ具シ届スベシ但シ病氣ノ為欠席七日以上ニ及ブ場合ハ校医ノ診断書ヲ添フコ

トヲ要ス

第二十条 生徒ノ本分ニ悖リタル行為アリト認ムル時ハ其ノ輕重ニ從ヒ譴責、停学、除名、処分ニ付ス

第五章 試験及卒業

第二十一条 各科ノ試験ハ各科目ニ付キ各学期度ノ終リニ行フ

第二十二条 各学科目ノ成績ハ百点ヲ満点トシ六十点以上ヲ合格トス

第二十三条 毎年度ニ配当セル学科目中不合格ノ学科三科目以上アルトキハ進級セシメズ

第二十四条 病氣其ノ他止ムヲ得ザル事由ニ依リ試験ヲ受クルコトヲ得ザリシ者ニハ第一学期中ニ追試験ヲ

行フコトアルベシ

第二十五条 卒業者ニハ所定ノ卒業証書ヲ授与ス

第六章 授業料及手数料

第二十六条 入学セントスルモノハ入学考査料金拾円ヲ納付スルコトヲ要ス

第二十七条 入学ヲ許可セラレタルモノハ入学金弍拾円ヲ納付スルコトヲ要ス

第二十八条 授業料ハ本科生ハ一ヶ年金參百六拾円トス

第二十九条 学年試験料ハ之ヲ徴集セズ但シ追試験ヲ行フ場合ハ一学科目金弍円以内ノ試験料ヲ徴集ス

第三十条 証明書ノ下附ニハ金壹円ヲ徴集ス

第三十一条 一旦納付セル授業料及諸料金ハ一切之ヲ返還セズ

第七章 研究科補則

第三十二条 研究科ニ入ラントスル者ハ本校卒業者又ハ教授会ニ於テ詮衡シ許可セラレタル者ニ限ル

第三十三条 研究科ニ入ラントスルモノハ研究学科目ヲ記シ願出ズベシ

第三十四条 研究科生ハ研究ニ関シ主任教授ノ指導ヲ受クベシ

第三十五条 研究科生ハ其ノ研究ヲ終ヘタル時ハ研究ノ結果ヲ指導教授ニ提出スベシ

第三十六条 研究ノ目的ニ達シタリト認メタル者ニ対シテハ修業証書ヲ授与ス

第三十七条 研究生ハ研究料年額五拾円ヲ入学ノ際納付スルヲ要ス

第三十八条 本校教授会職員制生徒心得ニ関スル事項及本学則施行細則ハ別ニ之ヲ定ム。

国士館専門学校学則規程（旧）

第一章 総則

第一条 本校ハ専門学校令ニ依リ国士館創立ノ趣旨タル修文鍊武ニ依リ殉国ノ精神ヲ涵養シ兼テ斯道ノ中等教員ヲ養成スルヲ目的トス

第二条 本校ニ剣道科、柔道科、弓道科及研究科ヲ置キ各科ノ専攻ヲ分チテ国語、地理、歴史トス

第三条 本校修業年限ハ剣道科、柔道科、弓道科三年研究科一年乃至二年トス

第四条 本校一学年ニ入学セシムベキ定員ヲ左ノ通り定ム

剣道科一〇〇名柔道科八五名弓道科十五名

第二章 学科

第五条 学科及其程度左ノ如シ

計	体	教	体	救	衛	生	武	武	武	体	武	教	教	教	学	青	教	公	国	国	道	共通科目		
																						道	道	道
練	練	政	護	生	理	史	論	道	論	道	法	学	史	生	理	育	民	德	体	義	第一	第二	第三	
二八	二	(七)				(二)	(二)	(二)	一五						(二)	二				(二)	二	第一	第二	第三
二八	二	(四)		(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	一八				(二)			二		(二)			二	第一	第二	第三
二八	二	(四)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	一八		(二)					二	(二)				二	第一	第二	第三

合	計	有	大	国	演	漢	漢	漢	漢	國	國	國	學	国語専攻		
														職	東	史
計	故	亞	史	作	及	講	講	法	法	學	學	學	學	一	二	三
四九	二					一	一	五	一	一	一	一	六	第一	第二	第三
四九	二		二	二		一	一	五	一	一	一	二	五	第一	第二	第三
四九	二	二	二			二	五				一	五	五	第一	第二	第三

合 計	歐 米 史	大 東 亞 史	国 史	史 学 概 論	演 習	地 理 実 習	地 図 研 究	郷 土 地 理	地 球 海 洋 学	欧 亞 米	大 東 亞	日 本 誌	地 民 族	資 源 産 業 交 通	政 治 国 防	地 理 通 論	気 候	地 質	地 形	地 理 基 礎 論	地 理 思 想 発 達 史	地 理 専 攻	
																						学 科 目	学 年
四九	二		二	二	二	二		二	二		(二)	(三)	五	(二)		二			(二)	二		第一学年	
四九	二	三	二		二	二				(二)	(三)	(二)	七	(二)	(二)	三		(二)		二		第二学年	
四九	二	三			四		二			(三)			(二)	(三)	五	(二)				二	二	第三学年	

合 計	地 誌	通 論	地 理	国 語 及 漢 文	演 習	古 文 書 学	考 古 学	欧 米 史	大 東 亞 史	国 史	史 学 概 論	歴 史 専 攻	
												学 科 目	学 年
四九	二	二			二			三	四	四	二	第一学年	
四九	二	二	二		二	二	二	三	四	四		第二学年	
四八	二	二			六			四	四	四		第三学年	

第三章 学年、学期、休業日

第六条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第七条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期

自四月一日
至八月三十一日

第二学期

自九月一日
至十二月三十一日

第三学期

自一月一日
至三月三十一日

第八条 休業日ハ左ノ如シ

一、日曜日

一、大祭祝日

一、国士館創立記念日

一、春学休業

自三月二十一日
至四月七日

一、夏学休業

自七月二十日

至九月一日

一、冬学休業

自十二月二十一日

至一月七日

第四章 入学・在学・退学・懲戒

第九条生徒ヲ入学セシムベキ時期ハ毎年四月トス

第十条本科第一学年ニ入学シ得ベキモノハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニシテ本校ニ於テ詮衡シタルモノニ

限ル

一、中等学校卒業者及四年修了者

二、専門学校入学者檢定規定ニ依リ指定セラレタルモノ

三、同規定ニ依ル試験ニ合格シタルモノ

第十一条入学セントスルモノハ別ニ定ムル様式ノ入学願書履歷書戸籍抄本及び写真ニ考查料ヲ添へ願出ズベ

シ

第十二条入学許可ヲ受ケタルモノハ別ニ定ムル様式ノ誓約書ヲ保証人連署ノ上差出スベシ

第十三条生徒ハ本校寄宿舎ニ入舎スルモノトス

第十四条 兵役其他止ムヲ得ザル事由ノ為休学セントスルモノハ其ノ証明書及事由ヲ詳記シ願出ノ上許可ヲ受

クベシ

第十五条 休学ノ許可ヲ受ケタル者ハ休学中ノ授業料ハ此ヲ免除スルコトアルベシ

第十六条 退学セントスルモノハ其ノ事由ヲ具シ願出ノ上許可ヲ受クベシ

第十七条 保証人ハ能力者ニシテ本校ヨリ一里以内ニ居住スルモノ若ハ東京都ニ在住スルモノニシテ適当ト認

メタル者タルベシ

第十八条 保証人ヲ変更シタル場合又ハ其ノ氏名住所ヲ変更シタル時ハ其ノ都度届出スベシ

第十九条 欠席者ハ其ノ事由ヲ具シ届出スベシ但シ病氣ノ為欠席七日以上ニ及ブ場合ハ校医ノ診断書ヲ添フコ

トヲ要ス

第二十条 生徒ノ本分ニ悖リタル行為アリト認ムル時ハ其ノ軽重ニ從ヒ譴責、停学、除名処分ニ付ス

第五章 試験及卒業

第二十一条 各科目ノ試験ハ各科目ニ付キ各学期度ノ終リニ行フ

第二十二条 各科目ノ成績ハ百点ヲ満点トシ六十点以上ヲ合格トス

第二十三条 毎年度ニ配当セル学科目中不合格ノ学科三科目以上アルトキハ進級セシメズ

第二十四条 病氣其他止ムヲ得ザル事由ニ依リ試験ヲ受クルコトヲ得ザリシ者ニハ第一学期中ニ追試験ヲ行フ

コトアルベシ

第二十五条 卒業業者ニハ所定ノ卒業証書ヲ授与ス

第六章 授業料及手数料

第二十六条 入学セントスルモノハ入学考査料拾円ヲ納付スルコトヲ要ス

第二十七条 入学ヲ許可セラレタルモノハ入学金拾円ヲ納付スルコトヲ要ス

第二十八条 授業料ハ本科生ハ一ケ年金百五十円ヲ納付スルモノトス

第二十九条 学年試験料ハ之ヲ徴集セズ但シ追試験ヲ行フ場合ハ一学科目金貳円以内ノ試験料ヲ徴集ス

第三十条 証明書ノ下附ニハ金五拾銭ヲ徴集ス

第三十一条 一旦納付セル授業料及諸料金ハ一切之ヲ返還セズ

第七章 研究科補則

第三十二条 研究科ニ入ラントス者ハ本校卒業業者又ハ教授会ニ於テ詮衡シ許可セラレタル者ニ限ル(ル脱カ)

第三十三条 研究科ニ入ラントスルモノハ研究学科目ヲ記シ願出ズベシ

第三十四条 研究生ハ研究ニ関シ主任教授ノ指導ヲ受クベシ

第三十五条 研究生ハ其ノ研究ヲ終ヘタル時ハ研究ノ結果□指導教授ニ提出スベシ(ヲ)

第三十六条 研究ノ目的ニ達シタリト認めタル者ニ対シテハ修業証書ヲ授与ス

第三十七条 研究生ハ 研究料金年額五拾円ヲ 入学ノ際納付スルヲ要ス
第三十八条 本校教授会職員制生徒、心得ニ関スル事項及 本学則施行細則ハ 別ニ之ヲ定ム。

③

決議書

昭和二十一年一月十日午前十時ヨリ 本学園ニ於テ 理事会開催、四名出席左記事項ヲ 決議ス

決議事項

一、至徳専門学校学則変更スルノ件

(寄附行為変更ニ伴フ学則変更、武道全廃ニ伴フ学科課程ノ変更、授業料ノ増額)

右決議ス

昭和二十一年一月十日

財団法人至徳学園

理事 柴田徳次郎 印

同 花田 半助 印

同 真野 正順 印

科 目	予 算	二十 年度	予 更	正 算	入 部	増 比	較 減	予 算 説 明	授 業 料 増 額 ニ 依 リ 其 ノ 増 徴 分 ニ 対 シ 在	合 計	雑 収 入	父 兄 会 寄 附 金	(防 火 設 備 費)	(農 耕 資 材 費)	(教 練 費)	授 業 料	入 学 金	受 験 料							
										七 八	一 八	二	四	四 四	二 七	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇
										五 〇 〇	二 八 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	九 四	二 八 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇
〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	一 五	六 九 八	〇 〇								一 五	六 九 八	〇 〇								

至徳専門学校

授業料増徴承諾書
 国士館 (至徳学園ニ改名申請中)
 昭和二十年十二月二十八日
 専門学校父兄会会長

至徳専門学校
 長瀧 武 (印)

同 柴田 梵天 (印)

五 昭和二十二年五月 国士館工業学校廃止並ニ国士館商業学校生徒募集開始認可書原本

(国立公文書館所蔵)

①

東学一八四号 裁決定五月八日

昭和二十一年四月二十三日起案

私立商業学校再轉換ノ件

指令案 (一)

財団法人至徳学園

昭和二十一年一月十五日附申請国士館工業学校廃止並ニ国士館商業学校生徒募集開始ノ件認可ス

年 3月30日

文部大臣

通牒案 (二)

年 月 日 局 長

東京都長官宛

標記ノ件ニ関シ曩ニ御進達有之タル処右ハ学年進行ニ伴フ教員組織ヲ法定数ニ達セシメ普通教室並ニ特別教室ヲ増築スルコトヲ条件トシテ特ニ認可相成リタルニ付此旨設立者ニ御示達ノ上之ガ履行ニ関シ御督励相煩度

備考

教育ニ関スル戦時非常措置ニ依リ工業学校ニ転換シタル処之ヲ復元セントス

国士館工業学校廃止

廃止ノ時期 昭和二十一年三月限

生徒処分ノ方法 商業学校ニ編入

国士館商業学校生徒募集開始

編制 高修四年八〇〇名 一六学級（二〇〇名四学級募集）

教員 差当り差支ナキモ完成年度ニハ法定数ニ四名不足ス

校舎 国士館中学校ノ校舎ヲ夜間使用ス

現在十二教室アリ普通教室並ニ特別教室充実ヲ要ス

経費 適當

②

昭和二十一年一月十五日

〔(後筆)至徳学園〕

文部大臣前田多門殿

財団法人 国士館(公印)

国士館商業学校再開生徒募集申請

別紙理由書ノ通り商業学校再開致度候間生徒募集ニ関シ御認可相成度此段及申請候

追而定員、修業年限、入学資格、及再開生徒募集数左記ノ通りニ有之候

記

一、定員 八百名

一、修業年限 四年

一、入学資格 国民学校高等科卒業

一、再開生徒募集数

第一学年 式百名

第二学年 壹百名

第三学年 五十名

③

国士館商業学校再開理由書

国士館商業学校ハ大正十五年四月創立シ開校以來商業教育ニ尽瘁シ多年豊富ナル經驗ニヨリ幾多有為ノ人材ヲ輩出シ昭和十五、六年ノ交ハ全校生徒數七百名以上ヲ有シタリ。而シテ益々發展ノ一途ヲ辿リツ、アリシニ大東亞戰局ノ推移ニ伴ヒ御指令ニ基キ之ヲ工業学校ヘ轉向ヲ余儀ナクセラレタリ然ルニ終戰ト共ニ商業教育復活ノ機運ヲ觀ルニ至リ、且、国士館所在ノ世田谷一帯ハ由来商業地域トシテ其ノ商店街ノ子弟ノ教育機関ノ必要論ヲ俟タズ、仍而国士館ハ其ノ欲求ヲ充タス唯一ノ機関トシテ国士館商業学校ノ急速ナル復活開校ヲ希求スルモノナリ

追而国士館商業学校還元再開ニ伴フ国士館工業学校ノ廢止年月日及其ノ生徒処分方法左ノ通り

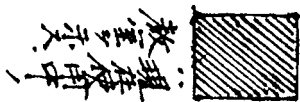
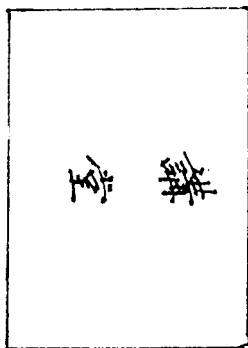
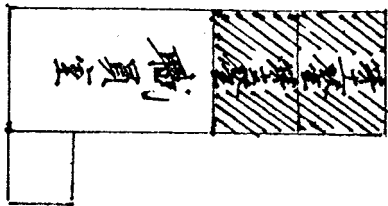
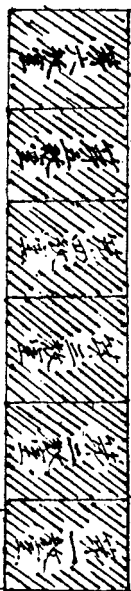
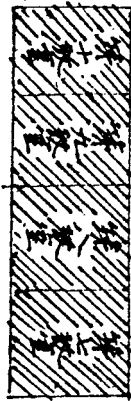
記

一、国士館工業学校廢止年月日

昭和二十一年三月限り

二、同生徒処分方法

工業学校全学年生徒八本人ノ志望ニヨリ商業学校各学年ニ編入スルコト、シタリ



教室配置圖
 工業学校
 国士館
 商業学校

商業学校昭和二十年度予算

收入之部		至徳商業学校																			
科目	金額	支出之部																			
校長給	二、四〇〇	補助金	一八、六〇〇	職員給	二、〇〇〇	教職員優遇費	一、〇〇〇	備品費	三〇〇	図書費	五〇〇	消耗品費	三〇〇	印刷費	三〇〇	旅費交通費	三〇〇	通信運搬費	三〇〇	補助金	三、〇〇〇
校員給	四〇〇	校長給	〇	職員給	〇	教職員優遇費	〇	備品費	〇	図書費	〇	消耗品費	〇	印刷費	〇	旅費交通費	〇	通信運搬費	〇	補助金	〇
入学料	三〇〇	校員給	〇	職員給	〇	教職員優遇費	〇	備品費	〇	図書費	〇	消耗品費	〇	印刷費	〇	旅費交通費	〇	通信運搬費	〇	補助金	〇
授業料	四〇〇	校長給	〇	職員給	〇	教職員優遇費	〇	備品費	〇	図書費	〇	消耗品費	〇	印刷費	〇	旅費交通費	〇	通信運搬費	〇	補助金	〇
防空費	五〇〇	職員給	〇	職員給	〇	教職員優遇費	〇	備品費	〇	図書費	〇	消耗品費	〇	印刷費	〇	旅費交通費	〇	通信運搬費	〇	補助金	〇
補助金	三、〇〇〇	校長給	〇	職員給	〇	教職員優遇費	〇	備品費	〇	図書費	〇	消耗品費	〇	印刷費	〇	旅費交通費	〇	通信運搬費	〇	補助金	〇
合計	一八、六〇〇	校長給	〇	職員給	〇	教職員優遇費	〇	備品費	〇	図書費	〇	消耗品費	〇	印刷費	〇	旅費交通費	〇	通信運搬費	〇	補助金	〇
	〇	校長給	〇	職員給	〇	教職員優遇費	〇	備品費	〇	図書費	〇	消耗品費	〇	印刷費	〇	旅費交通費	〇	通信運搬費	〇	補助金	〇
	〇	校長給	〇	職員給	〇	教職員優遇費	〇	備品費	〇	図書費	〇	消耗品費	〇	印刷費	〇	旅費交通費	〇	通信運搬費	〇	補助金	〇

科目	収入之部		支出之部	
	金額	額	金額	額
校 長 給	二、七〇〇	〇	〇	〇
教 職 員 給	一、三〇〇	〇	〇	〇
教 職 員 優 遇 費	二、六六四	〇	〇	〇
備 品 費	五三〇	〇	〇	〇
図 書 費	三五〇	〇	〇	〇
消 耗 品 費	二三〇	〇	〇	〇
印 刷 費	三三〇	〇	〇	〇
旅 費 交 通 費	二二〇	〇	〇	〇
通 信 運 搬 費	二二〇	〇	〇	〇
補 助 金	三、〇〇〇	〇	〇	〇
雜 費	一、六二〇	〇	〇	〇
合 計	二二、八〇〇	〇	二二、八〇〇	〇

商業学校昭和二十年度更正予算
至徳商業学校

教員組織

担任	氏名	担任	至徳商業学校
校長	鮎澤 巖	担任	氏名
教務主任	會田 彦一	歴史	中野 春夫
修身	柴田 徳次郎	理科	山瀬 隆
公民	柴田 梵天	英語	九田省三郎
商業經濟	全	全英	本田 榮一
商業法規	全	全英	新田 大作
国語	中島 利一郎	体育	内田 祥一
漢文	新田 興	簿記	全 中根 實子
作文	中野 菊夫	全簿記	全 松尾 博隆
図書	全	全簿記	全 鈴木 惣吉
数学	五十嵐卯太郎	珠算	全 鈴木 惣吉
全学	山田 秀太郎	商業学	全 鈴木 惣吉
地理	中野 春夫	工業	三木 清

生徒総数

至徳商業学校

生徒現在総数 百五拾壹名

第四学年 四拾参名

第三学年 参拾六名

第二学年 参拾名

第一学年 四拾貳名

六 昭和二十二年三月 至徳専門学校学則改正認可書原本（国立公文書館所蔵）

①

校学八三号 裁決定3月8日

昭和二十二年二月十日起案

私立専門学校学則変更について

指令案

財団法人至徳学園

昭和二十二年一月二十五日附至教発第二一号を以て申請の至徳専門学校学則中改正の件はこれを認可する

昭和 年 月 日

文部大臣

備考

一、学則変更の理由

主として教職員の待遇改善及校舎一棟復旧一部とす

二、学則変更の箇所

第二十六条中、検定料拾円ヲ三十円ニ

第二十七条中、入学金貳拾円ヲ五十円ニ

第二十八条中、授業料三百六拾円ヲ六百円ニ

改ム

三、理事会決議書、父兄代表承諾書添附

至教発第二一号

昭和二十二年一月二十五日

至徳専門学校設立者

附人至徳学園理事柴田梵天^印

文部大臣 殿

授業料等増額申請の件

本校所定の授業料、入学考査料、及び入学金左記理由により昭和二十二年度から増額致し度何卒具申事情御
詮議の上御認可になりますやう御願ひ致します

記

一、増加の額 授業料年額参百六拾円を年額六百円に。

入学考査料金拾円を参拾円に。

入学金式拾円を五拾円に。

二、増額の理由

備考

1. 本校は戦災の厄を蒙り、校舎の焼失その他財貨の損害甚大に、且つ又終戦後の金融封鎖のため財務経理極めて至難なること。

2. 生徒数も定員六百名に対し現在二百七十名程度に減少し、授業料等の収入も自然減となり財源に影響大なること。

3. 右の事情なるも時局柄教職員の待遇を此の際は是非向上せしめたいこと。

4. 昭和二十二年度中に校舎一棟復旧の予定なので、多少なりともその為財源の増加を考慮致したいこと。

三、添付参考書類

1. 昭和二十一年度予算表

2. 昭和二十二年度予算予定表

3. 昭和二十年年度決算表
4. 理事会決議録(写)
5. 父兄会承諾書

至教発第二一号

昭和二十二年一月二十五日

至徳専門学校設立者

附人至徳学園理事柴田梵天^印

文部大臣 殿

学則一部変更の件

別紙申請授業料等増額に伴い学則の一部左記の通り変更方御認可願います

記

学則第二十六条中「金拾円」ヲ「金參拾円」ニ改ム

第二十七条中「金貳拾円」ヲ「金五拾円」ニ改ム

第二十八条中「金參百六拾円」ヲ「金六百円」ニ改ム

(参考)

学則二部別紙添付

本則ハ昭和二十二年四月一日ヨリ施行致シタシ

②

(写)

財団法人至徳学園理事会決議書

昭和二十二年一月二十日午前十時ヨリ本学園本部ニ於テ理事会ヲ開会シ五名出席シ左記事項ヲ決議ス

決議事項

- 一、学園ノ実情ニ鑑ミ至徳専門学校授業料年額金参百六拾円ヲ年額金六百円ニ入学考査料金拾円ヲ金参拾円
- ニ入学金貳拾円ヲ金五拾円ニ夫々増加認可申請ノ件及ヒ之ニ伴フ学則一部改正申請ノ件

右決議ス

昭和二十二年一月二十日

財団法人 至徳学園

理事 柴田 梵天

同 鮎澤 巖

③

父兄承諾書

学校の実情に鑑み昭和貳拾貳年度より従来の授業料年額金參百六拾円也を年額金六百円也に増額することを承諾致します

昭和二十二年一月二十日

至徳専門学校父兄会

代表 長瀧 武印

財団法人

至徳学園理事柴田梵天殿

同 眞野 正順
同 樹下 信雄
同 青山樹左郎

計	前期繰越	雑収入	寄附金	科目	財団
					収入
三二、七〇四	三六〇、七〇四	五〇〇	五一、五〇〇		金額
五七	五七	〇〇	〇〇		
					更正
					摘要

昭和二十一年度
収支予算表
財団法人至徳学園

(表紙)

④

第二諸給	教職員給	校長給	第一俸給	科目	一般会計	支出	金額	更正	専門学校 摘要
二〇、五〇〇	四三、〇〇〇	三、六〇〇	四六、六〇〇						
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇						一人二五〇円

雑収入	父兄会寄附金	授業料	入学料	受験料	科目	一般会計	収入	金額	更正	専門学校 摘要
一二三、五〇〇	四〇〇	一八、八〇〇	一〇〇、八〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇					
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇					

計	予備費	復興費	雑費	人件費	負債償却費	冠婚葬祭費	旅費交通費	科目	財団	支出
三一二、七〇四	一〇、七〇四	二五〇、〇〇〇	五〇〇	二四、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一、五〇〇	六、〇〇〇			金額
五七	五七	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇			
										更正
										摘要

計	第十二雑費	第十一電灯費	第十冠婚葬祭費	第九教材費	第八借地料	第七保険料	第六広告費	第五修繕費	通信運搬費	印刷費	消耗品費	第四消耗品費	図書費	什器雑品費	器具機械費	第三備品費	諸備給	教職員優遇費	旅費交通費
一 二 三、 五〇〇	一、 一〇〇	三、 五〇〇	一、 〇〇〇	一、 五〇〇	三 〇〇	五、 〇〇〇	三、 〇〇〇	六、 五〇〇	四、 〇〇〇	四、 五〇〇	五、 〇〇〇	一三、 五〇〇	七、 〇〇〇	八、 〇〇〇	三、 〇〇〇	一八、 〇〇〇	一、 〇〇〇	一八、 〇〇〇	一、 五〇〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
																		一 七 人 〇 〇 円	

一般會計					支出					
科目	第一	第二	第三	第四	金額	金額	更正	中学校		
目	俸給	諸給	諸給	諸給				摘要		
校長	給	給	給	給						
教職員	給	給	給	給						
旅費	交通費	諸給	諸給	諸給						
教職員	優遇費	給	給	給						
諸備	給	給	給	給						
第三備品	費	費	費	費						
器具機械	費	費	費	費						
什器雜品	費	費	費	費						
圖書	費	費	費	費						

一般會計					収入					
科目	第一	第二	第三	第四	金額	金額	更正	中学校		
目	受取	受取	受取	受取				摘要		
受取	料	料	料	料						
入學	料	料	料	料						
授業	料	料	料	料						
父兄	寄附金	寄附金	寄附金	寄附金						
雜收入	料	料	料	料						
補助	金	金	金	金						
計	計	計	計	計						

一般会計		支出		商業学校	
科目	金額	更正	摘要		
第一俸給	二七、四〇〇				
校長給	二、四〇〇				
教職員給	二〇、〇〇〇				
教職員優遇費	五、〇〇〇				
第二諸給	一、〇〇〇				
旅費交通費	五〇〇				
諸備給	五〇〇				
第三備品費	一、二〇〇				
器具機械費	四〇〇				
什器雜品費	五〇〇				
図書費	三〇〇				
第四消耗品費	一、四〇〇				
消耗品費	八〇〇				
印刷費	三〇〇				
通信運搬費	三〇〇				
第五修繕費	五〇〇				
第六広告費	五〇〇				
第七冠婚葬祭費	一〇〇				
第八電灯費	一〇〇				
第九雜費	三七五				
計	三三三、四七五				

(表紙)

昭和二十二年度(予定)

収支予算表

財団法人
至徳学園

(至徳専門学校ノ分)

一般会計		支出		更正		専門学校	
科目	金額	金額				摘要	
什器雑品費	一、五〇〇〇	〇〇〇					
器具機械費	一、〇〇〇〇	〇〇〇					
第三備品費	四、五〇〇〇	〇〇〇					
諸備給	一、〇〇〇〇	〇〇〇					
教職員優遇費	三九、六〇〇	〇〇〇				二三人 一人一五〇円	
旅費交通費	二、五〇〇	〇〇〇					
第二諸給	四三、一〇〇	〇〇〇					
教職員給	七九、二〇〇	〇〇〇				二三人 一人五〇〇円	
校長給	三、六〇〇	〇〇〇					
第一俸給	八二、八〇〇	〇〇〇					
科目							

一般会計		収入		更正		専門学校	
科目	金額	金額				摘要	
計	一五四、九〇〇	〇〇〇					
雑収入	四〇〇	〇〇					
父兄会寄附金	一、二〇〇	〇〇				一人五円〃 二四〇人〃	
授業料	一四四、〇〇〇	〇〇				一人六〇〇円 二四〇人〃	
入学金	五、〇〇〇	〇〇				一人五〇〇人分 一人五〇〇人分	
受験料	四、五〇〇	〇〇				一人三〇円 一五〇人分	
科目							

計	第十二雑費	第十一電灯費	第十冠婚葬費	第九教材費	第八借地料	第七保険料	第六広告費	第五修繕費	通信運搬費	印刷費	消耗品費	第四消耗品費	図書費
一五四、九〇〇	一、一〇〇	二、四〇〇	二〇〇	五〇〇	三〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	一、五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(表紙)

昭和二十年度収支決算表

財団法人至徳学園

科 目	予 算 額	収入之部		摘 要
		決 算 額		
科 目	一〇、〇〇〇	二、六二八	八八	
寄 附 金	〇〇〇			
雜 収 入	五〇〇			
保 險 金	〇〇	四七八、五〇〇	〇〇	
利 子 金		三、〇八八	四一	
借 入 金		三一六、〇〇〇	〇〇	
專 門 學 校 ヨ リ 繰 入		六一三	二七	
中 學 校 ヨ リ 繰 入		三、一二四	一四	
計	一〇、五〇〇	八〇三、九五四	七〇	

計	商業学校	中等学校	高等殖学校	専門学校	財団	科目
一九九、九〇〇	一八、六〇〇	七三、六〇〇	一八、七〇〇	七八、五〇〇	一〇、五〇〇	
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
一、二八、九八六	二八、二二〇	一三九、三六〇	一四、九三六	一四二、五一四	八〇三、九五四	
二四	六三	四八	〇〇	四三	七〇	
						摘要

財団法人各校

収入之部

計	後期繰越	商業学校へ繰入	高等拓植学校へ繰入	一般会計へ貸付	俸給優遇費	復興費	雑費	負債償却費	冠婚葬祭費	旅費交通費	科目
一〇、五〇〇							一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	
〇〇							〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
八〇三、九五四	二六〇、七〇四	四、八〇二	七五六	八二、一八三	一、六〇〇	一三九、三〇三	五、〇〇〇	三〇八、八〇四		八〇〇	
七〇	五七	七〇	二七	六〇	〇〇	〇〇	〇〇	五六		〇〇	
											摘要

財団法人

支出之部

計	文部省体育補助	復興資金中ヨリ借入	雑収	父兄会寄附金	防空費	教練費	授業料	入学金	受験料	科目
七八、五〇〇			一八、〇〇〇	二、〇〇〇	四、五〇〇	四四、七二〇	二、〇〇〇	七、〇〇〇		収入之部
〇〇			〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
	一四二、五一四	四五、九七二	二二、八九〇	一、五〇〇	四、二六〇	六三、八五七	一、五〇〇	八〇〇		専門学校
	四〇	六九四	〇〇	〇〇	〇〇	六〇	〇〇	〇〇		
	四三	八三	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		決算額
										摘要

計	商業学校	中等学校	高等拓殖学校	専門学校	財団	科目
一九九、九〇〇	一八、六〇〇	七三、六〇〇	一八、七〇〇	七八、五〇〇	一〇、五〇〇	支出之部
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
	一、一二八、九八六	二八、二二〇	一三九、三六〇	一四二、五一四	八〇三、九五四	財団法人各校
	二四	六三	四八	四三	七〇	決算額
						摘要

支出之部

財団法人各校

摘要

科	科目	予算額	決算額	摘要
教	教材費	一、五〇〇	一九、一五〇	
教	練費	五〇〇	七八三	
火	火災保険料	五、〇〇〇	四、二一〇	
冠	冠婚葬祭費	一、〇〇〇	二、四三六	
防	防空費	一、〇〇〇	一、六二一	
電	電灯費	二、五〇〇	二、九八七	
雜	雜費	五〇〇	一、三八七	
財	財団へ繰入	七八、五〇〇	一四二、五一四	
計		〇〇	六二二	
			四三	

支出之部

専門学校(二)

科	科目	予算額	決算額	摘要
校	校長給	三、六〇〇	三、六〇〇	
教	教職員優遇給	三五、〇〇〇	四四、九二三	
教	教職員優遇費	五、〇〇〇	一六、六八二	
旅	旅費交通費	一、〇〇〇	二、七八七	
備	備品費	七、〇〇〇	一、六七一	
図	図書費	七、〇〇〇	一四、二二三	
消	消耗品費	一、〇〇〇	一、七八九	
印	印刷費	二、〇〇〇	三、六六二	
通	通信運搬費	一、〇〇〇	三、五八七	
電	電話費	四〇〇	三一六	
廣	広告費	三、五〇〇	六〇九	
		〇〇	〇〇	

支出之部

専門学校(二)

科	教職員優遇給目	予算額	決算額	摘要
教職員優遇給	一五、〇〇〇	七、七六〇	二〇	
教職員優遇給	一、五〇〇	二、四二〇	〇〇	
図書費	一、五〇〇	二、六四一	四三	
教練費	二〇〇	一、二三〇	〇〇	
印刷費	五〇〇	六五六	一〇	
雑費		二二八	二七	
計	一八、七〇〇	一四、九三六	〇〇	

支出之部

高等拓殖学校

科	収入之部	予算額	決算額	摘要
科	受験料目	六〇〇	四五〇	
入	入学料	五〇〇	六二〇	
授	業料	九、六〇〇	七、七五〇	
教	練費	一、〇〇〇	九三〇	
防	空費	一、〇〇〇	六二〇	
父兄会寄附金	六、〇〇〇	三、七二〇	〇〇	
雑収		八九	七三	
財団ヨリ繰入	一八、七〇〇	一四、九三六	〇〇	
計				

収入之部

高等拓殖学校

摘要

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
考 査 料	四〇〇〇	一〇〇〇	
入 学 料	三〇〇〇	二〇〇〇	
授 業 料	一四、四〇〇	九、三七四	
防 空 費	五〇〇〇	二〇〇〇	
補 助 金	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
雑 収 入		七三	
復興資金ヨリ借入		一〇、五三六	
財団ヨリ繰入金		四、八〇二	
計	一八、六〇〇	二八、二二〇 六三	

収入之部

商業学校

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
地 代	三、〇〇〇	一、四九三	
冠 婚 葬 祭 費	一、〇〇〇	一、七〇四	
防 空 費	一、〇〇〇	二、五〇六	
補 助 金	二、〇〇〇	二、〇〇〇	
雑 費	五〇〇	一、〇五九	
財 団 へ 繰 入	七三、六〇〇	一三九、三六〇 四八	
計	七三、六〇〇	一三九、三六〇 四八	

支出之部

中学校(二)

摘要

負債之部	
借入金	二二二一、一八一〇〇
計	二二二一、一八一〇〇

資産之部	
土地	二二三〇、二〇〇〇
建物	二九二、八三六五〇
什器雑品	五〇、〇〇〇〇
図書	一〇、〇〇〇〇
其他設備	九四、四〇〇〇
計	六七七、四三六五〇

資産及負債

科	校	教	教	備	図	消	印	旅	通	補	計	支出之部	商業学校	摘要
目	長	員	員	品	書	耗	刷	費	信	助				
	給	給	優	費	費	品	費	費	費	金		〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
			遇	費	費	費	費	費	費			一八、六〇〇〇	二八、二二〇六三	
			費	費	費	費	費	費	費			三、〇〇〇〇	三、〇〇〇〇	
			給	費	費	費	費	費	費			〇〇〇〇	六六〇一四	
			給	費	費	費	費	費	費			〇〇〇〇	六二七〇〇	
			給	費	費	費	費	費	費			〇〇〇〇	四四一〇〇	
			給	費	費	費	費	費	費			〇〇〇〇	七四三〇五	
			給	費	費	費	費	費	費			〇〇〇〇	二五四一四	
			給	費	費	費	費	費	費			〇〇〇〇	一、〇二〇二五	
			給	費	費	費	費	費	費			〇〇〇〇	五、八九六〇〇	
			給	費	費	費	費	費	費			〇〇〇〇	一三、一七八四〇	
			給	費	費	費	費	費	費			〇〇〇〇	二、四〇〇〇〇	
			給	費	費	費	費	費	費			〇〇〇〇	二、四〇〇〇〇	

計	資産種別		敷地	位置	坪数	取得年	記帳価格	備考
	基本財産	用途						
				世田谷区世田谷一ノ一〇〇六	五七五五〇〇	大正七年	一三、〇〇〇〇	
敷地								
建物								
計								
				世田谷区世田谷一ノ一〇〇三	一〇一〇三九		二九二、八三六五〇	
附属建物								
敬天寮				二の一七六	一六〇〇〇		五六、〇〇〇	
正気寮				〃	一七一〇〇		五一、三〇〇	
時習寮				〃	八三〇七		一六、六一四〇	
第二ク				〃	二四〇〇		四、八〇〇	
第一倉庫				一の一〇〇六	二一二五		四、二五〇	
第三ク				一の一〇〇三	九八二五		二九、四七五〇	
第二ク				〃	二三五二五		八二、三三七五〇	
第一校舎				一の一〇〇六	一一九五〇		四一、八二五〇〇	
講堂				世田谷区世田谷一の一〇〇三	九〇〇七		五、〇三五〇〇	
用途								
位置								
構造								
坪数及延坪数								
記帳価格								

負債種別		借入金額	債権者	借入ノ目的使命	備考
計		一五四、四〇〇〇			
立木		一二、〇〇〇〇			
井戸六戸		二、四〇〇〇	(記帳価格)		
諸設備		八〇、〇〇〇〇			
図書		一〇、〇〇〇〇			
什器雑品		五〇、〇〇〇〇			
資産種数		見積価格			備考
其ノ他ノ資産					

⑤

(表紙)

—^(後半) 現学則認可

文部大臣認可

(昭和二十一年一月十一日校学一二五号)

〔創立昭和四年四月国士館専門学校認可〕

至德専門学校学則

東京都世田谷区世田谷町

電 話 世 田 谷 三 七 二 九 番

至徳専門学校学則規程

第一章 総則

第一条 本校ハ専門学校令ニ依リ至徳学園ノ本領タル智徳、勤勞ノ精神ヲ涵養シ以テ道義日本建設指導ノ任ニ堪フル中等教員ヲ養成スルヲ目的トス

第二条 本校ニ「本科及研究科ヲ置ク」各科ノ専攻ヲ分チテ国語、地理歴史トス

第三条 本校修業年限ハ「本科」三年研究科一年乃至二年トス

第四条 本校一学年ニ入学セシムベキ定員ヲ左ノ通り定ム

「国語科一〇〇名 地理科五〇名 歴史科五〇名トス」

第二章 学科

第五条 学科及其程度左ノ如シ

国語科授業課程表

合 体 社 法 哲 修 外 歴 教 漢 国 課 計 操 会 制 学 論 身 国 史 育 文 語 目 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三										学年		
		社 会 学	經 济 学 原 論		倫 理 学 概 論	英 語	国 史	心 理 学	漢 文 法 及 漢 文 作 文 日 本 外 史 記 孟 子 語 說	講 義	講 義	第一学年
三三三			五		六	二	二			一八		時教每 数授週
		社 会 立 法	米 国 憲 法	論 理 学	東 洋 倫 理	英 語	東 洋 史	教 育 史	支 那 文 学 史 概 說 古 文 真 宝 左 傳 唐 詩 選	講 義	講 義	第二学年
三三三			六		六	二	二			一七		時教每 数授週
		社 会 政 策	經 济 政 策	哲 学	西 洋 倫 理	英 語	西 洋 史	教 育 学 教 授 法	漢 文 教 授 演 習 支 那 文 学 概 論 書 經 子 說	講 義	講 義	第三学年
三三三			六		六	二	二			一七		時教每 数授週

地理科授業課程表

合 体 社 法 哲 修 外 歴 教 育 心 理	計 操 会 学 經 濟 學 原 論	社 會 學 原 論	經 濟 學 原 論	倫 理 學 概 論	英 語	國 史	心 理 學	地 球 海 洋	地 誌 (亞 細 亞 本)	通 論 (資 源 產 業 交 通)	地 理 基 礎 論 (地 形)	地 理 思 想 發 達 史	課 目	学 年
													第一学年	第二学年
三三三	五				六	二	二	一八					時教每 数授週	
		社 會 立 法	米 國 憲 法	論 理 學	東 洋 倫 理	英 語	東 洋 史	教 育 史	演 習	實 習	通 論 (資 源 產 業 交 通)	地 誌 (日 本 亞 細 亞 本)	地 理 基 礎 論 (地 質)	第二学年
三三三	六				六	二	二	一七					時教每 数授週	
		社 會 政 策	經 濟 政 策	哲 學	西 洋 倫 理	英 語	西 洋 史	教 育 學 教 授 法	演 習	地 圖 研 究	地 誌 (歐 亞 米)	通 論 (民 族)	地 理 基 礎 論 (氣 候)	第三学年
三三三	六				六	二	二	一七					時教每 数授週	

歴史科授業課程表

課目		学年	
歴史	史学概論 国史 東洋史 西洋史 演習(東洋史)	第一学年	毎週 教授 時数
教育心理	心理学	二	
地理	地理基礎論	二	
外国語	英語	六	
修身	倫理学概論	六	
哲学論理			
法制経済	経済学原論	五	
社会学	社会学	五	
体操		三三三	
合計		三三三	
歴史	考古学 国史 東洋史 西洋史 演習(国史)	第二学年	毎週 教授 時数
教育心理	教育史	二	
地理	地理通論	二	
外国語	英語	六	
修身	東洋倫理	六	
哲学論理	論理学	六	
法制経済	米國憲法	六	
社会学	社会立法	六	
体操		三三三	
合計		三三三	
歴史	古文書学 国史 東洋史 西洋史 演習(西洋)	第三学年	毎週 教授 時数
教育心理	教育学教授法	二	
地理	地誌	二	
外国語	英語	六	
修身	西洋倫理	六	
哲学論理	哲学	六	
法制経済	経済政策	六	
社会学	社会政策	六	
体操		三三三	
合計		三三三	

第三章 学年学期休業日

第六条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第七条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一期
自四月一日
至八月三十一日

第二学期

自九月一日
至十二月三十一日

第三学期

自一月一日
至三月三十一日

第八条 休業日ハ左ノ如シ

一、日曜日

一、大祭祝日

一、国士館創立記念日

一、春学休業

自三月二十一日
至四月七日

一、夏学休業

自七月二十日
至九月一日

一、冬学休業

自十二月二十一日
至一月七日

第四章 入学在学退学懲戒

第九条 生徒ヲ入学スベキ時期ハ毎年四月トス

第十条 本科第一学年ニ入学シ得ベキモノハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニシテ本校ニ於テ詮衡シタルモノ
ニ限ル

一、中等学校卒業者

二、専門学校入学者検定規定ニ依リ指定セラレタルモノ

三、同規定ニ依ル試験ニ合格シタルモノ

第十一条 入学セントスルモノハ別ニ定ムル様式ノ入学願書、履歴書、戸籍抄本及び写真ニ考査料ヲ添へ願
出スベシ

第十二条 入学ヲ許可ヲ受ケタルモノハ別ニ定ムル様式ノ誓約書ヲ保証人連署ノ上差出スベシ

第十三条 生徒ハ本校寄宿舎ニ入舎スルヲ原則トス

第十四条 止ムヲ得ザル事由ノ為休学セントスルモノハ其証明書及事由ヲ詳記シ願出ノ上許可ヲ受クベシ

第十五条 休学ノ許可ヲ受ケタル者ハ休学中ノ授業料ハ此ヲ免除スルコトアルベシ

第十六条 退学セントスルモノハ其ノ事由ヲ具シ願出ノ上許可ヲ受クベシ

第十七条 保証人ハ能力者ニシテ本校ヨリ一里以内ニ居住スルモノ若ハ東京都ニ在住スルモノニシテ適当ト

認めタル者タルベシ

第十八条 保証人ヲ変更シタル場合又ハ其ノ氏名住所ヲ変更シタル時ハ其都度届出ズベシ

第十九条 欠席者ハ其ノ事由ヲ具シ届出スベシ但シ病氣ノ為欠席七日以上ニ及ブ場合ハ校医ノ診断書ヲ添フコトヲ要ス

第二十条 生徒ノ本分ニ悖リタル行為アリト認めル時ハ其ノ軽重ニ從ヒ譴責、停学、除名処分ニ付ス

第五章 試験及卒業

第二十一条 各科ノ試験ハ各学科目ニ付キ各学期度ノ終リニ行フ

第二十二条 各学科目ノ成績ハ百点ヲ満点トシ六十点以上ヲ合格トス

第二十三条 毎年度ニ配当セル学科目中不合格ノ学科三科目以上アルトキハ進級セシメズ

第二十四条 病氣其他止ムヲ得ザル事由ニ依リ試験ヲ受クルコトヲ得ザリシ者ニハ第一学期中ニ追試験ヲ行フコトアルベシ

第二十五条 卒業者ニハ所定ノ卒業証書ヲ授与ス

第六章 授業料及手数料

第二十六条 入学セントスルモノハ入学考査料金参拾円ヲ納付スルコトヲ要ス

第二十七条 入学ヲ許可セラレタルモノハ入学金五拾円ヲ納付スルコトヲ要ス

第二十八條 授業料ハ本科生ハ一ヶ年金六百円トス

第二十九條 学年試験料ハ之ヲ徴収セズ但シ追試験ヲ行フ場合ハ一学科目金弍円以内ノ試験料ヲ徴集ス

第三十條 証明書ノ下附ニハ金壹円ヲ徴収ス

第三十一條 一旦納付セル授業料及諸料金ハ一切之ヲ返還セズ

第七章 研究科補則

第三十二條 研究科ニ入ラントスル者ハ本校卒業者又ハ教授会ニ於テ詮衡シ許可セラレタル者ニ限ル

第三十三條 研究科ニ入ラントスルモノハ研究本科目ヲ記シ願出スベシ

第三十四條 研究科生ハ研究ニ関シ主任教授ノ指導ヲ受クベシ

第三十五條 研究科生ハ其ノ研究ヲ終ヘタル時ハ研究ノ結果ヲ指導教授ニ提出スベシ

第三十六條 研究ノ目的ニ達シタリト認メタル者ニ対シテハ修業證書ヲ授与ス

第三十七條 研究科生ハ研究料年額百円ヲ入学ノ際納付スルヲ要ス

第三十八條 本校教授会職員制生徒心得ニ関スル事項及本学則施行細則ハ別ニ之ヲ定ム

(異筆)
附則

本則ハ昭和二十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

七 昭和二十二年五月 至徳専門学校授業料変更二件フ学則変更届原本（国立公文書館所蔵）

①

私立専門学校授業料変更に伴ふ学則変更届

至徳専門学校

一、現行授業料三六〇円

変更授業料一、二〇〇円
（学則第二十八号）

昭和二十二年六月より全生徒に実施す

②

至徳第三四号 昭和二十二年五月二十九日

至徳専門学校設立者

文部大臣

財団法人至徳学園

授業料額の変更について

理事 柴田 梵天^印

本至徳専門学校授業料額左記の通り変更致しますから御届けいたします

記

授業料 第二十八条	現在額 月額 金五拾円 年額 金六百元	変更後 月額 金壹百元 年額 金壹仟貳百元	変更年月 昭和二十二年 六月ヨリ	備考 昭和二十二年五月 十日理事会決議之上
--------------	---------------------------------	-----------------------------------	------------------------	-----------------------------

認可済
 入学 金 二〇円を五〇円に (第二十七条)
 授業料金六〇〇円
 入学考査料 一〇円を三〇円に (第二十六条)

六ノ四照会

〔至徳専門学校学則〕略

③

(表紙)

昭和二十二年度
 収支予算表
 財団法人至徳学園
 至徳専門学校^(公印)

科 目	一般会計	収入 金額	専門学校 摘要
	科目		
受 験 料	四、五〇〇〇〇	〇〇〇〇	新入生百五十名
入 学 金	七、五〇〇〇〇	〇〇〇〇	新入生百五十名
授 業 料	一五〇、〇〇〇	〇〇〇〇	
父兄会寄附金	一五〇、〇〇〇	〇〇〇〇	
雑 費	一、〇〇〇	〇〇〇〇	
計	一六三、〇〇〇	〇〇〇〇	

科 目	財 団	財 団	支 出
旅 費 交 通 費	五、〇〇〇	〇〇〇	
冠 婚 葬 祭 費	一、〇〇〇	〇〇〇	
負 債 償 却 費	二〇、〇〇〇	〇〇〇	
人 件 費	四五、〇〇〇	〇〇〇	
雑 費	二、〇〇〇	〇〇〇	
復 興 費	一五〇、〇〇〇	〇〇〇	
予 備 費	二八、〇〇〇	〇〇〇	
計	二五一、〇〇〇	〇〇〇	

科 目	財 団	財 団	収 入
寄 附 金	五〇、〇〇〇	〇〇〇	
雑 収 入	一、〇〇〇	〇〇〇	
前 期 繰 越	二〇〇、〇〇〇	〇〇〇	
計	二五一、〇〇〇	〇〇〇	

一般会計		支出		専門学校
科目	金額		摘要	
第一 俸給	五一、〇〇〇	〇〇		
校長給	三、六〇〇	〇〇		
教職員給	四八、〇〇〇	〇〇	月平均一名二〇〇、〇円二十名分	
第二 諸給	二七、〇〇〇	〇〇		
旅費交通費	二、〇〇〇	〇〇		
教職員優遇費	二四、〇〇〇	〇〇		
諸備給	一、〇〇〇	〇〇		
第三 備品費	一八、〇〇〇	〇〇		
器具機械費	五、〇〇〇	〇〇		
什器雜品費	八、〇〇〇	〇〇		
図書費	五、〇〇〇	〇〇		
第四 消耗品費	一八、〇〇〇	〇〇		
消耗品費	五、〇〇〇	〇〇		
印刷費	八、〇〇〇	〇〇		
通信運搬費	五、〇〇〇	〇〇		
第五 修繕費	一〇、〇〇〇	〇〇		
第六 広告費	五、〇〇〇	〇〇		
第七 保険料	五、〇〇〇	〇〇		
第八 借地料	一、〇〇〇	〇〇		
第九 教材費	三、〇〇〇	〇〇		
第十 冠婚葬祭費	一、〇〇〇	〇〇		
第十一 電灯費	二、〇〇〇	〇〇		
第十二 雑費	一六三、〇〇〇	〇〇		
計				

一般会計						学校	
科目	受入	授業	補助	雑収	計	金額	摘要
受入	二、〇〇〇	九〇、〇〇〇	五、四七五	二、〇二五	一〇〇、〇〇〇	〇〇	全前 新入生百名
受入	五〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
授業	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
補助	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
雑収	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

計	三六六、〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
第十二雑費	五、四〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
第十一電灯費	一〇、〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
第十冠婚葬祭費	三、〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
第九教材費	八、〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
第八借地料	五、〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
第七保険料	五、〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
第六広告費	一〇、〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
第五修繕費	五〇、〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
図書費	一〇、〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
印刷費	一〇、〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
消耗品費	二〇、〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
第四消耗品費	四〇、〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

一般会計		支出		商業学校	
科目	金額		摘要		
第一 俸給	四七、四〇〇〇	〇〇			
校長給	二、四〇〇〇	〇〇		月二〇〇、〇円	
教職員給	四五、〇〇〇〇	〇〇		月平均二五〇、〇円十五名分	
第二 諸給	三三、〇〇〇〇	〇〇			
旅費交通費	三、〇〇〇〇	〇〇			
教職員優遇費	二七、〇〇〇〇	〇〇		月平均一五〇、〇円十五名分	
諸備給	三、〇〇〇〇	〇〇			
第三 備品費	三、五〇〇〇	〇〇			
器具機械費	一、〇〇〇〇	〇〇			
什器雜品費	一、五〇〇〇	〇〇			
図書費	一、〇〇〇〇	〇〇			
第四 消耗品費	三、〇〇〇〇	〇〇			
消耗品費	一、二〇〇〇	〇〇			
印刷費	一、〇〇〇〇	〇〇			
通信運搬費	八〇〇〇	〇〇			
第五 修繕費	一、〇〇〇〇	〇〇			
第六 広告費	八〇〇〇	〇〇			
第七 冠婚葬祭費	一〇〇〇	〇〇			
第八 電燈費	三、〇〇〇〇	〇〇			
第九 雜費	一、四〇〇〇	〇〇			
計	一〇〇、〇〇〇〇	〇〇			

④

便宜失礼ながら左記の通り記入に答へ致します

六月九日

至徳専門学校

前略

昭和二十二年五月二十九日附至徳第三四号授業料額変更届受理しました。参考のため左の点お知らせ下さる様おねがひします

一、昭和二十二年度予算（概略で結構）御送付下さい 別紙一部

二、授業料変更に伴ふ学則変更の条項（現行学則二部御送付下さい）別紙二部

三、実施期日が六月からとなつてゐますが四、五月は旧額（月五十円）でせうか―然り

四、現在生徒全部（一、二、三年）に適用するのでせうか―然り

六月四日

至徳専門学校長殿

文部省学校教育局専門教育課

係 望月歆尔^印

八 昭和二十四年四月 至徳専門学校学則中変更認可書原本（国立公文書館所蔵）

①

校学一九二号 裁決定4月26日

昭和廿四年四月十四日起案

学則一部改正について

指令案

財団法人 至徳学園

昭和二十四年四月十日付至教発第九〇号をもつて申請のあつた至徳専門学校学則の中一部変更のことを、認可する。

昭和 年 月 日

文 部 大 臣

備考

(一) 学則第二条に別科を加えた。

(二) 学則第三条に別科の修業年限を一箇年とした。

- (三) 学則第四条 別科生定員を一〇〇名とした。
- (四) 学則第五条 別科授業課程表を掲げた。
- (五) 〃 第十条 別科入学資格を旧制中学校卒業生とした。

②

至教発第九〇号

昭和二十四年四月十日

東京都世田谷区世田谷一丁目千六番地

財団法人至徳学園

文部大臣高瀬荘太郎殿

理事 柴田梵天^印

学則一部改正認可申請の件

至徳専門学校学則中左の通り改正致し度いと思ひますから何卒御認可下さる様御願ひ致します

記

- 一 第二条「本校ニ本科及研究科ヲ置ク」トアルヲ「本校ニ本科研究科及別科ヲ置ク」ト改ム
- 二 第三条「本校修業年限ハ本科三年研究科一年乃至二年トス」トアルヲ「本校修業年限ハ本科三年研究科一年乃至二年別科一年トス」ト改ム

教育學	法制經濟	英語	國史	國文學史	國文法	漢文 論語 孟子 史記 言志錄 日本外史	現代文	增鏡	徒然草	竹取物語	古事記	古今集	國語	科目
一	二	六	一	一	一	七								每週授業時數
														九

「別科授業課程表

- 三 第四条定員規定ノ末尾ニ左ノ通り加ヘル
「別科一〇〇名」
- 四 第五条学科規定ノ末尾ニ左ノ通り加ヘル

計	社会学	哲学
三〇	一	一

五 第十条ニ左ノ通り加ヘル

「別科ニ入学シ得ヘキモノハ旧制中学校卒業ノ者ニテ本校ニ於テ詮衡シタルモノ」

以上

③

財団法人至徳学園理事会決議書

昭和二十四年四月三日午前十時ヨリ本学園事務所ニ於テ理事会ヲ開催シ理事四名出席左記事項ヲ決議ス

決議事項

一、至徳専門学校ニ別科ヲ設置シ之ニ伴フ学則一部改正ノ件

右決議ス

昭和二十四年四月三日

理事 柴田梵天(印)

全 鮎澤 巖(印)

全 真野正順(印)
全 樹下信雄(印)

九 昭和二十四年八月 至徳専門学校長事務取扱認可書原本(国立公文書館所蔵)

①

校大第二六号 裁決定8月4日

昭和二十四年七月二日起案

私立専門学校長事務取扱就任について

指 令 案

財団法人 至徳学園

昭和二十四年六月一日付で申請のあった柴田梵天を至徳専門学校長事務取扱に就任することを認可する。

年 月 日

文 部 大 臣

備考

鮎沢巖の辞任にともない、後任として柴田梵天が学校長事務取扱に就任するものである。

柴田梵天略歴

一、昭和一六年三月 早稲田大学法学部卒業

一、現在 至徳専門学校教授 財団法人至徳学園理事

②

昭和二十四年六月一日

財団法人 至徳学園

理事長 柴田梵天（印）

文部大臣高瀬莊太郎殿

学校長事務取扱申請

今般本学校長鮎沢巖氏辞任に伴ひ柴田梵天を学校長事務取扱に就任の承諾を得ましたので関係書類添付認可申請致します。

添付書類

- 一、校長事務取扱就任承諾書
- 一、履歴書
- 一、教職員適格審査の結果報告書
- 一、理事会決議書

財団法人至徳学園理事会決議書

昭和二十四年五月二十五日午前十時ヨリ本学園事務所ニ於テ理事会ヲ開催シ理事三名出席ノ上満場一致左記事項決議ス

決議事項

- 一、至徳専門学校長 鮎澤巖氏辞任承認ノ件
 - 一、後任トシテ柴田梵天ヲ至徳専門学校長事務取扱ニ推薦ノ件及之ニ伴フ認可申請ノ件
- 右決議ス

〔^(後筆)理事定員五名〕

昭和二十四年五月二十五日

理事 真野正順 ①

全 樹下信雄 ①

全 柴田梵天 ①

辞任届

私儀一身上の都合に依り学校長を辞任致度御届致します

昭和二十四年五月二十日

至徳専門学校長

至徳^高等学校長

鮎澤 巖^{*†} ①

財団法人至徳学園

理事長柴田梵天殿

履 歴 書

原籍 東京都世田谷区世田谷巷丁目千六番地

現住所 東京都世田谷区上馬町二丁目七番地

学業

一、昭和九年三月 東京都私立国士館中学校卒業

一、昭和十年三月 同校本科卒業

一、昭和十年四月 早稲田大学政治経済科入学

一、昭和十三年三月 同科卒業

一、昭和十三年四月 早稲田大学法学部入学

一、昭和十六年三月 同校卒業

職業

一、昭和十六年四月 国士館中学校教諭

一、昭和十七年四月 国士館専門学校教授

一、昭和十八年四月 財団法人国士館理事

一、昭和二十一年一月 財団法人国士館の名称変更に伴ひ新に至徳学園理事同至徳専門学校教授就任

右の通り相違ありません

柴 田 梵 天

大正六年六月二十八日生

昭和二十四年五月廿八日

右

柴田梵天印

承諾書

私儀至徳専門学校長事務取扱に就任することを承諾致します。

昭和二十四年五月廿八日

柴田梵天印

財団法人 至徳学園

理事長 柴田梵天殿

第三三五号

(写) 判定書

職名 至徳専門学校教授

住所 東京都世田谷区上馬町二ノ七

氏名 柴田梵天

大正六年六月二十八日生

右の者は昭和二十一年勅令第二六三号の規定によって提した書面を審査したところ昭和二十年十月二十二日附聯合國最高司令官覚書日本教育制度に関する管理政策同月三十日附教員及教育関係官の調査除外認可に関する件及昭和二十一年一月四日附同公務従事に適せざる者の公職より除去に関する件に掲げてある条項に当らない者であると判定する

昭和二十一年十二月三日

東京地区集団第二教員適格

審査委員長〔印〕

昭和二十四年五月三十一日

財団法人 至徳学園

理事長 柴田梵天(会印)

文部大臣高瀬莊太郎殿

学校長辞任届

今般本学校長鮎澤巖氏辞任致しますから辞任届添付の上御届致します

＊1 鮎澤巖 明治二七年一〇月一五日、現常陸太田市で、元水戸藩士の男子三兄弟の次男として生まれる。長兄が東京の商船学校へ入学したのを機に一家で上京し、芝に住む。そこで芝中学に進学した。同学年に柴田徳次郎がおり、卒業後も親交をもった。明治四四年、芝中学を卒業した鮎澤は、「日米平和奨学会」の奨学生に選ばれ、渡米する。そして、ハワイの中央太平洋学院（ハイスクール）からホイットマンカレッジを経て、大正四年、クウエーカー（キリスト友会）のハバフォード大学へ入学、そこで社会奉仕に身を捧げようという考えから社会学に専門をおいた。次いで、大正六年、コロンビア大学大学院に進学した鮎澤は、社会立法に取り組み、博士論文にも国際労働立法論を選び、コロンビア大学初の法文系日本人博士（Ph.D.）となる。卒業後はILO（国際労働機関）帝国代表ジュネーブ事務所に勤務し、大正一二年よりは、ILO本部勤務となった。ジュネーブでの鮎澤は、すぐれた語学力（英・仏・独）とアメリカで培われた学識と卓見で、先駆的国際人として活躍した。しかし、昭和八年、日本が国際連盟より脱退、同時にILOからも外れたことにより、帰国を余儀なくされ、昭和二〇年には鶴川に疎開地を求めた。この鶴川移住に際しては、芝中学時代よりの友人柴田徳次郎が手をさしのべたという。その折り、公職追放を受けることが決まっていた柴田に代わって鮎澤が校長の任を引き受けることになった。校長となった鮎澤はGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の掲げる「民主化」に沿った学校教育を実践すると共に、伝統ある学風を保

つ事に尽力し、加えて大半を焼失した校舎の再建にも力を注いだ。そして、昭和二四年五月、概ね学園の経営も軌道に乗り始めたとき、鮎澤は、柴田梵天理事に任を引き継いで、校長を退任した。その後の鮎澤は、ユネスコ在日代表部顧問となったのを皮切りに、再び国際社会に活躍の場を求めた。なかでも、世界平和の確立を目指した世界連邦建設の運動に邁進していく。この世界連邦建設は、鮎澤にとって終生の仕事となった。他方、ICU（国際基督教大学）教授なども歴任し、教育の場でも任を求められた。昭和四二年、鮎澤はフランス永住のために離日する。そして、昭和四七年一月三〇日、フランス、ノルマンディ地方ブアシャールの病院で逝去、七八年の生涯であった。

一〇 昭和二六年三月 学校法人至徳学園寄附行為（国立公文書館所蔵）

学校法人至徳学園寄附行為

第一章 総則

名称

第一条 この法人は学校法人至徳学園と称する。

事務所の所在地

第二条 この法人は事務所を東京都世田谷区世田谷壺丁目千六番地に置く。

第二章 目的及び設置する学校

目的

第三条 この法人は教育基本法及び学校教育法に従い聖人至徳を志し不断の読書、体験、反省により誠意、勤労、見識、気魄を涵養し、以て道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする。

設置する学校

第四条 この法人が前条に規定する目的を達成する為に設置する学校は、左に掲げるものとする。

一、至徳高等学校

二、至徳中学校

第三章 役員

役員

第五条 この法人の役員の定数は左の通りとする。

一、理事 五名 二、監事 二名

理事長

第六条 理事のうち一人は理事の互選により理事長となる。

2. 理事長は、理事の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内にこれを招集しなければならない。

3. 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

理事長の職務の代理及び代行

第七条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う。

理事の選任

第八条 校長で理事となる者は至徳専門学校長、至徳高等学校長及び至徳中学校長のうちその互選によって定められた一名とする。

2. 評議員のうちから選任される理事は一名又は二名とし、評議員の互選で定める。

3. 前二項の規定により選任された理事以外の理事は同項の規定により選任された理事の過半数の議決をもって選任する。

監事の選任

第九条 監事は評議員会の意見を聞いて理事会において選任する。

役員の任期

第十条 役員（第八条第一項の規定により理事となる者を除く、この条中以下同じ）の任期は四年とする、但し欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。

3. 役員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

理事会

第十一条 この法人の業務の決定は理事会によって行う。

2. 理事会は理事を以て組織する。

3. 理事会は随時理事長が招集する。

4. 理事会の議長は理事長とする。

第十二条 理事会の議事は法令及びこの寄附行為に特別の規定のある場合を除く外理事の過半数で決し可
否同数のときは議長の決定するところによる。

評議員会

第十三条 評議員会は左に掲げる十一名以上十三名以内の評議員を以て組織する。

一、この法人の職員（この法人の設置する私立学校の教員その他の職員を含む）のうちから選任される者一名。

二、この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから選任される者一名。

三、理事のうちから選任される者三名以上五名以内。

四、至徳専門学校長、至徳高等学校長及び至徳中学校長のうちからその互選によって定められた者一名。

五、この法人に関係ある功労者のうちから選任される者三名以上五名以内。

議長

第十四条 評議員会の議長は評議員の互選で定める。

第十五条 左に掲げる事項については理事長においてあらかじめ評議委員会の意見を聞かなければならない。

一、予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項。

二、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項。

- 三、合併。
- 四、私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散。
- 五、残余財産の処分に関する事項。
- 六、運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項。
- 七、寄附金の募集に関する事項。
- 八、剰余金の処分に関する事項。
- 九、寄附行為の施行規則に関する事項。
- 十、その他この法人の業務に関する重要事項。

評議員の選任

- 第十六条 第十三条第一号第二号及び第五号に規定する評議員は理事会において選任する。
2. 第十三条第三号に規定する評議員は理事の互選で定める。
 3. 第十三条第五号に規定する評議員は前二項及び第十三条第四号の規定により選任された評議員の過半数の議決を以て選任する。
 4. 第十三条第一号第三号及び第四号に規定する評議員は理事、校長又は職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

任期

第十七条 評議員（第十三条第四号に規定する者及び前条第二項の規定により選任された者を除く、この条中以下同じ）の任期は三年とする。但し欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 評議員は再任されることができる。
3. 評議員はその任期満了後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

顧問

第十八条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

第十九条 顧問は理事会又は評議員会において必要と認める重要事項の諮問に応ずるものとする。

第二十条 顧問はこの法人に特に功労ある知名の士を理事会において推挙する。

第四章 資産及び会計

第二十一条 この法人の資産は左の通りとする。

- 一、この法人組織変更当初財団法人至徳学園より承継した別紙財産目録記載の財産。
- 二、授業料、入学金及び受験料。
- 三、資産から生ずる果実。

四、寄附金品。

五、その他の収入。

財産の区分

第二十二条 この法人の資産はこれを分つて基本財産及び運用財産の二種とする。

2. 基本財産及び運用財産の区分は私立学校法施行規則第三条第二項の規定に基づき別紙財産目録の区分に従うものとする。

3. 寄附金品については寄附者の指定がある場合にはその指定に従つて基本財産又は運用財産に編入する。

財産の処分の制限

第二十三条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金はこれを処分してはならない、但しこの法人の事業の遂行上止むを得ない事由があるときはその一部に限りこれを処分することができる。

運用財産たる積立金の運用

第二十四条 運用財産のうち積立金は確実な有価証券を購入するか確実な信託銀行に信託するか又は郵便貯金若しくは定期預金とするかして理事長が保管する。

経費の支弁

第二十五条 この法人の事業の遂行に要する経費は運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実授業料、入学金、受験料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く）を以て支弁する。

予算

第二十六条 この法人の予算は経常部と臨時部に分つ。

決算

第二十七条 この法人の決算は毎会計年度終了後二月以内に作成しこれにつき監事の意見を求めるものとする。

2. 決算において剰余金があるときはその一部又は全部を運用財産中積立金に編入し又は次会計年度に繰り越すものとする。

3. 理事長において決算を評議員会に報告する場合には、監事の意見を添えなければならない。

財産目録貸借対照表等

第二十八条 この法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は毎会計年度二月以内に作成しこれらについて監事の意見を求めるものとする。

第五章 解散

残余財産の帰属者

第三十九条^{三〇} この法人が解散（合併及び破産による解散を除く）した場合における残余財産の帰属すべき

者は解散のときにおいて他の学校法人その他教育の事業を行う者のうちから理事会において選定する。

第六章 寄附行為の変更

寄附行為の変更

第三十条 この寄附行為を変更しようとするときは理事の三分の二以上の議決及び評議員会の議決がなければならぬ。

第七章 公告の方法その他

公告の方法

第三十一条 この法人の公告は事務所所在地の至徳学園掲示場に掲示して行う。

施行規則

第三十二条 この寄附行為施行についての細目は理事会において定める。

附則

1. この法人組織変更当初の役員は当分の間次の通りとする。

理事 柴田梵天

理事 眞野正順

理事 樹下信雄

理事 中村宗雄

理事 岡本正徳

監事 佐伯唯一

監事 會田彦一

2. 組織変更後のこの寄附行為による役員を選任は、すみやかに行わなければならない。

3. 第一項の役員は、組織変更後この寄附行為の規定により役員が選任された場合には、その職を失うものとする。

4. この法人は第四条に規定するもののほか、当分の間、学校教育法第九十八条の規定により存続する至徳専門学校を設置する。

国士館創立 100 周年記念事業の寄付金募集

■募金の趣意

本学園は、2017年に創立100周年を迎えるにあたり、国士館創立100周年記念事業により平成18年4月から教育の内容と組織そして施設・設備の両面にわたる総合的な整備を進めています。

この事業の総資金200億円のうち50億円を学生・生徒のご父母・保護者、卒業生、教職員のほか、広く各界の方々からの寄付によりご援助をいただく計画とし募金活動を進めております。お陰様で多くの方々のご賛同を賜り、貴重な浄財をご寄付いただいております。第1期の事業は学部の改組、学科の新設、教育棟(梅ヶ丘校舎34号館)の新築などを完了し、第2期事業は、中高施設の環境整備、教育設備のリニューアルおよびメイプルセンチュリーホールの開設により本学園の最新の教育研究を構築いたしました。引き続き第3期の事業に着手しております。事業達成へのご理解を重ねてお願い申し上げます。

●募金総額：50億円 募集期間：平成18年4月～平成30年3月

●募金方法：創立100周年記念事業募金委員会から、別途ご本人あてに募金の依頼状をお送りさせていただいております。なお、申込書をご入用な方は、募金事務室あてにご請求下さい。

■事業の概要

期別	事業項目	事業内容
第1期 18/4～20/3	世田谷キャンパス梅ヶ丘校舎 教育施設の総合整備 教育・研究組織の再整備	総合教育棟の建設 研究・教育棟の建設 新学部を設置・学科の改編
第2期 20/4～25/3	町田、多摩キャンパス 教育施設の再整備 世田谷キャンパス	教育施設・設備のリニューアル 厚生施設の充実・環境整備 中高施設・環境整備
第3期 25/4～30/3	世田谷キャンパス 再開発整備	既存建物の建て替え 環境整備
通期	教育振興 修学支援事業 年史編纂事業	奨学基金の充実 スポーツ・文化活動の振興支援 100周年史の編纂
総事業費		200億円

上記の「事業内容」は、計画の具体化により、若干の変更を伴います。

■資金の概要

総事業費……………200億円
うち学園資金……………150億円
うち寄付金……………50億円

★募金についてのお問い合わせ

学校法人 国士館 募金事務室 創立100周年記念事業募金委員会 (世田谷キャンパス10号館2階)	〒154-8515 東京都世田谷区世田谷4-28-1 電話：03-5481-3107 FAX：03-3413-7420
--	---

国士館の思い出

国士館での思い出

昭和三十六年四月、当時あまり名も知られていない世田谷にある大学に入学した。私は東京に住んでいたので都内の大学を目指していた。他の大学への推薦も高校の進学担当の先生から受けてはいたが、国士館大学という大学で政経学部一期生を募集しているとのことに応募した。入学する気になったのは一期生ということと授業料等大学へ納入する金額が年間五万円台で四年間変わらないと言ったことであつた。当時の大学の授業料等年間納付金額としてはかなり安かつたこともあり入学することにした。当時の政経学部には政治学科と経済学科があり、私は経済学科に籍を置いた。政経学部より先に開設してあつたのは体育学部と短期大学であつた。体育学部はほぼ全寮制で生活をしてきた。入学してしばらくは体育学部の学生とは交流はなかつた。しかし、政経学部の学生も今まであつた体育学部のクラブ活動に参加する学生も

政経学部一期生

齊藤 毅



いて、多少なりとも体育学部の学生の気質やどんな生活をしているのかは友人を通して薄々わかつてきた。

ただ、高校生時代の大学生というイメージは服装は自由で授業も自分で決められ、何となくバラ色な印象であつたが、入学してみてもそれは全く打ち砕かれ、制服でないと大学の敷地内に入らず、必修科目は多いし一時限目の授業は朝八時に始まるが七時五〇分過ぎに出席を取りに来る、遅れるとカウントされない。また、冷暖房はなく、冬寒く、夏暑苦しい。特に冬は外套を着ての授業は許されない。風邪を引く学生もいた。

また、授業以外では文化的なクラブ活動はほとんどなく自分たちで作らなければならない。それも創設するクラブの趣旨を明確に記載して申請用紙と指導教授がいないと許可してもらえなかつた。当時は部室もなくすべて手弁的な部分があつた。

一期生ということは先輩からのいじめはないがその分全部自分たちで作り上げて後輩に受け継いでもらわなければならぬ部分もあった。とくに第一回目の学園祭の申請は大変であった。申請から許可がおりるまでに約半年がかかった。当時学部事務室はあったが学園全体では「副室」というシステムがあつて、そこで許可が出せるか出せないかが検討され、最終的には館長の決裁があつたと想像している。副室のスタッフには英語やフランス語等語学に堪能な人や旧軍人の位の高い人材もいて優秀な人の集まりであると聞いている（今はない）。

入学して特に気なつたことがある。それは毎月二七日に行われる行事である。日本が日露戦争でロシアのバルチック艦隊を日本海で撃破した日であり、それを記念して行われる国旗掲揚であつた。基本的にはこれに参加しなければならなかつた。またさらに予想もしなかつた大変なことがあつた。それは大学で教室の清掃をさせられたこと、さらにトイレの清掃、学内の通路、広場までもその対象になつていたことである。私のように通学生組にはなかつたが寮生には大学に隣接する道路の清掃や、正門警備という事もあつた。さらに、清掃の後の点検でやり直しということもあつた（今はこの制度はない）。

人は慣れると怖いものでそれがだんだん当たり前に

なつてくる。そうではない友人もいたが全体的にはそうなつていったのである。政経学部の学生で遠方より入学してきた学生の多くは寮に入ったが、下宿生（当時の部屋の広さは三畳か四、五畳が普通であつた）もいた。寮生の話を聞くと上下関係の厳しさは考えられないほどであつたと聞いている。現在の感覚で言えば別世界と言つても過言ではないようであつた。それらのことは入学してから後の出来事だ。また、もう一つ同級生のなかにクリスチャン系の高校から国士館に入学してきた友人がいたことだ。彼らは英語はもちろんいろいろな事柄や世界的視野の知識を持つていたことである。私たちは卒業する頃にはいろいろなことに慣れたせいもあるがそれが当たり前とはいかないまでも決められたことには愚痴を言わずにこなせるようになっていたのではないかと思われる。

それらのことが身についたかどうかはわからないが、卒業後の当時の一般企業の社会人としては重宝がられたようだ。たとえば出社時間が九時ならば三〇分前に出社して部屋の清掃を済ませておく。これは社内ではかなり評判が良かったと卒業後に聞いた。また、我々一期生の中でまじめで成績が良く、これほど思われる学生は館長推薦で一流企業に就職した学生もいた。さらに元々優秀



昭和36年5月27日 政経学部開学式

であったのだろうが、推薦なしで一流企業に就職した友人もいた。

また、入学時に戻るが一流の教授陣がそろっていたことである。国立大学（定年退職した教授を含む）で教鞭をとっていた教授が沢山おられたことだ。当時の漢学者・哲学者としては超一流で当時（現在の天皇陛下）の皇太子様の教育係をしておられた教授や法学者、経済学者、政治学者等そうそうたるメンバーがいたことである。それらの教授の講義を聴くためだけにわざわざ本学に転校してきた学生がいたと友人が話していた。私はいまだに記憶に残っている教授への思いがある。それは金融論だったか詳しくは覚えてはいないが「授業」で大切な部分があると、寝ている学生を「旦那、旦那そこで寝ている旦那、今日は大切な話をするので起きて聞いて下さいな」というような話し言葉で講義をする教授がいたことである。

学生時代を通して一番印象に残っているのは「館長訓話」の時間である。入学して以来四年間毎週館長訓話の時間があり、普段は館長の訓話であるが、時として政治家であったり、一流企業のトップであったり、宗教界の方であったり、はたまた他大学の教授であったり、いろいろな分野の方たちのいろいろな考え方の話を聞くこと

ができた。そして、そのたびにB4の用紙に所感文を書かされた（聞いた話を一枚の紙のスペースに要領よくまとめる練習であった）。このことは国士館という枠の外の世界を知る大きなきっかけになった。まだまだ話し尽くせない思い出はあるが、最後に卒業式とその後の送別懇親会について話したい。

卒業式は東京体育館に於いて行われ、あの大きな体育館に卒業生と在校生、教職員及び父兄一同が集まり立派な式をしていた。その際、卒業生一人一人を読み上げ、全員の名前が呼ばれ、感動したものだ。また、送別懇親会では世田谷校地六号館五階（当時は柔道場であった）で一人お膳で、乾杯はジュースで行い、学生として友人たちと最後の語らいをして別れた。

振り返ってみれば当時の国士館の教えとか校風とか、大学全体の雰囲気というなかで四年間で身についたことが社会に出てみて大きな力になった。つまり、社会で生きていく必要なマナーが身に備わっていたということだ。感謝・感謝である。

時代は変わってもそれぞれの時代に合わせた社会で生き抜くマナーは国士館の特色であり、是非校風（建学の精神という堅苦しい形にしない）として今後も存続して欲しいと感じた次第である。また、学内の諸先生のみな

らずいろいろな企業や社会で活躍している方やもの考え方の異なる方々をお招きして講義していただくことも必要なことであり、是非今後も続けて欲しいものである。

国士館を支えた人々

齋村 五郎



齋村 五郎

一九二九（昭和四）年に創設された国士館専門学校の武道教育は、昭和一〇年代には隆盛を極め、「東の国士館、西の武専（大日本武徳会武道専門学校）」と称されるまでになった。その要因の一つに高名な教授陣を備え

浪江 健雄



ていたことにある。中でも齋村五郎は、「国士館の齋村か、齋村の国士館か」と言われるほどに、両者の関係が評されていた。一九五七（昭和三二）年五月には剣道十段を授与され、「剣聖十段」と称された人物である。ちなみに剣道十段は史上五人しかない。

一九六四（昭和三九）年一〇月一五日、日本武道館では、東京オリンピックのデモンストラーションとして剣道形が披露された。うちかたは、警視庁名誉師範の持田盛二と齋村五郎がつとめた。剣の奥義を知り尽くした二人の神業形であったという。

齋村五郎は一八八七（明治二〇）年五月四日、旧黒田藩士齋村霞栖の四男として、福岡市養巴町（現福岡市中央区大名）に生まれた。父の霞栖は黒田藩の剣客で、大日本武徳会福岡支部の演武大会では腕前を披露するなどしていたという。

一八九四（明治二七）年四月、齋村は福岡市立大名尋常小学校に入学。一八九八（明治三一）年四月には福岡市立福岡高等学校に入学した。

高等学校を卒業した齋村は、一九〇二（明治三五）年四月、旧藩校で名門中学の修猷館に入学した。この頃より養巴町にあった剣道道場に通り始めた。父が剣道家であったこともあり、自然な成り行きであった。また、中学の剣道部では、生涯の友となる一年先輩の中野正剛、同級の緒方竹虎と出会うことになる。

修猷館中学時代の齋村は、かなりの暴れん坊であった。ただし、喧嘩はしても正義感強い。とくに威張る先輩などがいると許しておけず、食ってかかっていく。名実ともに秀才中学の番長的な存在であった（早瀬利之『気の剣 剣聖十段齋村五郎』スキージャーナル、一九九七年）。

かくして喧嘩騒動は度重なり、学校にも知れるところとなった。そうしたことからか、中学三年になったばかりの五月、齋村は修猷館を退学し、私立福岡仏教中学に編入している。また、通い路などの関係もあり、道場も久保山高峰の一刀館に替わった。

そして、この頃母を亡くするという大きな不幸にまわられた。齋村は母の死を乗り越えるかのように剣道に打ち

込んだという。

当時の日本国内は、対ロシア政策で緊張していたこともあり、国を挙げて兵力拡充の機運が流れていた。それは武道強化のきっかけとなり、一九〇二年に、大日本武徳会が「武術家優遇例」を定め、以来、毎年教士・範士の称号選考が行われた。同時に武道教員養成も急がれた。学校では随意科として武道が採用されるが、指導する教員が不足していた。京都の大日本武徳会に武術教員養成所の設立案が検討されたのは、いずれ近い将来、武道が中等学校の正科になると見通してのことであった。

一九〇五（明治三八）年一〇月、京都に日本初の武術教員養成所が設置されることとなり、各県の武徳会支部に推薦者の募集がかかった。大日本武徳会福岡支部でも誰を推薦するかで会議をもった。柔道、剣道それぞれ一名ずつで、年齢は一九歳以上と規程されている。剣道では、久保山高峰が齋村を強く推した。しかし、一つだけ条件に満たないものがあつた。それは齋村の年令が一年足りないことだった。しかし久保山は、年齢に関係なく、齋村が一番ふさわしいことを説き、その意見が通った。齋村は、その推薦を受け、京都に旅立った。

武術教員養成所が置かれたのは、京都北三条仁王門通りの寂光寺であった。そこは、学生寮も兼ねていた。

しかし、斎村はすぐに武術教員養成所には入らず、最初の三か月あまり、南禅寺の僧堂で禅の修業をしている。それを導いたのが、生涯の師と仰ぐことになる内藤高治であった。内藤は当時武術教員養成所の教授を務め、すでに日本を代表する剣道家としてその名を知られていた。

斎村は内藤との出会いについて次のように述べている。

私が初めて先生の温容に接したのは、明治三十八年六月に剣師久保山高峯先生の推薦状を持って先生のお宅をお訪ねしたときで、私が弱冠十八才のときでした。

この年の秋に創設されるはずの武術教員養成所へ入所準備のためでした。その時、私は経済上の事情で普通の下宿生活は出来ませんから、金のかからぬ所を世話して下さいとお願いしました。今から考えると随分虫のよいお願いでしたが、先生はいやな顔もせず、早速、南禅寺の僧堂にお世話して下さいました（「内藤先生を偲ぶ」高岡謙次編『剣聖 内藤高治先生』碧水会、一九八〇年）。

三か月にわたる修業を終えた斎村は、一九〇五年一月、武術教員養成所に入った。そこでの学生生活の様子は、斎村の遺稿に記されている。

授業は術科と学科である。術科は午前と午後と二回、学科は国漢、法律、武道史その他であった。ところでその術科が大変だ。何故ならば養成所開校当時は生徒の数よりも先生の方が多かった。尤も本部の教授助教授としては内藤先生を首席として五、六名であったが、外来の先生が見えるので生徒十人に対して先生十二三名と云う奇観を呈した。生徒は地方ではお山の大将である。既に先生株の者もあった。しかし松造りの武徳殿に来ては一個の田舎剣士である。況んや息つく隙もない荒稽古には流石の自称豪傑連中も忽ち「へど」を吐くやら目を廻すやらで閉口した。当時は苦しさのあまり先生方をのろつたりしたが今から考えて見ると、この時代の稽古の有難さが沁々と味わわれる。特に内藤先生の高潔なる人格と豪壮なる剣風とは年を経るに従いその光が強くはつきりと判るようになった（「右武会の生れた頃」『刀と剣道』第一巻第二号、雄山閣、一九三九年六月）。

こうした武術教員養成所での稽古や内藤による精神的薫陶がその後の齋村を形成したと言っても過言ではない。

一九〇八（明治四一）年五月、武術教員養成所の卒業を目前にした齋村に宮崎赴任の話が持ち上がった。本心ではそのまま京都に残り、助教として指導にあたりたかったが、宮崎中学に剣道教師がいなくなるので行ってしまうとのことであった。齋村の心境は複雑だったであろうが、宮崎行きを承諾する。

かくして一九〇八年六月、齋村は宮崎県立宮崎中学校剣道教師嘱託として赴任した。当時宮崎中学三年生であった平島敏雄（後に滝鉄副総裁、参議院議員などを務める）は、赴任当時の齋村をこう記している。

齋村先生が、宮崎中学校に剣道師範として赴任して来られたのは、明治四一年六月で私は三年生であった。先生はその時二十歳を僅かに越しておられたが、立派な体格と落ち着いた風ぼうで相当老けて見えた。当時宮中みやちゆうには上級生に二十歳を越す古強者が数人いて、若い先生を軽視し、いやがらせをする悪習があったが、齋村先生の道場における堂々たる風姿と、京都の武徳殿で鍛え上げられた腕前を見て、

彼等は忽ち転じて礼讃者となったのである（「宮崎時代の齋村先生」齋村龍雄編『齋村五郎の遺稿と想い出』講談社、一九七二年）。

また、齋村は生徒たちに、志を同じくする者が集まり、研修することを目的とした会を作らせた。「輝誠会」と称した。前掲「宮崎時代の齋村先生」によれば、

齋村先生を中心にして、五年四年三年の各クラスから代表的な者を二人ずつ、選抜して計十八名をして会員とし、毎月一回会合して偉人の研究をすることにした。希望者は多かったが、一クラス二名としたのは場所やその他の事情を考えての事であった。初回は明治四十三年の五月だったと思う。最初に

取り上げたのは西郷南洲翁であった。齋村先生から翁に関する所感を聞き、あらかじめ三人に翁についての感想を用意させて発表せしめ、最後に討論会に入った。「南洲翁が僧月性と薩摩湾に入水した事は是非」については賛否両方共、熱弁を振るった。輝誠会の名が齋村先生によって決められたのも、南洲翁の「至誠一貫」に由来するものと思う。

このように齋村は単に剣道を教諭するだけではなかった。そこには修猷館中学からの友人である緒方竹虎や中野正剛が早稲田大学に進みジャーナリストを目指して勉強していたこともあり、齋村自身も法律家の道を進みたいという気持ちもあつたことに所以していた。それは剣の修行のみでなく、生涯を通して文筆活動も盛んに行っていたことがそれを物語っている。その題材は、剣道の歴史、技、精神論等多岐にわたり、とくに月刊誌『刀と剣道』（雄山閣）には、一九三九（昭和一四）年五月の創刊から関わり、毎号のように寄稿している。また、中学校教諭などを務め、学校教育としての剣道普及に尽力した金子近次と共に、戦前の剣道教科書を代表する『新制剣道教科書』（精文館、一九三二年）を著している。

一九一一（明治四四）年九月、齋村は宮崎中学を依願退職する。この時は、剣道家ではなく法律家を目指し上京する決意にあつたという。

しかし、東京へ向かう途中、齋村は武術教員養成所時代の恩師に挨拶をすべく、京都に立ち寄つた。そこで運命が変わつた。恩師の内藤から「弁護士になるのもいいが、齋村、もう一ぺん決心をし直さんか。長年鍛えた腕を、むぎむぎ捨てるのはいかにも惜しい。本部で再修行したらどうだ」（小澤丘『近世剣豪伝』体育とスポーツ出版社、

一九八九年）との言葉を受け、その説諭にしたがつた。かくして京都に戻つた齋村は、武徳会商議員兼常議員楠正位の玄関番となり、剣道修行と勉学につとめた。実のところ齋村は、武術教員養成所を「仮卒業」のかたちで宮崎に赴任したため、まずは学生としての身分であつた。齋村は、楠からも多くを学んだ。その教えをこう述懐している。

先生は常に我々に説かれた。

「武道家として世に立つには物質欲と名誉欲とを離れ、自己の与えられた天爵を尊び、自己の学ぶ道を楽しむ心境になりきらなければならない。凡そ武道家と黄金、武道家と人爵とは縁の遠いものだ。若し人爵や黄金に恋々たるものがあれば、よろしく去つて他に職を求むるがよい。

武道家は武士道の実行者でなければならぬ。それは、君の馬前に討死する覚悟があればよい。命は鴻毛より軽く義は泰山より重しと悟ればよい。身を殺して仁を成すことが出来ればよい。

剣道は武士道を実行する為めに修行するのだ。武士道を離れた技術だけなら虎狼の猛きである。世に百害あつて一利がない。

利巧な剣術家が多い。大馬鹿の武道家は稀有だ、名誉も黄金も命も入らぬ大馬鹿が出て欲しい。」等々であった（前掲「右武会の生まれた頃」）。

その後一年して卒業が許され、武徳会本部武道専門学校剣道助教を拝命した。ようやく剣一筋の生業を得た斎村は、同僚の大島治喜太（後に国士館専門学校教授、大日本武徳会範士となる）と共に近畿地方を始め各地に武者修行に赴くなど勢力的に務めに励んだ。

ところが、一九一六（大正五）年、斎村は武徳会本部武道専門学校剣道助教を依願退職し、上京することになる。その理由について斎村自身は詳細に語っていない。しかし、当時講習生であった小城満陸（後に剣道範士九段となる）の談によれば、

大正五年春、武術専門学校で教授法改善運動が起ってその急先鋒であったということだが、学校そのものの改革もあつたのではないかと思う。そのために遂に職を擲なげつたことになつたのである（斎村先生に師事して「前掲『斎村五郎の遺稿と想い出』」）。

斎村自身も上京時の決心については、「上京当時

の思い出」と題する稿に記している（前掲『斎村五郎の遺稿と想い出』）。

大正五年四月十九日の夜行で我々一家は京都を出発した。前に余が武徳会を追放されたとき、武徳会ではさすがに気の毒に思つたか、地方の有力支部の師範として推挙してやろうといつた。しかし余はそれを断つて敢然として病妻（膀胱カタルで不治の宣告を受けていた）と幼児三人を連れて悲壯の決心で上京した。余は二十九歳、妻は二十七歳、長男竜雄は六歳、長女友子は四歳、そして次女の古都子は一歳であつた。

このように覚悟の上とはいへ、東京では食うや食わずの生活がしばらく続いた。牛込区山吹町剣道道場明神館支部、本所高等小学校、早稲田実業学校などで師範を務めたが、まとまった収入にはならなかつた。しかし、それとは別に修道学院、有信館、戸山学校、六本木警察所などには修行のために通い猛稽古を続けた。

ようやく転機が訪れたのは、上京後丸二年を経た一九一八（大正七）年であつた。警視庁主席師範中山博道が救いの手を差し伸べた。斎村は感謝の言葉をこう記

している。

中山先生は余が貧困に耐え、ひたすら修行に精進している態度を見聞して大いに同情されて、大正七年七月に門弟で警視庁の師範であった橋本氏が成蹊学院の専任師範となり警視庁を辞職された、その後任として四囲の反対を押し切つて余を師範に入れてくれた。余が三十一歳の時であった。武徳会出身として同庁の師範を拝命したのは、余が始めてである。上京後丸二年でやっと専門家としての地位と経済的の安定を得た。これはひとえに中山先生のお陰と、その恩を深く感謝している（前掲「上京当時の思い出」）。

齋村は、警視庁からの手当でも十分に生活できるようになったが、各所からの講習依頼も引き受け、さらに精力的に活動を続けた。その内の一つが後に教授を務めることになる国士館であった。

齋村は、頭山満の紹介で国士館の創立者柴田徳次郎と出会い、国士館と関わりを持つことになったという（前掲『気の剣 剣聖十段齋村五郎』）。一九二一（大正一〇）年には、世田谷の国士館館舎に居を移すまでになつ

た。柴田とは同郷であり、彼が武道の教育的重要性を早くから提唱していたことにも賛意を寄せていたものと推察される。同年六月には、国士館高等部一期生を引率し、朝鮮・満洲・天津・北京・濟南・青島・上海・漢口・四川省へ三か月にわたり視察旅行をしている。その時同行した学生の武田熙（後に学校法人国士館理事を務める）は、その時の事を「齋村先生のこと」（前掲『齋村五郎の遺稿と想い出』）で述べている。

僕は国士館第一期生だったが、一期生の卒業する前の年に、僕等卒業見込者のうち希望するものによつて、満鮮支見学大旅行団が組織された。三ヶ月間という長途の旅だった。引率者は陽明学で有名な森茂教授と剣の齋村先生だった。僕が現在支那武術「通背拳法」の免許皆伝であり、同名の著書を公刊（中国文）したりしているのはその遠因が、実はこのとき齋村先生に従つて、支那武術をしたことにあるのだ。

一九二六（大正一五）年八月には国士館にほど近い地に自宅を新築する。齋村は、その理由を次のように語っている。

この私の住居は国士館の師範として勤務するため大正十五年に建てたものです。私は早朝歩いて国士館に行き、そこで稽古をした後、その日の予定に従って次々に道場を廻り、何年いや何十年もの習慣になりましたが、いわば国士館は私のホームグラウンドと言っても良いでしょう。また警視庁には三十八年間勤め、終身名誉師範として厚遇されるという破格の恩典を受けているわけです（「剣の道六十年」前掲『斎村五郎の遺稿と想い出』）。

一九二九年四月、国士館専門学校が創設され、斎村は教授に就任した。その後、学校での武道教育が禁止となる一九四五（昭和二〇）年一月まで一六年六か月、満四二歳より五八歳に至る最も充実した時期を国士館で過ごした。その間次の時代を担う数多の剣師を育てた。その一人であり、後に国士館専門学校教授、警視庁剣道名誉師範剣道範士九段となる小川忠太郎が、国士館専門学校時代に受けた斎村の教えについて書き残している（「故斎村先生を憶う」前掲『斎村五郎の遺稿と想い出』）。

まず、武道教育の目的は「試合の為ではない。武道の技術を通して、国士を作る事にある。換言すれば人間形

成及び人間社会形成の為の武道」であったという。

また、稽古にあつては「竹刀を真剣の考で使い、身を捨てて錬磨する事が大切である」としたいわゆる武徳会流の捨身稽古であり、実際の様子については次のように記している。

稽古は日に二回、朝稽古は五時半より六時半迄、寒稽古三週間は、朝四時半より五時半迄、全学生切り返しだけである。国士館専門学校に朝稽古を課する事には反対者も有ったが、斎村先生が之を押し切つて断行されたのである。先生は朝稽古三十分前に道場に入っておられた。この事一つだけでも学生に対し無言の裡に、大きな感化を与えたのである。

専門学校学生に対し訓話の一片

一、剣道で一番大事な事は一生修行という事である。

一、常に今日から今日こそという心で努力せよ。

一、朝稽古の折り遅刻せる学生に対し

剣道は敵に勝つのに非ず、己れに勝つ事が大切である。遅刻は己れに負けているのである。人生に於て勝敗の分かれ目は僅か一分である。ほんの一寸である。この一分一寸を捉えるのは現在の心である。



大正 11 年 大講堂前にて（『斎村五郎の遺稿と思い出』より）

ここが大切のところである。青年時代に人より一歩でも半歩でも先に出ている事は、将来勝の原因となる。朝は定刻より十分前に道場に来るように、それには眠い苦を打ち破らねばならない。それが修行である。また人間は焦ってはならないが、焦るのは時間に残れるからである。自分は常にこの時間という事を心掛けている。而してこの理を剣道のみならず、各方面に活用する事が大切である。之は誰でも言うが、行なう事は困難である。等々

斎村は終戦翌年の一九四六（昭和二二）年二月、警視庁警務部教育課勤務となったが、七月に剣道が禁止されると、警視庁体育師範となり、警棒の指導と普及に務めた。日本古来の剣道は禁止であったが、竹刀を短くし、袋竹刀にしての剣道が占領軍に認可される。認可が下りると早速袋竹刀による警棒剣道を開始した。斎村は、小太刀の心得で指導、普及に取り組んだ。さらに斎村は、機動隊に正科として採用されていた杖道の応用に着眼した。杖道の警杖は少し長めではあるが、切り返しができ、最悪の場合は、警杖の中に剣道が温存できると決心し、研究に取り組んだ。加えて、警察官が携帯する警棒と、機動隊が使用する警杖の採用を強く進言した。そし

てその齋村の意見が採用され、今日の逮捕術の重要な部分を占めるようになったのである（前掲『氣の剣 劍聖十段齋村五郎』）。

こうしたなか、一九五〇（昭和二五）年、まずは柔道が学校体育として復活し、その後、弓道、剣道の順で続いていくことになる。

一九五六（昭和三一）年四月、国士館短期大学に体育科が増設されると、齋村は早速に講師として招聘された。国士館にとって武道教育の復活は悲願であり、齋村の復活もまた然りであった。

翌一九五七年三月、齋村は警視庁剣道師範を依願退職する。警察功労賞を授与された。翌月には警視庁剣道名誉師範を委嘱され、同年五月にはついに剣道十段となる。齢七〇歳の時であった。

その後、さすがの齋村も病がちになったが、先に紹介したように、一九六四年一〇月には東京オリンピックのデモンストレーションで剣道形をうった。また、全国の剣道大会には招待されるままに出かけた。

一九六八（昭和四三）年一〇月、冬の間は暖房のある病院へ入院するようにとの主治医の勧告にしたがい。東京目黒の東京共済病院に入院した。春が来るまでの病院生活の予定であった。しかし、翌年三月一三日、心筋梗

塞にみまわれ逝去。八二歳であった。

先述したように、齋村は友人の緒方竹虎や中野正剛らの影響もあり、一時法律家への転身を考えた時期があった。齋村の伝記『氣の剣 劍聖十段齋村五郎』を著したジャーナリスト早瀬利之氏は、このことについて「文才や実行力のある五郎が同じ道を選んでいたら、日本のその後もちがっていた」のではないかとしている。早瀬氏の指摘のごとく、もし政治家の道を歩んだとしても大成したことだろう。いずれにせよ、清貧にその道を究めたにちがいない。まさに人物であったといえよう。

平成25年度事業報告

1 国士館百年史編纂委員会並びに専門委員会

国士館百年史編纂事業を進めるため平成二一年六月から、国士館百年史編纂委員会が発足、同委員会の下に百年史のための調査研究・執筆を担当する専門家組織として、新たに専門委員会が発足した。平成二五年度の国士館百年史編纂委員会並びに専門委員会の委員会名簿と各委員会の開催日程及び審議事項は次の通りである。

(1) 国士館百年史編纂委員会

国士館百年史編纂委員会名簿

(任期：平成25年6月～平成27年5月)

顧問	阿部 昭	元理事・元文学部教授						
	前委員長	(平成21年6月～平成25年5月)						
委員	山田 慎吾	法人事務局長・理事	委員	清水 敏寛	理事(年史編纂担当)	委員	中島 徹	法学部教授
委員	平木 茂	高等学校定時制課程教頭	委員	南 克之	理工学部教授	委員	佐藤 圭一	政経学部教授
委員	白銀 良三	経営学部教授	委員	佐々 博雄	文学部教授	委員	川口 直能	理工学部教授
委員	原田 信男	21世紀アジア学部教授	委員	高野 敏春	法学部教授	委員	高野 敏春	法学部教授
委員	朝倉 利夫	体育学部教授	委員	利夫 信男	21世紀アジア学部教授	委員	朝倉 利夫	体育学部教授

庶務 国士館史資料室事務長 福原 一成

国士館史資料室 熊本 好宏

平成25年度の編纂委員会開催と審議事項

第16回 平成24年6月8日(土) 13時より

会場 国士館大学世田谷キャンパス1号館3階

第1会議室

審議事項 史料編の構成について(案)

(2) 国士館百年史編纂委員会 専門委員会

国士館百年史編纂委員会 専門委員会名簿

(任期…平成25年6月～平成27年5月)

専門委員長 佐々 博雄 国士館史資料室長

文学部教授

副専門委員長 阿部 昭 元理事・元文学部教授

前専門委員長(平成21

年6月～平成25年5月)

専門委員 湯川 次義 早稲田大学教育学部教

授

専門委員 山崎 真之 文学部非常勤講師

専門委員 岩間 浩 元文学部教授

専門委員 前城 直子 21世紀アジア学部教授

庶務 国士館史資料室事務長 福原 一成

国士館史資料室 熊本 好宏

国士館史資料室 浪江 健雄

平成25年度の専門委員会開催と審議事項

第21回 平成25年1月21日(月) 15時より

会場 国士館大学世田谷キャンパス柴田会館1階

同窓会会議室

審議事項 翻刻要領について(案)

史料編(第2部第3章)の構成につい

て(案)

第22回 平成25年3月29日(金) 15時より

会場 国士館大学世田谷キャンパス柴田会館1階

同窓会会議室

審議事項 『国士館史研究年報―楓原―』第5号

について(案)

史料編(第2部第1・2章の構成につ

いて(案)

次年度調査計画について

第23回 平成25年6月8日(土) 10時30分より

会場 国士館大学世田谷キャンパス柴田会館1階

同窓会会議室

審議事項 『国士館史研究年報―楓原―』第5号

について(案)

百年史刊行スケジュールについて(案)

史料編(第2部第3章)の構成につい

て(案)

翻刻要領について(案)

第25回 平成25年9月21日(土) 10時30分より

会場 国士館大学世田谷キャンパス柴田会館1階

同窓会会議室

審議事項 『国士館史研究年報―楓原―』第5号

について(案)

史料編(第2部第4章)の構成につい

て(案)

史料編(第1部第1・2章)の構成に

ついて(案)

第24回 平成25年7月26日(金) 13時30分より

会場 国士館大学世田谷キャンパス柴田会館1階

同窓会会議室

審議事項 『国士館史研究年報―楓原―』第5号

について(案)

史料編(第1部第3章)の構成につい

て(案)

史料編(第3部第1・2章)の構成に

ついて(案)

翻刻要領について(案)

解題の仕様について(案)

第26回 平成25年10月31日(木) 13時30分より

会場 国士館大学世田谷キャンパス柴田会館1階

同窓会会議室

審議事項 『国士館史研究年報―楓原―』第5号

について(案)

史料編スケジュールについて(案)

史料編(第1部第3章)の構成につい

て(案)

史料編(第2部第1・2章)の構成に

ついて(案)

第27回 平成25年11月30日（土） 13時30分より

会場 国士館大学世田谷キャンパス柴田会館1階

同窓会会議室

審議事項 「史料編」進捗および頁割当概要につ

いて（案）

史料編（第1部第1章）の構成につい

て（案）

第28回 平成25年12月20日（金） 10時30分より

会場 国士館大学世田谷キャンパス柴田会館1階

同窓会会議室

審議事項 史料編（第1部第1章）の構成につい

て（案）

(3) 国士館百年史編纂委員会 専門委員会 研究会

平成24年度より国士館百年史編纂委員会専門委員会開催時にそれまでの調査・研究成果の相互共有を目的として研究会を開催する運びとなった。研究会の開催日程及び発表者・テーマは次の通りである。

第5回 平成25年10月31日（木） 専門委員会終了後

会場 国士館大学世田谷キャンパス柴田会館1階

同窓会会議室

発表者 漆畑真紀子（資料室室員）

テーマ 満洲鏡泊学園設立過程からみる国士館と

の関連

2 国士館史資料室の活動

1 調査・収集

(1) 平成25年度の主たる資料調査

今年度、実施した資料調査ならびに収集の主な活動は以下の通りである。

学外調査

(1) 国士館高等拓植学校関係資料調査（於国立国会図書館）

国士館高等拓植学校関連資料ほか国立国会図書館憲政資料室所蔵（未公開）中野順夫旧蔵資料の日系移民資料群の調査、計212件の収集

・「上塚司日記 一九二九年～一九三〇年」（昭和4～5年）、「国士館高等拓植学校第一期生

入学試験成績判定表」（昭和6年2月）、「評議員会議事録」（昭和7年11月4日）、「宣言書」（昭和9年6月9日、財団法人国士館理事柴田徳次郎・野田俊作ほか4名）、「東京高等拓植学校設立認可申請書」（昭和7年5月10日）、「大民付録」第16年4号（昭和5年5月1日、発行人上塚司）ほか収集。

日 時…平成25年1月～3月

調査者…熊本好宏・漆畑真紀子

(2) 玄洋社記念館旧蔵資料調査（於福岡市博物館）

社団法人玄洋社記念館（昭和53年開館、平成20年6月休館）の寄託資料調査。

↓本学に直接関連する資料を含まないことを確認。

日 時…平成25年3月21日

調査者：室長佐々博雄・熊本好宏

③ 『朝日新聞』 国史館関連記事の補充調査（於国立国会図書館）

明治42年～昭和59年、掲載全850件分の補充収集。

日 時：平成25年3月21日

調査者：漆畑真紀子

室)

至徳学園関係ほか関連史料

・『004C:Genyosha』[Shitoku Gakuen]「List of Schools Petitioning for Restoration of Kendo」収集。

日 時：平成25年6月19日

調査者：専門委員岩間浩・浪江健雄

④ GHQ関係資料調査（於明星大学戦後教育史研究センター）

明星大学戦後教育史研究センター勝岡寛次氏よりGHQ関係資料の調査方法を教示。

・『国立国会図書館所蔵GHQ/SCAP文書目録』のCIE（教育情報局）部門と『トレーナー（教育部局課長）文書目録』（明星大学戦後教育研究センター所蔵）の縦覧を示唆↓
『トレーナー文書目録』の全頁収集。

日 時：平成25年4月19日

調査者：専門委員岩間浩・専門委員山崎真之・

浪江健雄

⑤ 『全国学校総覧』調査（於実践女子大学図書館・短期大学図書館）

昭和34年以降刊行の『全国学校総覧』（原書房）を閲覧。

・昭和34年～平成25年分、全57冊
↓該当箇所（大学・大学大学院・高等学校・中学校・福祉専門学校）の全頁、および各年の付表「都道府県別学校数・学生数（大・短大・高专）、都道府県別学校数（高校）、都道府県別教員数・生徒数（高校）、都道府県別学校数・教員数・生徒数（中学校）」の複写収集。

日 時：平成25年7月12日

調査者：専門委員山崎真之・漆畑真紀子

⑥ GHQ関係資料調査（於国立国会図書館憲政資料

⑦ 小野家所蔵資料調査（於個人宅）

国士館専門学校教授（範士九段） 小野十生および昭和22年3月至徳専門学校第15回卒小野寅生（剣道、教士七段）に関する資料。

・『詔書奉戴』（昭和17年、大民出版部）、『芝生は緑なり』（昭和30年初版、柴田徳次郎）、雑誌『新剣道』（昭和18～19年）ほか借用収集。
・小野寅生「日記」計4冊（昭和18年12月～昭和23年3月、専門学校在学期）借用収集。
日 時…平成25年9月4日・10月23日
調査者…福原一成・熊本好宏

⑧ 中村宗雄（元法学部教授）関係資料調査（於比較民事法研究所）

比較民事法研究所中村英郎氏（早稲田大学名誉教授）を訪問、調査。

・近代化委員会関係資料、法学部教授会資料（簿冊・書簡・メモ類）92件寄贈。
・法学部設置関係 写真計4点借用収集。
日 時…平成25年10月8日
調査者…室長佐々博雄・福原一成・漆畑真紀子

⑨ 宮田幸吉関係資料調査

宮田幸吉関係者森隆一郎氏来室につき資料提供。
・宮田家アルバム、宮田幸吉研究業績一覧の2点借用収集。

日 時…平成25年10月10日
調査者…室長佐々博雄・福原一成・漆畑真紀子

⑩ 上塚司関係資料調査（於個人宅）

国士館高等拓植学校校長上塚司関連の写真資料。
・大正6年1月20日「大民社頑固倶楽部懇親会」
大正7年10月9日「国士館懇歓迎会記念相撲」
〔「大民」3巻11号口絵使用〕ほか、約150点借用収集。

日 時…平成25年10月12日
調査者…熊本好宏

⑪ 学徒出陣学生資料調査

荒金正吉（昭和17年4月専門学校入学、昭和18年学徒動員、昭和21年3月卒業）氏所蔵の関連資料。
・昭和18年敬天寮ほか写真資料10点ほか借用収集。

日 時…平成25年12月2日
調査者…熊本好宏

学内調査

(1) 太宰府キャンパス関係資料調査

平成25年4月1日付太宰府キャンパスの太宰府市
譲渡につき保管資料群を受入。

・平成23年度調査目録化済資料の受入（約300
点）。

日 時…平成25年4月16日

調査者…熊本好宏

・太宰府キャンパス保管資料の内、平成23年度
調査未了資料の受入（福祉専門学校教材・教
員講義資料ほか）

日 時…平成25年10月17日

調査者…福原一成・熊本好宏・浪江健雄

(2) 町田キャンパス関係資料調査

株式会社フォトサービス（町田キャンパス店舗）

昭和35年頃から法人と嘱託契約を結び、平成9
年（国士館創立80周年）頃まで学園の写真撮影
等を手がける。

・写真（紙焼・ポジ・ネガ）がダンボール4
5箱分あり（整理・未整理混在）。

整理分はイベント毎にスライドファイル等に
て概ね整理。未整理分は集合写真が中心（部
活動送別会、学年暦以外のイベント等）。

寮務課倉庫

・平成10年頃頃の寮務課業務資料が中心（キャ
ビネット4つ分に収納）。

平成20年頃～2・3年分の寮日誌、寮務会
議資料、望岳寮リニューアル工事資料等の
保管を確認。

教務課倉庫

・平成元年～平成10年頃の旧教養部事務室の事
務資料が中心（ダンボール15箱程度）。

教養部業務使用のの各学部便覧、平成元年
～5年頃の諸規定整備委員会議事録、平成
20年頃～町田教務課事務資料ほかを確認。

・短期大学事務室の業務資料は未保管。

日 時…平成25年7月4日

調査者…福原一成・熊本好宏・漆畑真紀子

③ 設置申請事務課保管資料調査

・平成11年7月以降の設置申請関係書類調査
日 時：平成25年9月17日
調査者：福原一成・熊本好宏・浪江健雄

④ 国士館中学校・高等学校事務室調査

・「至徳高等学校 指導要録」（昭和24年入学）、
「至徳中学校 学籍簿」（昭和20年入学～昭和
23年卒業）ほか、計53点移管受入。
・「学則変更認可申請書」（平成6年定時制課程
設置～）、「学則綴（学則変遷）」（昭和53年頃
設置～）、「振興対策室」業務資料（昭和60年～、
副校長福田三郎氏所蔵）ほか借用収集。
日 時：平成25年9月26日・11月5日
調査者：福原一成・熊本好宏

⑤ 「短期大学設置申請書」原本所在調査

・教務部教務課保管倉庫等の調査・資料閲覧
↓短大関連の原本資料は未保管。
↓昭和40年代以降の簿冊資料の保管を確認。
日 時：平成25年11月11日
調査者：福原一成・熊本好宏・浪江健雄

(2) オール調査

① アンケート調査

次の6名の方にアンケート調査を行った。
・大須賀英次氏（昭和40年3月高等学校普通科
卒）

・青木正昭氏（昭和42年3月体育学部卒）
・筒井邦夫氏（昭和43年3月体育学部卒）
・小森開氏（昭和35年3月体育学部卒）
・二武功氏（昭和35年3月体育学部卒）
・平山勝美氏（昭和35年3月体育学部卒）

(3) 主な寄贈資料

・商業学校創設相談会記念（大正15年2月2日於国
士館大講堂前）の写真、寒稽古バッジ（昭和2年、
同5年のもの）、「剣道秋季大会」バッジ、計3点
寄贈者：山崎悠紀男氏（元世田谷町町長山崎四六
氏関係者）

・『徳富蘇峰先生序文 大民新聞社訳編 ヒトラー
政権十年』（日刊大民新聞社出版部、昭和18年）1
点

寄贈者：中村有喜氏（平成13年3月政経学部政治
学科卒）

- ・ 皇紀二五九三(昭和8)年国士館秋季大運動会メダル1点、出征旗(「袴西山巖君奮闘津雲国利義勇奉公」、「武運長久を祈る」)2点、皇紀二五九五(昭和10)年国士館中学校卒業アルバム(含卒業証明書)1点、計4点
- 寄贈者・西山博氏(昭和10年国士館中学校卒西山巖氏関係者)
- ・ 書籍47冊(法務省編「檢察資料集」、法務総合研究所編「法務研究報告書」、部落問題関連書籍、影山正治大東塾関連書籍ほか)、天皇在位奉祝提灯3点、計50点
- 寄贈者・吉田康浩氏(昭和60年3月政経学部二部卒)
- ・ 昭和55年度校長杯争奪第16回校内言道大会写真1点
- 寄贈者・高橋秀和氏(国士館中学・高等学校教員)
- ・ 中村宗雄(元法学部教授)関係資料92件
- 寄贈者・中村英郎氏(早稲田大学名誉教授、中村宗男関係者)
- ・ 『鏡泊学園建設中間報告書』1点、関係者名刺6点(内訳・武田熙1点、山田悌一3点、山崎源二郎1点、平塚英雄1点)、計7点

2 整理・保存

(1) 資料目録作成状況

本年度(平成二四年一二月三一日現在)の国士館史資料室の所蔵資料、調査収集資料、参考図書等の目録(データベース)作成状況は【表1】の通りである。

(2) 資料保存

本年度は、主に以下の資料について修復及び保存処置を専門業者に依頼し、それぞれ実施した。

- ・ 昭和10年3月中学校卒業アルバム撮影複写委託。
- ・ 法人記録史料書簡群撮影複写委託。
- ・ 法人記録史料貴重資料撮影複写委託。

【表 1】 収蔵資料及び目録化の進捗状況

名 称	内 容	H 23 年度 目録化済	H 24 年度 目録化済	H 25 年度 目録化済
法人記録史料	法人（教学を含む）組織が作成・発行したか、または外部機関より受領した文書	5,023	6,834	10,677
出版刊行物	学内で刊行される出版物	5,506	6,225	6,811
写真・その他の映像・音声資料	国士館に関わる写真その他の映像・音声資料	4,925	5,979	6,250
物品資料	国士館に関わる物品資料	344	549	614
調査収集資料	学外の関係資料所蔵機関への調査収集資料	1,440	2,510	5,332
参考図書	主に各関係機関が発行している出版物	1,218	1,309	1,390
合 計		18,456	23,406	31,074

(平成 25 年 12 月 31 日現在)

3 利用・公開

(1) 収蔵資料の公開（収蔵資料検索システム運用状況）

国士館史資料室が、収蔵資料の利用サービス強化のために平成 23 年 4 月に整備した閲覧室の利用者は、わずかではあるが年々増加しつつある。また、閲覧室整備と同時に、資料室ホームページ上で Web 公開を開始した収蔵資料検索システムを利用後に、資料閲覧のために来室する利用者も増加傾向にある。利用者の資料閲覧の目的は主として学術研究であり、本年は 13 名の利用者を得た。なお、収蔵資料検索システムの運用については、Internet Explorer のバージョンアップに伴う収蔵資料検索システムのプログラム更新を実施した。

(2) ホームページ

【平成 25 年度 更新】

「お知らせ」

・梅ヶ丘校舎で「国士館の歴史」展を開催（平成 25 年 2 月 5 日）

・国士館史研究年報 第 4 号を刊行しました

(平成25年3月11日)

・梅ヶ丘校舎で「大正昭和期の国士館学生」展を開催(平成25年6月1日)

・夏季の一時閉室について(平成25年7月3日)

・青年大民団結成100年記念展「国士館を創る―青年大民団の結成と国士館―」開催(平成25年10月16日)

・梅ヶ丘校舎で「国士館を創る―国士館の母体青年大民団の結成―」展を開催中(平成25年11月5日)

〔刊行物〕

・国士館史研究年報 楓原第4号の全頁(電子ブック)掲載(平成25年4月24日)

アドレス

<http://www.kokushikan.ac.jp/research/archive/index.html>

(3) 教育普及活動

(1) 常設展示

国士館史資料室では、柴田会館四階に展示室を設け、国士館の歩みを示す貴重な関係資料を一般公開している。国士館の創立者柴田徳次郎にゆかりの資料や、創立以来の支援者、各時代

の学生生活に関する資料などを展示している。

開室日時…月曜～土曜10:00～16:00

(日曜祝祭日、学園の定める休日等を除く)

※観覧無料

平成二五年一月～二月の観覧者数は、以下の通りである。

・学内者数	266名
・学生・生徒	222名
・教職員	44名
・学外者数	258名
・卒業生	82名
・一般	176名
・総観覧者数	524名

(2) 梅ヶ丘展示ルーム企画展(出張展示)

世田谷キャンパス三四号館(梅ヶ丘校舎)一階の展示ルームにおいて、次の企画展を開催した。

- ・平成25年2月～5月「国士館の歴史」展
- ・平成25年6月～9月「大正昭和期の国士館学生」展

・平成25年11月～平成26年1月「国士館を創る―国士館の母体 青年大民団の結成と国士館―展

③ イベント企画展（出張展示）

本年度のオープンキャンパス及び父母懇談会開催時に世田谷キャンパス大講堂において、企画展示「国士館の歴史」を開催した。「国士館の歴史」を写真で紹介すると共に、「国士館九十年の軌跡」(DVD)等を上映した。それぞれ実施日及び入場者数は、次の通りである。

平成25年3月24日(日)オープンキャンパス 201名
 平成25年6月2日(日)オープンキャンパス 204名
 平成25年7月21日(日)オープンキャンパス 656名
 平成25年8月4日(日)オープンキャンパス 816名
 平成25年9月1日(日)オープンキャンパス 630名
 平成25年10月6日(日)オープンキャンパス 143名
 平成25年11月1日(日)父母懇談会 444名
 (但し青年大民団結成100年記念展示会期中)

④ 青年大民団結成100年記念展示「国士館を創る―青年大民団の結成と国士館―」(出張展示)

国士館創立の母体である青年大民団結成から百年にあたることを記念し、創立記念日にあわせて、平成二五年一〇月三〇日(水)～一二月一〇日(日)を会期に、世田谷キャンパス大講堂において、企画展を開催した。入場者数は一八七一名(内一二月一〇日(日)父母懇談会四四四名)であった。



「国士館を創る」展ポスター

⑤ レファレンス(含資料閲覧)

本年度のレファレンスは、学内・学外合わせ

て六九件(平成二五年一月〜一二月)であった。学内からは、過去の展示で使用した展示パネルの借用や留学生会発足関連資料の閲覧、学外からは萩博物館から「景松塾」の写真借用やNHK報道局社会部より「学徒出陣」についてのアンケート調査の依頼等があった。

⑥ 講義等支援

平成二一年四月の資料室発足後、国士館史資料室を利用する講義支援等の依頼は、毎年増加傾向にある。特に、大学の政経学部や法学部で開講する初年次教育の関連ゼミでの支援依頼は、毎年恒例となりつつある。支援テーマの要望は、当然、各講義を担当する教員毎に様々であり、自校史や建学の精神、玄洋社との関連など、講義テーマの要望は多岐にわたっている。また、支援にあたっては、座学のみで終始しないように、資料展示室や松陰神社などの見学や、実習体験などを通して、各テーマの理解が深まるよう努めている。

なお、講義に留まらず、新採用教職員への研修支援など関係部署間の調整の上で随時実施し

ている。主な講義等の支援と担当者は、次の通りである。

- ・平成25年4月5日 新採用教員研修支援(資料展示室見学14名)(福原一成)
- ・平成25年4月19日 政経学部基礎ゼミナール講義支援(1年生32名)(福原一成・漆畑真紀子)

- ・平成25年4月19日 国士館大学留学生会依頼 松陰神社・資料展示室等説明(5名)(熊本好宏・浪江健雄)

- ・平成25年5月1日 政経学部基礎ゼミナール講義支援(2年生59名含政治学研究会10名)(福原一成・熊本好宏・漆畑真紀子)

- ・平成25年5月30日 職員研修支援(2名)(熊本好宏)

- ・平成25年6月6日 政経学部日本語読解1A講義支援(1年生5名)(福原一成)

- ・平成25年6月15日 21世紀アジア学部博物館展示論講義支援(2年生4名)(熊本好宏)

- ・平成25年7月13日 職員研修支援(2名)(熊本好宏)

- ・平成25年7月27日 文学部博物館各論2博物



中学生職場体験学習展示発表会

館資料論講義支援（3年生40名）（熊本好宏・漆畑真紀子）
平成25年12月9日 職員研修支援（1名）（熊本好宏）

② 中学生の職場体験学習の受け入れ

世田谷区内の中学校から生徒の職場体験学習についての依頼があり、三回にわたり受け入れを行った。資料室では仕事の一環である「歴史を編む」ことの体験や展示体験を中心として課題に取り組んでもらった。

日時、学校名及び学年・受入人数

平成25年9月10日（火）～12日（木）

世田谷区立松沢中学校2年生2名

4 室の構成

(1) 職員（平成25年度）

室長 佐々 博雄（文学部教授）

事務長 福原 一成

職員 熊本 好宏

準職員 浪江 健雄 漆畑 真紀子

パート職員 稲葉 彩香

アルバイト学生

大庭裕介 近藤充 山口友希 鎌田真緒

滝沢永将 十文字元氣 森美幸 渡邊真帆

田中くるみ 勝又美貴 飯島優佳 森弓佳

萬代欣美 高橋美月

(2) 施設の概要

所在地 〒154-0023 東京都世田谷区若林 4・31・10
 名称 柴田会館
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下2階、地上4階
 資料室施設面積

2階…館史事務室21.1㎡、館史研究室36.8㎡、
 第1史料収蔵庫63.8㎡、第2史料収蔵庫18.5㎡(平成23年3月設置)
 4階…室長室13.7㎡、閲覧室13.7㎡、展示室119㎡

5 活動日誌

【1月】

(平成25年1月～12月)

15日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係資料調査(熊本好宏、漆畑真紀子)
 16日 立教大学図書館にて鏡泊学園関係史料調査(漆畑真紀子)

17日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係資料調査(熊本好宏、漆畑真紀子)

21日 第21回国士館百年史編纂委員会専門委員会開催

25日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係資料調査(熊本好宏、漆畑真紀子)

29日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係資料調査(熊本好宏、漆畑真紀子)

31日 国士館史資料室元室長阿部昭最終講義

【2月】

2日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係資料調査(熊本好宏、漆畑真紀子)

4日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係資料調査(熊本好宏、漆畑真紀子)

5日 「国士館の歴史」展開催(～4月30日、於世田谷キャンパス梅ヶ丘校舎展示ルーム)

9日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係資料調査(漆畑真紀子)

11日 国士館高等拓植学校関係連借用資料の返却(於個人宅、熊本好宏)

- 16日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係
資料調査（熊本好宏、漆畑真紀子）
- 18日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係
資料調査（熊本好宏、漆畑真紀子）
- 23日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係
資料調査（熊本好宏、漆畑真紀子）
- 【3月】
- 2日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係
資料調査（熊本好宏、漆畑真紀子）
- 4日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係
資料調査（熊本好宏、漆畑真紀子）
- 9日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係
資料調査（熊本好宏、漆畑真紀子）
- 11日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係
資料調査（熊本好宏、漆畑真紀子）
- 『国士館史研究年報 楓原』第4号納品（一〇〇〇部）
- ホームページ更新（「お知らせ」国士館史研究年報 第4号を刊行しました）
- 14日 第84回全国大学史資料協議会東日本部会研究会に漆畑真紀子が参加（於明治大学駿河台キャンパス）
- 18日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係
資料調査（熊本好宏、漆畑真紀子）
- 21日 福岡市博物館にて国士館関係資料調査（室長 佐々博雄、熊本好宏）
- 国立国会図書館にて朝日新聞紙面データベース所収国士館関係資料補充調査（漆畑真紀子）
- 24日 二〇二二年度オープンキャンパスにて「国士館の歴史」展開催（於世田谷キャンパス大講堂、入場者数201名）
- 25日 国士館史資料室パンフレット（第5版）発行（五五〇〇部）
- 26日 国立国会図書館にて国士館高等拓植学校関係
資料調査（熊本好宏）
- 27日～28日 太宰府キャンパスにて関係資料調査（熊本好宏）
- 29日 第22回国士館百年史編纂委員会専門委員会開催
- 【4月】
- 5日 新採用教員展示室見学対応（14名）
- 16日 元太宰府キャンパス保管資料を資料室へ移管
- 19日 明星大学戦後教育史資料センターにて国士館関係資料調査（専門委員岩間浩・専門委員山

崎真之・浪江健雄)

資料展示室にて政経学部中拂仁教授基礎ゼミ
ナール講義支援(1年生32名)

資料展示室にて国士館大学留学生会自校史講
義支援(5名)

21日 日本アークイブズ学会二〇一三年度大会に浪

江健雄・漆畑真紀子が参加(於学習院大学目
白キャンパス)

24日 ホームページ更新(「刊行物」国士館史研究

年報楓原第4号)電子ブックをアップ)

25日 第1回元太宰府キャンパス内の記念碑建立検
討会議(熊本好宏)

【5月】

1日 資料展示室にて政経学部松本利秋非常勤講師

・工藤憲一郎非常勤講師・里賢一非常勤講師
基礎ゼミナール政治学研究会、講義支援(2
年生59名、政治学研究会10名)

8日 第2回元太宰府キャンパス内の記念碑建立検

討会議(熊本好宏)

15日 大連東軟信息学院との学術交流調印式にて資

料展示室見学(5名)

29日 全国大学史資料協議会東日本部会二〇一三年

度総会に漆畑真紀子が参加(於中央大学後楽
園キャンパス)

30日 職員研修支援(2名)(熊本好宏)

【6月】

1日 「大正昭和期の国士館学生」展開催(9月

30日、於世田谷キャンパス梅ヶ丘校舎展示
ルーム)

ホームページ更新(「お知らせ」梅ヶ丘校舎
で「大正昭和期の国士館学生」展を開催)

2日 二〇一三年度オープンキャンパスにて「国士
館の歴史」展開催(於世田谷キャンパス大講
堂、入場者数204名)

6日 資料展示室にて政経学部小池亜子講師「日本

語読解1A」講義支援(1年生5名)
第16回国士館百年史編纂委員会開催

8日 第23回国士館百年史編纂委員会専門委員会開
催

12日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部

会平成25年度総会及び講演会に漆畑真紀子が
参加(於埼玉会館)

15日 資料展示室にて21世紀アジア学部柿沼幹夫非

常勤講師「博物館展示論」講義支援(2年生

4名

19日 公益社団法人私学経営研究会主催「特色ある私学経営につき現地見学会」にて大講堂見学

(32名) 対応

20日 国立国会図書館憲政資料室にてGHQ/SC

AP文書調査(専門委員岩間浩・浪江健雄)

未整理法人記録史料縦覧作業会(専門委員・

熊本好宏)

26日 未整理法人記録史料縦覧作業会(専門委員・

熊本好宏)

【7月】

3日 ホームページ更新(「お知らせ」夏季の一時

閉室について)

4日 資料展示室にて政経学部土井康弘非常勤講師

基礎ゼミナール講義支援(2年生10名)

町田キャンパスにて株式会社フォトサービス

・寮務課・教務課資料調査(福原一成・熊本

好宏・漆畑真紀子)

11日 第85回全国大学史資料協議会東日本部会研究

会に漆畑真紀子が参加(於昭和館)

未整理法人記録史料縦覧作業会(専門委員・

熊本好宏)

国士館中学校・高等学校創設90年記念映像制作支援打合(熊本好宏)

12日 実践女子大学・短期大学にて「全国学校総覧」

調査(専門委員山崎真之・漆畑真紀子)

13日 職員研修支援(2名)(熊本好宏)

16日 第3回元太宰府キャンパス内の記念碑建立検

討会議開催(熊本好宏)

17日 第1回創立100周年記念事業委員会参加(室長

佐々博雄)

19日 昭和10年3月中学校卒業アルバム撮影複写委

託(堀内カラー)

21日 二〇一三年度オープンキャンパスにて「国士

館の歴史」展開催(於世田谷キャンパス大講

堂、入場者数656名)

22日 法人記録史料書簡群撮影複写委託(関東イン

フォメーションマイクロ)

26日 第24回国士館百年史編纂委員会専門委員会開

催

31日 国立国会図書館にて「全国学校総覧」補充調

査(漆畑真紀子)

【8月】

2日 国士館中学校・高等学校創設90年記念映像制

作支援打合（熊本好宏）

4日 二〇一三年度オープンキャンパスにて「国士館の歴史」展開催（於世田谷キャンパス大講堂、入場者数816名）

5日 昭和10年3月中学校卒業アルバム撮影複写委託納品（堀内カラー）

29日 法人記録史料書簡群撮影複写委託納品（関東インフォメーションマイクロ）

30日 法人記録史料貴重資料撮影複写委託（関東インフォメーションマイクロ）

30日 国士館中学校・高等学校創設90年記念映像制作支援打合（熊本好宏）

【9月】

1日 二〇一三年度オープンキャンパスにて「国士館の歴史」展開催（於世田谷キャンパス大講堂、入場者数630名）

4日 小野十生（専門学校教授）小野寅生（専門学校卒）関連資料調査（於個人宅、福原一成・熊本好宏）

10日 世田谷文芸クラブ展示室見学（20名）

10日～12日 世田谷区立松沢中学校2年生（2名）職場体験学習のため来室

16日 体育学部第6・7・8・9期卒業生展示室見学（26名）

17日 設置申請事務課保管資料調査（福原一成・熊本好宏・浪江健雄）

21日 第25回国士館百年史編纂委員会専門委員会開催

26日 中学校・高等学校校務室保管資料調査および移管資料受入（福原一成・熊本好宏）

【10月】

1日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会第273回定例研究会に漆畑真紀子が参加（於川崎市公文書館）

6日 二〇一三年度オープンキャンパスにて「国士館の歴史」展開催（於世田谷キャンパス大講堂、入場者数143名）

8日 中村宗雄関係資料調査（於比較民法研究所、室長佐々博雄・福原一成・漆畑真紀子）

10日 創立100周年記念事業委員会第1回大講堂活用プロジェクト参加（熊本好宏）

宮田幸吉関係資料調査（関係者森隆一郎氏来室）（室長佐々博雄・福原一成・漆畑真紀子）

12日 国士館高等拓植学校関連資料調査（於個人宅、

熊本好宏)

16日 ホームページ更新〔「お知らせ」青年大民団

結成100年記念展示「国士館を創る―青年大民団の結成と国士館」開催)

17日 元太宰府キャンパス保管資料の移管受入

23日 第2回創立100周年記念事業委員会参加(室長 佐々博雄)

24日 体育学部1期卒業生(20名)来校対応支援(福原一成)

25日 中国山西大学職員(2名)・学生(6名)資料展示室見学(福原一成)

国士館中学校・高等学校創設90周年記念映像制作支援(熊本好宏)

30日～11月10日 青年大民団結成100年記念展示「国士館を創る―青年大民団の結成と国士館」開催(於世田谷キャンパス大講堂、入場者数一

八七一名)

31日 第26回国士館百年史編纂委員会専門委員会開催

第5回研究報告会開催(漆畑真紀子「満洲鏡 泊学園設立過程からみる国士館との関連」)

【11月】

5日 中学・高等学校事務室保管資料調査(福原一成・熊本好宏)

ホームページ更新〔「お知らせ」梅ヶ丘校舎で「国士館を創る―国士館の母体 青年大民団の結成―」展開催)

10日 平成25年度父母懇談会にて青年大民団結成100年記念展示「国士館を創る―青年大民団の結成と国士館」開催(於世田谷キャンパス大講堂、入場者数444名)

11日 教務課保管資料調査(福原一成・熊本好宏・浪江健雄)

11日～16日 アーカイブズ・カレッジ短期コース(国文学研究資料館史料管理学研修会)に漆畑真紀子が参加(於岩手県遠野市立図書館)

17日 アーカイブズ・カレッジ講演会「なぜアーカイブズは必要なのか―文書保存の意義と実態」に漆畑真紀子が参加(於盛岡ホテルルイズ)

18日 体育学部第10期卒業生展示室見学(6名)

26日 平成25年度国士館大学・玉川大学職員交流研修会支援(於世田谷キャンパスメイプルセンチュリーホールほか、福原一成)

26日 平成25年度国士館大学・玉川大学職員交流研修会支援(於世田谷キャンパスメイプルセンチュリーホールほか、福原一成)

26日 平成25年度国士館大学・玉川大学職員交流研修会支援(於世田谷キャンパスメイプルセンチュリーホールほか、福原一成)

27日 資料展示室にて文学部柿沼幹夫非常勤講師

「博物館各論2」講義支援（3年生40名、熊本好宏）

30日 第27回国士館百年史編纂員会専門委員会開催

【12月】

2日 小野寅生（専門学校卒）小野十生関連資料返却・調査（於個人宅、福原一成・熊本好宏）

4日 福岡県朝倉市立十文字中学校修学旅行に伴う大学施設見学（於資料展示室）（生徒8名、教諭1名）

5日 創立100周年記念事業委員会第2回大講堂活用プロジェクト参加（熊本好宏）

9日 職員研修支援（1名）（熊本好宏）

12日 第87回全国大学史資料協議会東日本部会研究会に福原一成が参加（於武蔵野美術大学鷹の台キャンパス）

20日 第28回国士館百年史編纂員会専門委員会開催

「国士館百年史史料編」が刊行されます

いよいよ二〇一五年三月、「国士館百年史 史料編」を刊行いたします。全二巻の構成で、一巻目は私塾「国士館」の創設から終戦まで、二巻目は戦後から創立百周年に至る史料が掲載されています。いずれも国士館を語る上では欠くことのできない史料ばかりです。

お問い合わせにつきましては左記の連絡先までお願いいたします。

連絡先

〒一五四―八五一五

東京都世田谷区世田谷四―二八一― 柴田会館二階

学校法人 国士館 国士館史資料室

TEL 〇三―三四―一八―二六九一

FAX 〇三―三四―一八―二六九四

E-mail archives@kokushikan.ac.jp

関係法規

国士館百年史編纂委員会要綱

(趣旨)

第1条 学校法人国士館（以下「本法人」という。）に、国士館創設以来の歴史を記録する国士館百年史（以下「百年史」という。）を編纂するため、国士館百年史編纂委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事のうちから、理事長の指名する者 若干人
- (2) 国士館大学専任教員のうちから、学長の指名する者 若干人
- (3) 中学校・高等学校教員から、校長の指名する者 若干人

- (4) 法人事務局長、国士館史資料室長
 - (5) 学識経験者で、理事長が指名する者 若干人
- 2 委員は、理事長が委嘱する。
 - 3 第1項第1号、第2号、第3号及び第5号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。第4号の委員は、職務在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第3条** 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、理事長が指名する。
 - 3 委員長は、委員会を統括する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(顧問)

第4条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じ委員会に出席するものとする。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、次の各号の事項を行う。

(1) 百年史の編纂方針に関する事

(2) 百年史の刊行に関する事

(3) その他、百年史編纂に関する事

(委員会の運営)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

可否同数の場合は、委員長が決する。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を出席させる

ことができる。

(専門委員会の設置)

第7条 委員会に、専門委員会を置く。

(専門委員)

第8条 専門委員は、委員長の推薦により理事長が委嘱

する。

2 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨

げない。

(専門委員長及び副専門委員長)

第9条 専門委員会に、専門委員長及び副専門委員長を

置く。

2 専門委員長は、委員会委員のうちから理事長が指名

する。副専門委員長は、委員会委員のうちから専門委

員長が指名する。

3 専門委員長は、専門委員会を統括し、代表する。

4 副専門委員長は、専門委員長を補佐する。

(専門委員会の任務)

第10条 専門委員会の任務は、次の各号のとおりとする。

(1) 百年史の刊行計画案の作成

(2) 百年史の執筆・編集・校訂

(3) 資料の調査収集、その他百年史編纂に関する事

(専門委員会の運営)

第11条 専門委員長は、専門委員会を招集し、議長となる。

2 専門委員会は、必要に応じ、専門委員以外の者を出席させることができる。

(経費)

第12条 委員会及び専門委員会の経費は、国士館史資料室の予算を充てる。

(委員会及び専門委員会の庶務)

第13条 委員会及び専門委員会の庶務は、国士館史資料室が担当する。

(改廃手続)

第14条 この要綱の改廃は、理事長が決定する。

附 則

この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

国士館史資料室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国士館史資料室（以下「資料室」という。）の組織及び運営について定める。

ない。

(目的)

第2条 資料室は、国士館の歴史に関わる文献、文書及び物品等（以下「資料」という。）を収集・整理・保管し、将来に継承して、建学の精神の高揚と学園及びその教育・研究の進展等に資することを目的とする。

第4条 資料室に、必要な職員を置く。

(学術調査員)

第5条 資料室に、学術調査員を置くことができる。

2 学術調査員は、本学園の教職員のうちから資料室長が推薦し、理事長が委嘱する。

3 学術調査員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(資料室長)

第3条 資料室長は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 学術調査員は、資料室長の指示を受け、次の調査研究等に従事する。

2 資料室長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げ

(1) 本学の理念及び本学史に関すること

- (2) 資料の収集・整理・保管等に関する事
- (3) 年史・資料集等に関する事
- (4) その他資料室に関わる学術的事項

(専門員)

第6条 資料室に、専門員を置くことができる。

2 専門員は、資料室長の指示を受け、次の業務に従事する。

- (1) 資料の収集・整理・保管・展示及び情報収集
 - (2) 年史・資料集等の企画及び編纂
 - (3) その他資料室に関わる専門的事項
- 3 専門員の任用期間は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(収集資料)

第7条 資料室は、次の資料を収集する。

- (1) 国士館の建学の精神に関する資料
- (2) 国士館の発展の経緯に関する資料
- (3) 国士館が設置する諸学校に関する資料
- (4) 国士館の創立者及び先人に関する資料
- (5) その他国士館に関する資料

(所蔵資料の開放)

第8条 資料室は、学園内外の希望者に所蔵資料を開放し、教育研究に資するとともに学園の歴史の紹介に努めるものとする。

2 資料室の開室及び所蔵資料の閲覧等の細部は、別に定める。

(資料の貸出し)

第9条 資料室の所蔵資料は、貸出しをしないものとする。ただし、教育研究及び学園の広報に役立つ等、特に必要性が認められた場合は、所定の手続を経て貸出しをすることができる。

(資料の管理)

第10条 資料室の資料及び物品の物品管理責任者は、資料室長とする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

編集後記

本誌「国士館の思い出」には政経学部一期生の齊藤毅氏よりご寄稿をいただきました。そこには当時の学生生活の様子が生き生きと描かれており、国士館の歴史を語る上でも貴重な資料となりました。ご多忙のところ執筆くださりましたこと、この場を借りてあらためて御礼申し上げます。

百年史編纂には卒業生・関係者の皆様からの史料提供や寄稿文が不可欠です。資料室では一つでも多くのご協力を切にお待ちしております。

来年度はいよいよ「史料編」を刊行する時となりました。「史料編」の出来が「通史編」にも大きく影響することは言待ちません。より真摯な気持ちで臨んでいく所存です。

(浪江健雄)

執筆者紹介

齊藤 毅 元学校法人国士館理事
山崎 真之 国士館大学文学部非常勤講師
佐々 博雄 国士館史資料室長・文学部教授
浪江 健雄 国士館史資料室室員
漆畑 真紀子 国士館史資料室室員

国士館史研究年報 楓原 二〇一三 第五号

平成26年3月11日発行

編集 国士館百年史編纂委員会 専門委員会

編纂 国士館史資料室

発行 学校法人 国士館

〒一五四―八五一五

東京都世田谷区世田谷四―二八―一

TEL 〇三―三四一八―二六九一

FAX 〇三―三四一八―二六九四

E-mail archives@kokushikan.ac.jp

印刷 株式会社リョーワ印刷

